

第8図 大松山城跡 (1/500)
赤枠内は史跡指定範囲



され、ほぼ東西に直線状に連なり、周りには腰曲輪と考えられる小さな平坦面が数カ所確認されている。

昭和初期に、備中松山城や城下を調査研究し、同5年に刊行された信野友春の『備中松山城及其城下』の「大松山城の址」によると、6箇所の大きな平坦面の内、東から3箇所を順に本丸・二ノ丸・三ノ丸としており、残り3箇所（西の3カ所）は、三ノ丸に取り付く腰曲輪であるとしている。

ここでは、各平坦面にこの呼称を用い、西部3段の腰曲輪としている平坦面は、上段（東）から順に第1腰曲輪・第2腰曲輪・第3腰曲輪として以下に述べる。

本丸は、大松山の最高所に位置し、50m×40mの広さを有する。櫓跡等の遺構は、現状では確認できないが、南側と西側に道が設けられている。南側の道は途中で不明となるが、西側の道は二ノ丸の北東側へ取り付く。

二ノ丸は、本丸の西側に位置し、標高は約470mである。60m×45mの広さを有する。二ノ丸の西側には、腰曲輪と考えられる南北に細長い平坦面があるが、この平坦面の北側に井戸跡と考えられる径約2mの石組遺構がある。

二ノ丸の東側には三ノ丸が位置し、最高所の標高は468mである。三ノ丸の西側と東側の2箇所には道があり、東側の道は、三ノ丸の東に隣接する曲輪から延びる道と合流し、北上して東西に分かれる。一方の道は、二ノ丸の南側を巡って、前述した帯状の腰曲輪へと続き、もう一方の道は、三ノ丸の南側を巡って第2腰曲輪へとつなぐ。西側の道は、西に隣接する第1腰曲輪へと続く。

第1腰曲輪は標高462mを測る。第2腰曲輪はその北東隅で第1腰曲輪と、南東隅で前述した三ノ丸の南側を巡る道と、また南西隅で第3腰曲輪とつながる。第2・3腰曲輪は、それぞれ標高は457m・451mである。

大池（第9図）

大池は、天神の丸の北へ延びる緩やかな尾根と、大松山の東へ延びる尾根とが交わるあたりの平坦面上に造られている。天神の丸跡と、切通番所跡のほぼ中間に当たり、標高446mに位置する。大きさは23m×10mで、長方形を呈し、長軸をN-25°-Eにとる。

大池の側壁は、全て石積み

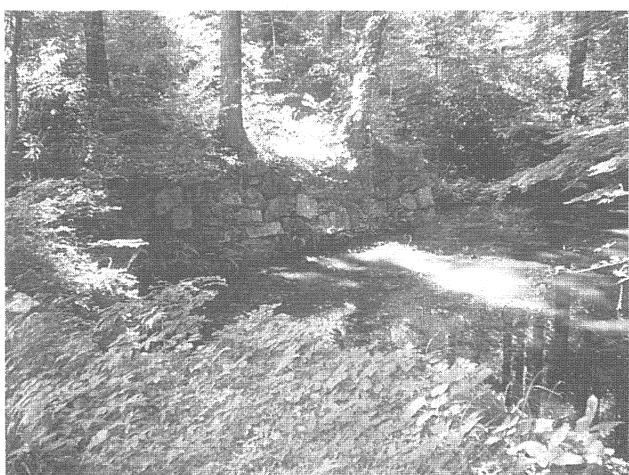


写真21 大 池

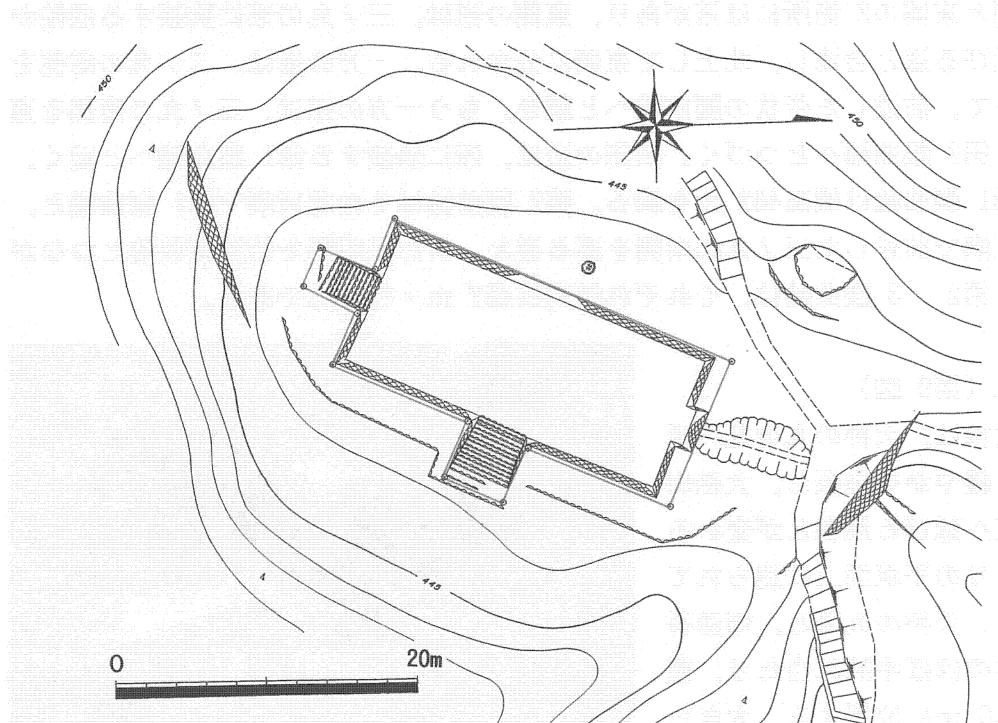
で、非常に堅固に造られている。南西辺及び南東辺のほぼ中央に石段を持ち、大池内への昇降口となっている。また北東辺のほぼ中央に、排水口を持つ。大雨などによって溜りすぎた水は、そこから谷筋に流出していたものと考えられる。このあたりには、等高線に平行して、谷側に城壁らしき石積みが築かれているが、現在の遊歩道がその石積みを横切っており、部分的に欠損している。

大池の側壁から約1 m離れ、南・東壁に沿って石列が認められる。また、元禄7年（1694年）に、備中松山城の接収にあたった大石良雄の書状や古絵図によると、この池には上屋がかかっていたようであるが、池底には礎石の配置が想定されるが詳細は不明である。

切通及び番所跡（第10図）

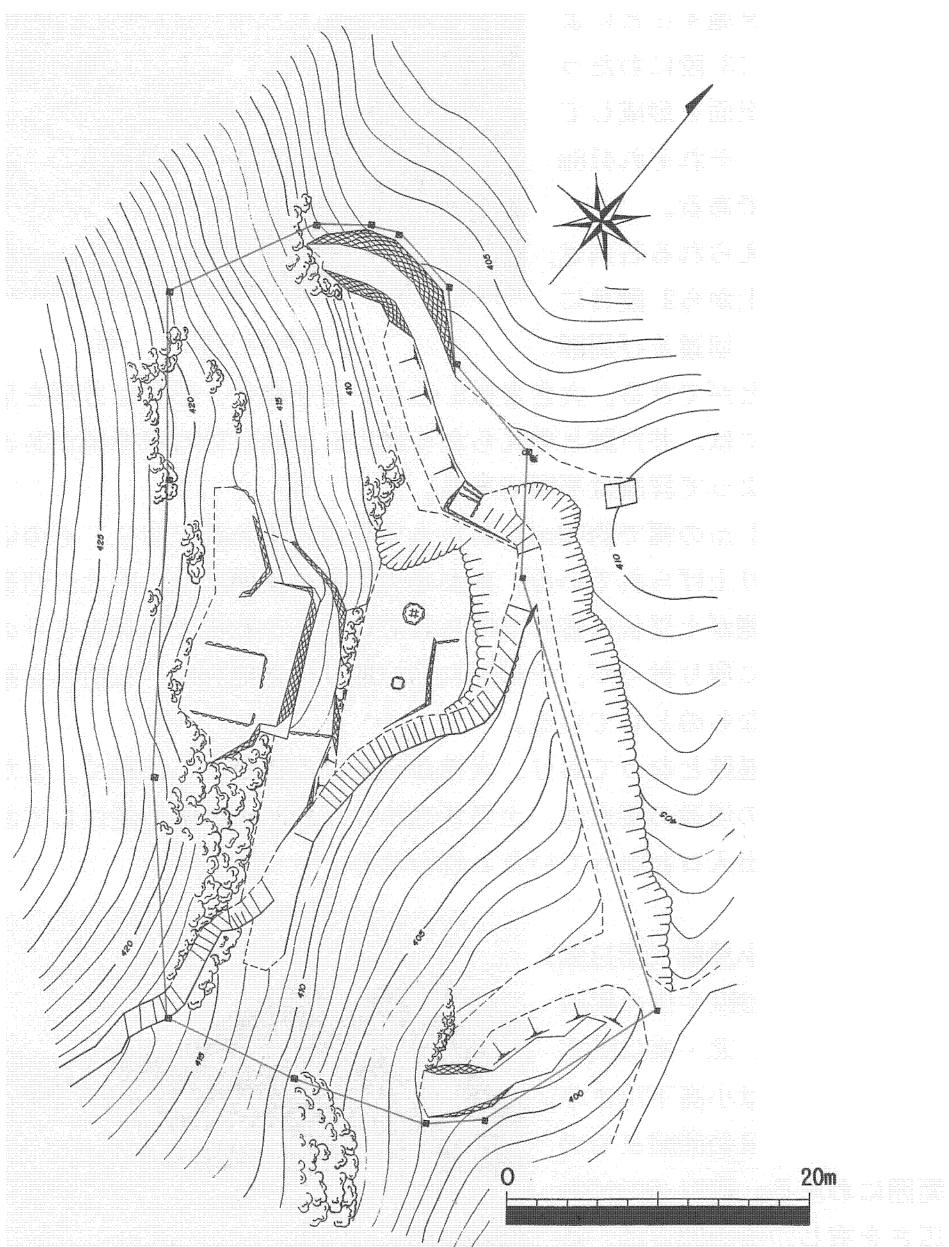
臥牛山は、高梁市街の北側にそびえており、周囲はかなりの急斜面となっている。唯一、北東の一部が津川町の佐与谷山に連なっている。そのため、ここに切通し（堀切）を築き、それに伴い防御の要衝として、また出入城者の確認のために、設置されたのが番所である。

切通及び番所跡は、臥牛山の主峰、大松山の東斜面上に位置し、8つの史跡



第9図 大 池 (1/500)

赤枠内は史跡指定範囲



第10図 切通及び番所跡（1/500）
赤枠内は史跡指定範囲

指定地の中では、最東端にある。自然の岩盤を巧みに利用し、石積みを施すことによって、傾斜面に3段にわたって曲輪状の平坦面を形成している。標高は、それぞれ418m・417m・410mである。

番所跡と考えられる石列は、その平坦面の上から2段目に位置しており、切通及び周囲

を一望することができる。大きさは5m×4mを測り、形状は方形を呈する。また、最下段には、井戸跡と考えられる径1.5mほどの石組遺構があるが、土砂の流入等によって詳細は不明である。

切通は、約8mの幅で約40mにわたって東西に築かれており、その切通の北側は壘状に盛り上げられている。またその切通の東側にも、南北に切通が築かれており、東側が土壘状に盛り上げられている。それら土壘状高まりの両端はそれぞれ岩盤に取り付くが、その崩れ易い取り付き部分に、石積みを築くことによって堅固なものとしている。

切通の底は通路となっており、大池から延びる道がここに続く。また、東西の切通と南北の切通の接点は、土壘状高まりが約3mの幅で開口しており、ここが城外への出入口となっていたと思われる。

〈付記〉御根小屋跡（第11図）

御根小屋跡は臥牛山の南麓に位置する。北・東は臥牛山に接し、南は小高下川まで、西は現在のJR伯備線までの範囲にわたる。約34,000m²の広さを有し、その四方は、堅固な石垣がほぼ当時のまま残存している。現在はその跡地の全てが岡山県立高梁高等学

校の敷地となっており、平成3年に岡山県の史跡指定を受けている。

小松山城が臥牛山山頂に位置するというその地形的な条件から山麓の御根小屋を松山城主の日常の居館として、また領内を治める政庁として設置し、平素



写真22 切通



写真23 御根小屋跡

はこの御根小屋において政務を執り、実質上の「城」としての機能を果していたものと考えられる。

創建年代は不明であるが、天正3年（1575年）の備中兵乱によって焼失したといわれていることから、それ以前に造営されたものであると思われる。

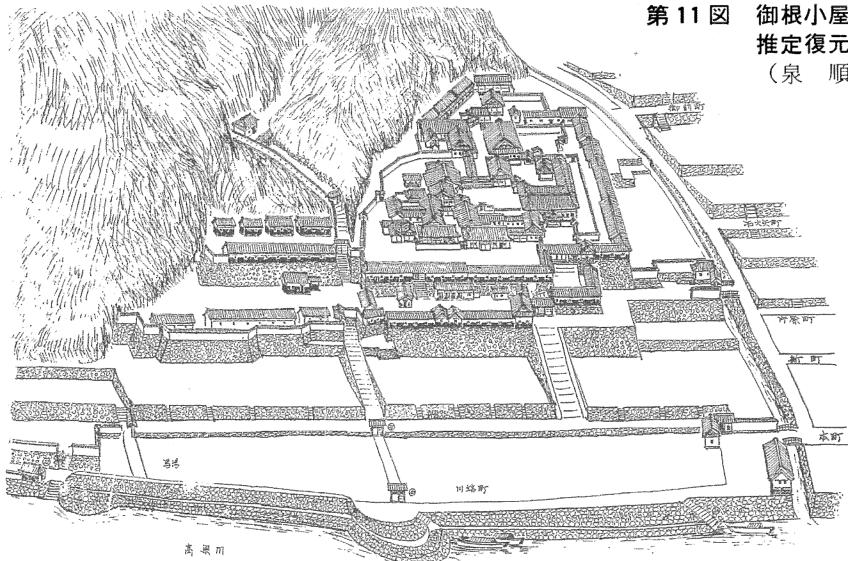
現在の石垣などは、文献や石垣の状況などから、小堀政一（遠州）によって慶長11年（1606年）から15年（1610年）にかけて再建されたものと考えられている。

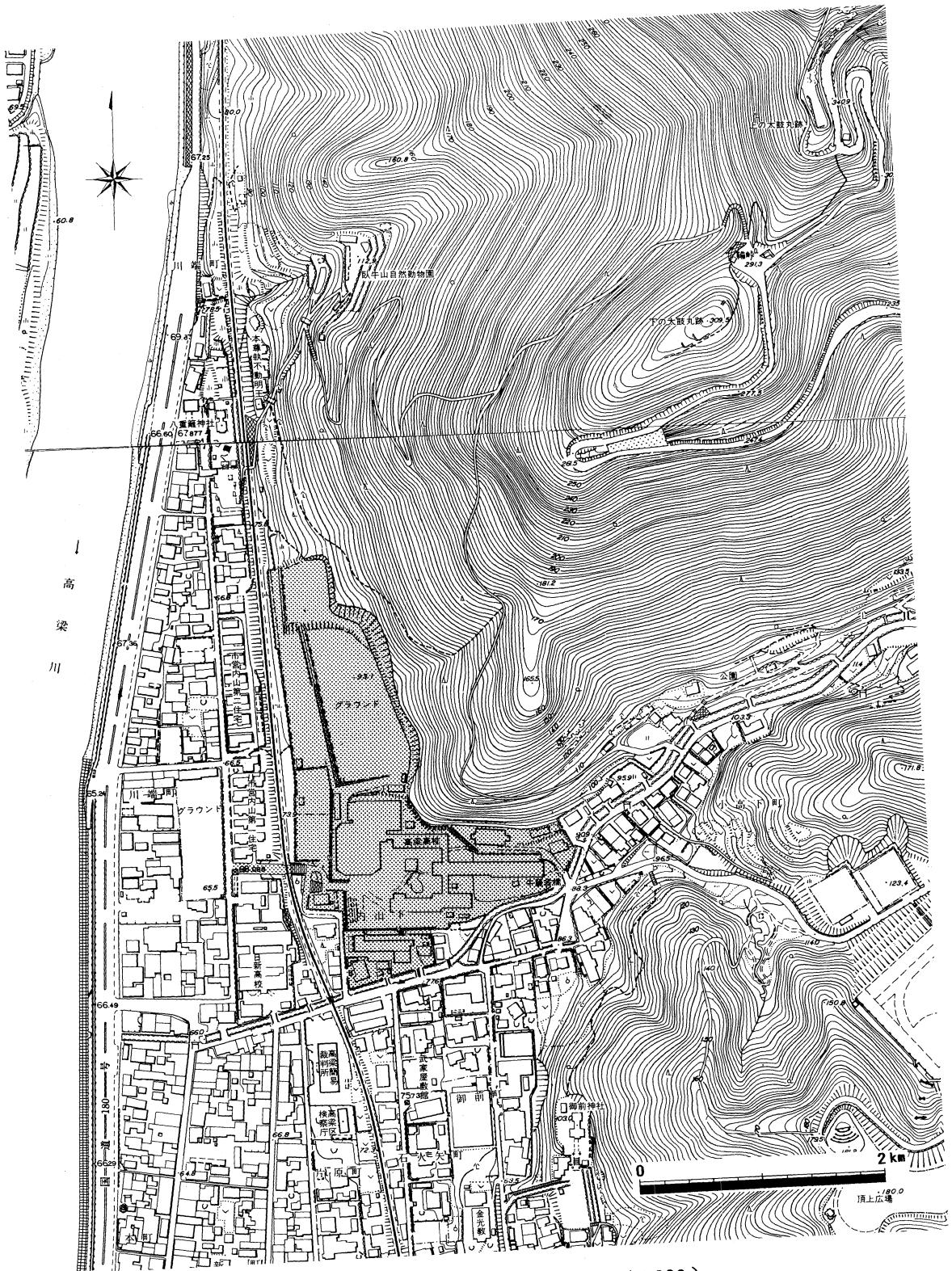
御根小屋は「御下屋敷」「御殿」とも呼ばれていたが、江戸時代には一般に「御城」と呼ばれており、小松山城のことを「御山城」と分けて呼称し、一般に登城とは御根小屋へ出仕することであったようである。また後には「松府城」とも称していた。

御根小屋跡の建物の配置等の詳細が記されたものとしては延享元年（1744年）の絵図があり、それによると南と西の二方に高い石垣を築き、さらに内部を石垣や塀・門で7つの曲輪に分け、御殿および付属建物を配置している。また、板倉氏の移封当時設けられていた御殿及び付属建物の様子は、寛延2年（1749年）4月の『覚』に詳細な記述がある（資料編参照）。

これらの建物は明治維新後撤去され、その跡地に一時監獄が置かれていたこともあるが、明治33年に岡山県立高梁中学校が設置された。現在は岡山県立高梁高等学校敷地となっているが、石垣や御殿の庭の一部はほぼ江戸時代のまま残っている。

第11図 御根小屋（松府城）
推定復元図
(泉 順逸 作成)





第12図 御根小屋跡及び周辺 (1/5,000)
高梁市都市計画図より作成

2. 遺構調査と問題点

本稿では史跡指定地外の山の斜面部に関する遺構があるかどうかを確認するために行った分布調査の結果を報告する。

分布調査を行うにあたり、期間、人員の数、人が立ち入らなくなつて荒れた山の状況などの諸条件をあわせて考えて、次の事柄を中心に検討することにした。

①地形図をまず検討して、関連する遺構が存在すると考えられる場所を調査する。たとえば尾根上で急に傾斜が緩やかになり、人の手が加わった可能性が推測できる場所などである。

②「史跡備中松山城跡」に関しては幸いに江戸時代初期からの絵図が20枚あまり残っている。そこでその絵図を検討して、現在確認されていない遺構、たとえば曲輪や井戸などはないかを先ず調べ、その位置を地形図とあわせ検討して現地を調査する。

③地元の方にお話を伺い、これまでの報告書などでは明らかにされていない関連する遺構や道などはないかを検討し、現地で調査する。

以上の3点を念頭に分布調査を行ったが、短期間での分布調査であり、正確な測量等も行っていないため、以下に述べる標高、計測値などはおおよそのものであることをあらかじめお断りしておく。

また便宜上、第13図のように地区をわけて説明する。

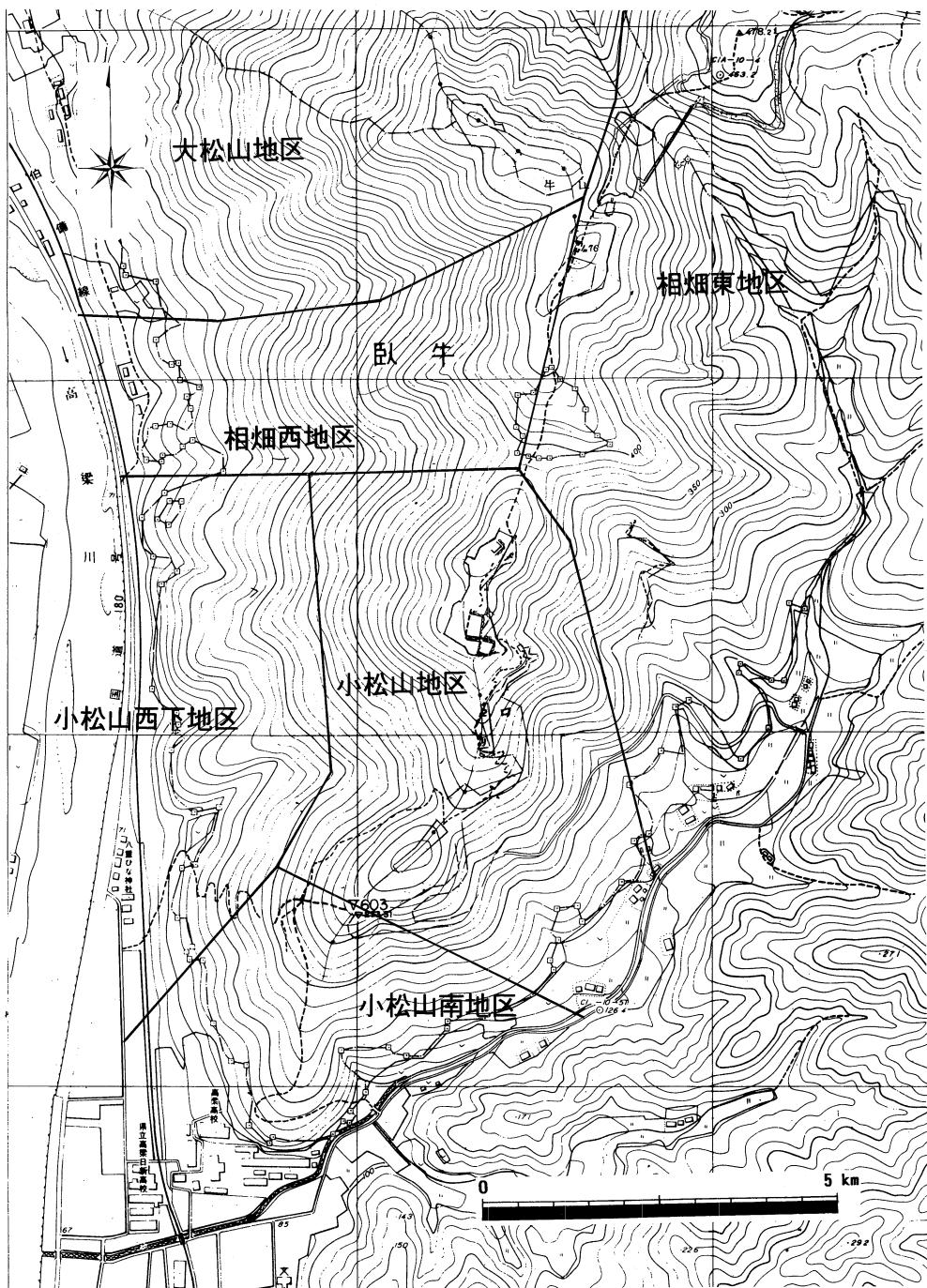
大松山地区（第14図）

大松山地区では北から西の尾根を中心に調査した。

まず北側斜面では標高450m～460m付近に縦横10m前後のものから20m前後の曲輪と推測される平坦部が6カ所確認された。いずれも樹木、落葉に覆われ詳細は分からぬが、比較的しっかりしている。

北西側尾根は大松山の西端曲輪から下りる比較的険しい尾根筋である。途中で2筋に分かれるが、北側の尾根は傾斜がきつく、途中で引き返した。南側の尾根は傾斜はやはりきつかったが、高梁川ぞいの国道180号線まで下りることができた。この尾根ではA地点の平坦部が注目される。

このA地点は標高約320～330m前後に位置する。大松山の西端の曲輪から直線距離で約200m離れた地点である。大松山からのかなり傾斜がきつい尾根がここで突然平坦になる。まずこの傾斜がかわるところには上部での幅約5.2m中段での幅約3.3m、長さ約7mの堀切状のものが見られる。底は落葉などで埋



第13図 分布調査踏査行程図

もれており、明確な幅はだせないが、尾根の高い方との比高差は約1.2 mである。平坦部側との比高差、つまり現状での堀切の深さは約0.8 mである。

次に平坦部であるが、本来の尾根のカーブ、傾斜に沿つて4つに区切られて作られているようである。まず東端のもの（A1区と仮称）は小さな変化を無視すると長さ約28m、幅約9～10mの平坦部を形成している。この平坦部の北西端部に少し盛り上がる部分があり、これを境にほぼ同じ幅で長さ約14mの平坦部が続く（A2区と仮称）。次にA2区の北西端から緩やかに下がる部分が約20m続き（A3区と仮称），

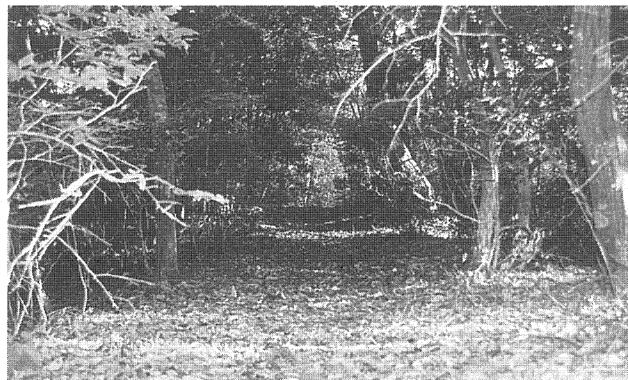


写真24 大松山地区A地点

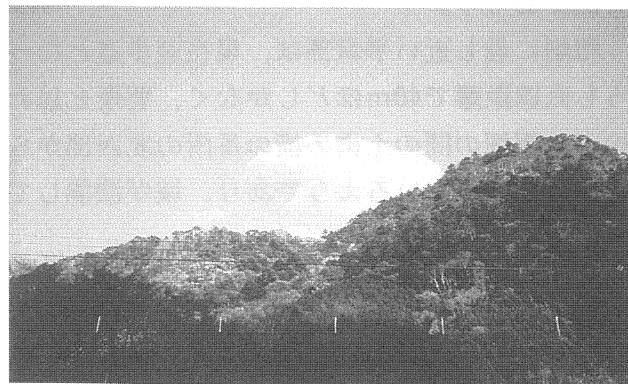


写真25 A地点遠景

最後のA4区にいたる。A3区とA4区の間は幅が約5.6 mと狭く、高さもこのつなぎの部分が低くA4区の頂部との比高差は約3.5 mある。A4区は平面形が台形状の小山のような形を呈し、高さからもやや独立した感がある。大きさはA3区側の幅が約8 m、先端部側が約12m、長さが約12.5mである。

このA 地点は以上のように人の手が加わったものである可能性が極めて高く、重要な地点であると思われるが、今回の調査では遺物などは確認できなかったまたこの平坦部は国道180 号線からも尾根上に平らな部分が十分確認できる。

A4区から下方へは傾斜がきつくなり、国道180 号線までに小さな平坦地が3カ所ほどある。ただしこれらは人工的な曲輪かどうかはわからない。

次に大山西側の尾根では、2 カ所ほど平坦部を確認したが、人工かどうかははっきりしない。

相畠西地区（第14図）

本地区では第 図の尾根を調査した。北の尾根では4 カ所の平坦部を確認した。そのうちのB とした地点は幅約8 m、長さ約33mと比較的広く、曲輪とし

て利用した可能性が高い。特に先端部は岩盤が露出しており、使用しにくいやうであるが、ここからの眺望はすばらしく、北は遠く鳥取県の大山が望め、南は高梁市内が望める。また現在の小松山地区のお城もよく見える。またこのすぐ上の平坦部も幅約12m、長さ8 mの広さがあり、使用可能であろう。

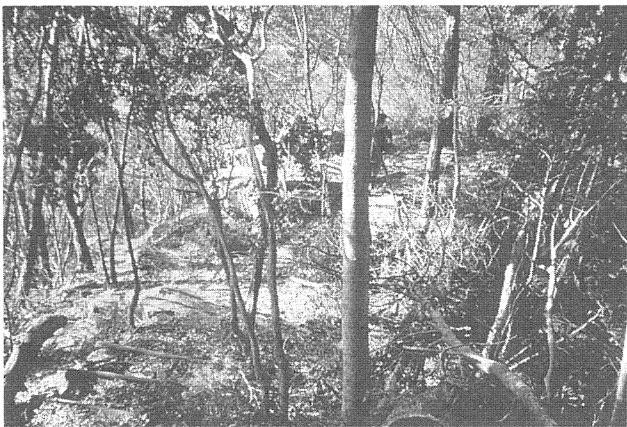


写真 26 相畠西地区曲輪

相畠に最も近い平坦部は、現在遊歩道となっている道の北側、相畠の曲輪からも直線距離で40mほどしかなく、要所と思われる。またこの遊歩道自体も小松山と相畠の間の土橋の横の番所の北西部から始まっており、それ以前の道を整備して作っているようであり、城が機能していた時期の道である可能性はないのであろうか。

次に今述べた尾根の南側に小さな尾根状のものがあり、標高350 m付近に地形図を見ると平坦部らしきものが見られる。そのため確認に行つたが、現地には大きな岩が散在し、明確な平坦部はなかった。またその上方、遊歩道のすぐ下の地点で大きな岩の露頭が見られ、石垣に切出しうる場所と考えたが、石切りの矢の痕などは見られなかった。

一方相畠の北、せいろうが壇の南西部、すぐ下方に幅約11m、長さ9 mの平坦部がある。これはその位置からもせいろうが壇に伴う曲輪の一つであろう。

相畠東地区（第14図）

相畠の東側では、天神の丸の南東の尾根と、相畠の東側の尾根、そしてその途中から南東へ伸びる尾根、土橋から東におりる斜面と尾根部を調査した。

天神の丸の東から南東側は、頂上部の標高466 mから400 mまでは比較的傾斜がきつく、そこから標高350 mくらいま



写真 27 相畠東地区井戸

で尾根部の傾斜が緩くなる。この尾根では緩傾斜の部分で3カ所の平坦部を確認した。西から $8 \times 7\text{m}$, $10 \times 6\text{ m}$, $18 \times 11\text{m}$ の大きさで、最も低い東側のものが少し大きい。西端のものは円形に近い平面形をなしている。ただしいずれも明瞭な平坦部を形成しているわけではなく、多少の傾斜はもっている。

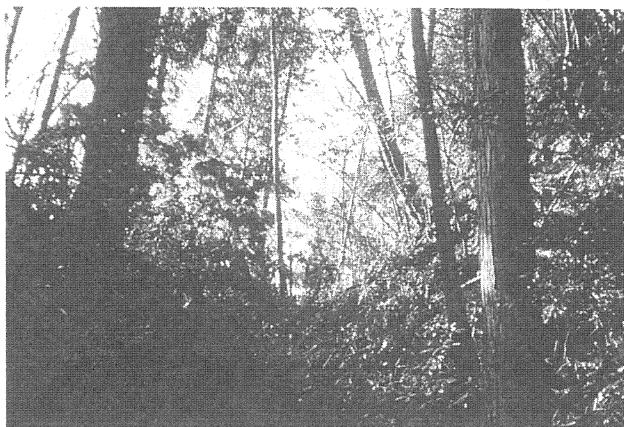


写真 28 相畠東地区切通

相畠の東の尾根では、まず標高415 m付近に幅約10m、長さ約50mの平坦部を作り、この平坦部の東側に上部での幅10m、底から城側の平坦部までの高さ5 mの明瞭な堀切がみられる。城との位置などから判断してこの堀切までが狭い意味での城の範囲と言えよう。この堀切の上の平坦部から相畠と小松山を結ぶ土橋の北側に向かって道らしきものが1本見られる。またこの堀切へも土橋からの道が伸びているようである。慶長年間に描かれた絵図にこれに対応すると思われる道が描かれている。そしてこの絵図にはこの堀切を抜けて北側に2カ所の井戸が描かれているが、今回の調査では確認できなかった。

この堀切から東では標高320 m付近で1カ所平坦部を確認している。

堀切から南東に伸びる尾根では標高280 m付近で幅約9 m、長さ約22mの2段になる平坦部を確認している（C 地点と仮称）。上段の長さは17mで、1mほどの段差を持ってさらに5 m伸びる。この平坦部は比較的明瞭で、この南東側先端部から道と思われる通路が東側の谷まで伸びている。この平坦部の谷を挟んで南西側には昭和58年に調査された平坦部（F 地点と仮称）がある。ともに城の南東側の守りに重要な地点と思われる。

土橋のすぐ東側には石垣を持つ平坦部、持たない平坦部があつて、この付近を守っているが、そこからさらに東に約5 m下がった地点に幅約30m、奥行約10mの大きな平坦部がある（D 地点と仮称）。この平坦部は前面を石垣で構築しており、その石垣の高さは中央部で約5 m、両端で約3 mあり、大規模かつ立派なものである。

D 地点から東へいま述べた道に沿って直線距離で約160 m下りると、道の北側に井戸と考えられる円形の石組遺構がある（E 地点と仮称）。 $3.7 \times 4.2\text{m}$ の大きさで深さは現状で0.5 mである。塊石や割石を3～4段積んで壁を築いている。

E 地点から斜面に沿ってさらに道を下ると、道が二手に分かれ、左に行くと前述のC 地点に行く。右に行くと昭和58年に発掘調査したF 地点に行く。

F 地点は現在順正短期大学のグランドになっているが、発掘調査によって建物が3 棟検出されている。発掘調査以前の状況は幅10m、長さ約30mの平坦部となっていた。周辺部に柵などは検出されなかつたが、出土遺物から16世紀代に使用された曲輪の一つと考えられている。この発掘調査の成果はこれまで述べてきた平坦部のいくつかに同様の建物などがあった可能性を示している。

土橋からの道はこのF 地点の平坦部へ下りるとともに、現在はこの西側の谷筋を通って現在の登山用舗装道路に下りる。

小松山地区（第15図）

小松山地区では現在の城の周辺を調査した。特に第六平櫓と第三平櫓の横から城外に出られるようになっているが、これがどこに行けるのかを確認するためにその付近を調べた。

まず第六平櫓から第七平櫓の横を通って外に出ると、南側の斜面に沿って道らしきものがないでもないが、傾斜はかなりきつかった。次に西に伸びた尾根であるが、標高415m付近と410m付近に9.5×9m、9.5×6mの平坦部がある。前者は比較的しっかりしている。さらにこの尾根に沿って標高385 m付近、360 m付近にも平坦部がある。また標高395 m付近に南西方向へ下がりながら伸びる小さな道状のものがある。

第七平櫓から北西方向に伸びる小さな尾根にも小さな平坦部がみられる。

第六平櫓から外に出る道は以上のように利用はできそうであるが、かなり厳しい道である。

次に第三平櫓から西へ出る道であるが、まず石垣に沿って北西方向へ進むとちょうど石垣の外折れの部分の標高395 m付近で、地形に沿って外湾気味に幅3 m、長さ12.5mの平坦部がある。これは比較的しっかりしている。

また第三平櫓の南側には尾根に沿って4段の石垣が築かれている。この尾根から東へ斜面に沿って下りると中太鼓櫓跡から大手門へいたる道にすぐ出る。

小松山の東側では明確ではない部分もあるが、大手門のすぐしたから搦手門へ抜ける道が確認できた。この道は絵図にも描かれている。ただ同じ慶長年間の絵図に、この道の大手門のすぐ下から分かれる小道が描かれており、その先に井戸が描かれているが、今回の調査では確認できなかった。

小松山の城跡の南側には中太鼓櫓跡、下太鼓の丸跡と呼ばれる立派な石垣をもつ櫓跡が2カ所ある。中太鼓櫓は小松山の本城から伸びた尾根がもう1度高くなった標高350 m付近に築かれていた。そして下太鼓の丸はそこからまた南

下してふいご峠を越え、再び高くなつた前山の頂上部の標高320 m付近に築かれていた。今回の調査では地形図を検討して、中太鼓櫓跡の下方、ふいご峠の上手に平坦部があるようであったので現地を調査した結果、標高305 m付近に15×15mの比較的しっかりした平坦部を確認した。石垣などの構造物はなかつた。この場所は南北に伸びるこの城を東西に横切るふいご峠のすぐ上という要所であり、なんらかの施設があつた可能性は高い。

小松山西下地区（第15図）

この地区は臥牛山の南西麓、国道180号線に近いところであるが、地形図を見て平坦部があるようであったので調査した。その結果標高160～200mの範囲で4カ所の平坦部を確認した。大きさは18×5 m, 12×3 m, 15×11m, 10×3 mである。

小松山南地区（第15図）

下太鼓の丸跡から南西山麓の御根小屋跡の間の尾根筋を調査した。現在は麓から山上の城跡へ登るには車で臥牛山の南斜面を下太鼓の丸跡の上の駐車場まで行くが、以前は御根小屋から尾根筋に沿つて登り、途中から下太鼓の丸の西斜面を登つていたと推測されている。今回の調査ではその古道の調査を行つた。まず現在の舗装道路が下太鼓の丸跡の急にカーブしているところの下方斜面（標高250 m付近）から標高200 m付近までの尾根筋に4段の石垣が築かれている。石垣の高さはだいたい1 mほどである。この石垣は尾根筋に直交するように築かれており、その上面に石垣に沿つて幅1 mほどの平坦部がある。この平坦部はジグザグになって尾根筋を切つてある。つまりこれが御根小屋から登る古道と考えられるのである。

次に慶長年間の絵図に「あせびノ丸」と書かれた曲輪がある。しかしこれまではその位置がはつきりせず、「あせびノ丸」を上下の太鼓の丸跡に当てる考え方もある。しかし今回の調査において「あせびノ丸」と推測される平坦部を確認した。

この平坦部は標高180 m付近にほぼ南北に伸びている。多少地形に沿つてカーブするが、南北約62m、東西約8 mの明らかに人工と考えられる平坦部である。石垣などの施設は確認していないが、中央



写真29 あせびの丸

部の南北17m、東西8,5 mの範囲が一段高くなんらかの構造物があったものと推測される。また新しいものと考えられるが、中央部にお地蔵様が立てられている。

さて、慶長年間の絵図に描かれた「あせびノ丸」は長辺に「拾弐間」、短辺に「四間」と書かれており、一間を1.8 mで計算すると、長辺が21.6m、短辺が7.2 mになる。長辺の21.6mは中央部の一段高い部分の17mよりは長いが、平坦部全体からみれば十分おさまる数字であり、短辺の7.2 mはちょうど良い数字である。さらに慶長の絵図では実際に石垣が築かれている部分には石垣が表現されているが、この「あせびノ丸」には石垣が描かれておらず、現地での石垣の未確認と符合している。そして絵図に描かれた位置を考えるとこの平坦部が「あせびノ丸」の跡であると考えて、ほぼ間違いないであろう。

そしてこの平坦部から下方へ下りる道が南西部についているが、割石を使って28段の階段が作られている。この道はそのまま御根小屋のあった現高梁高校へ下りていく。ただし、この道の起点である坂口門に関連するような遺構は確認できなかった。

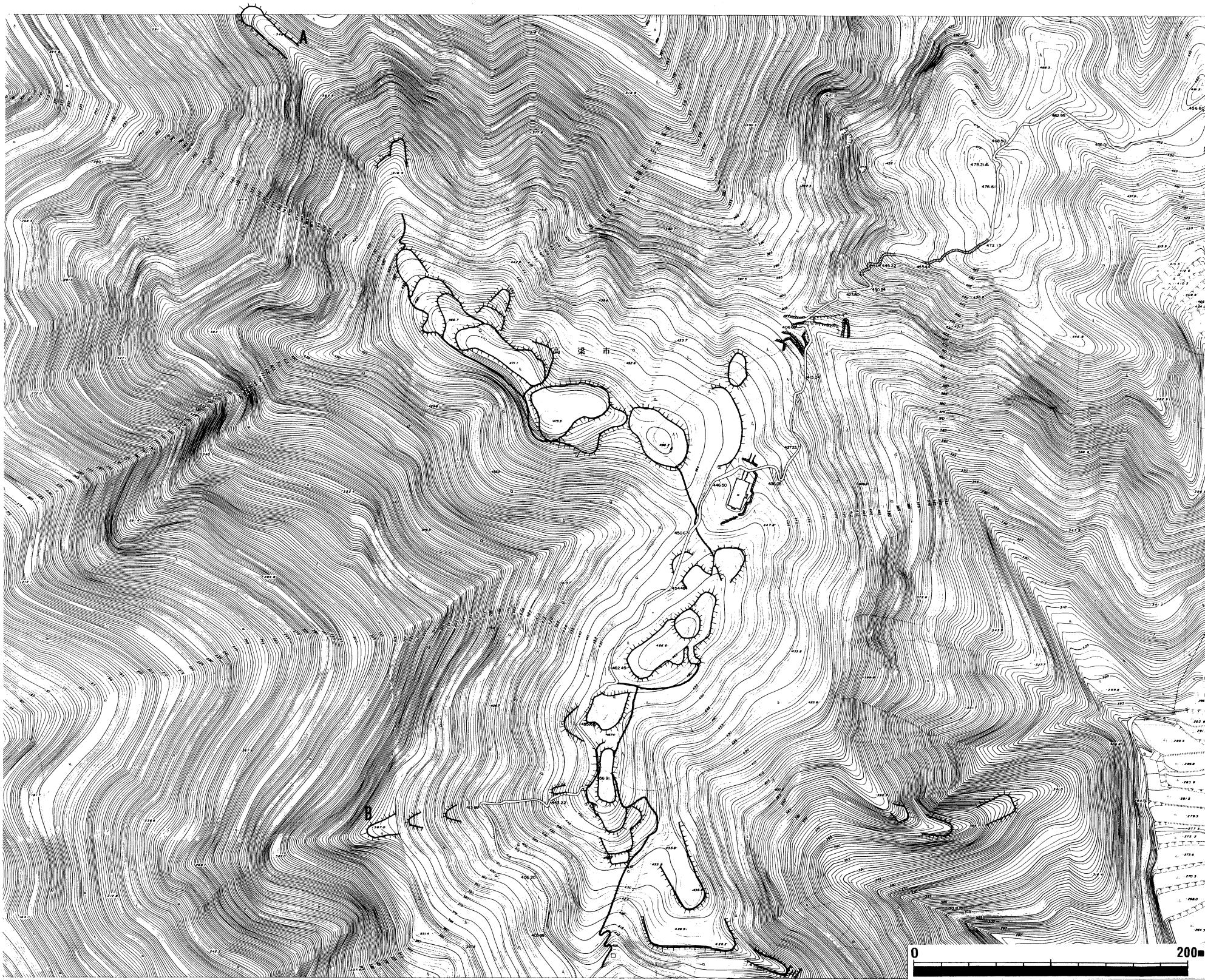
まとめと問題点

以上、大松山、天神の丸、相畠、小松山と南北約1 kmに及ぶ史跡備中松山城跡の周辺の関連遺構に対する調査結果を報告したが、ここで簡単に整理する。

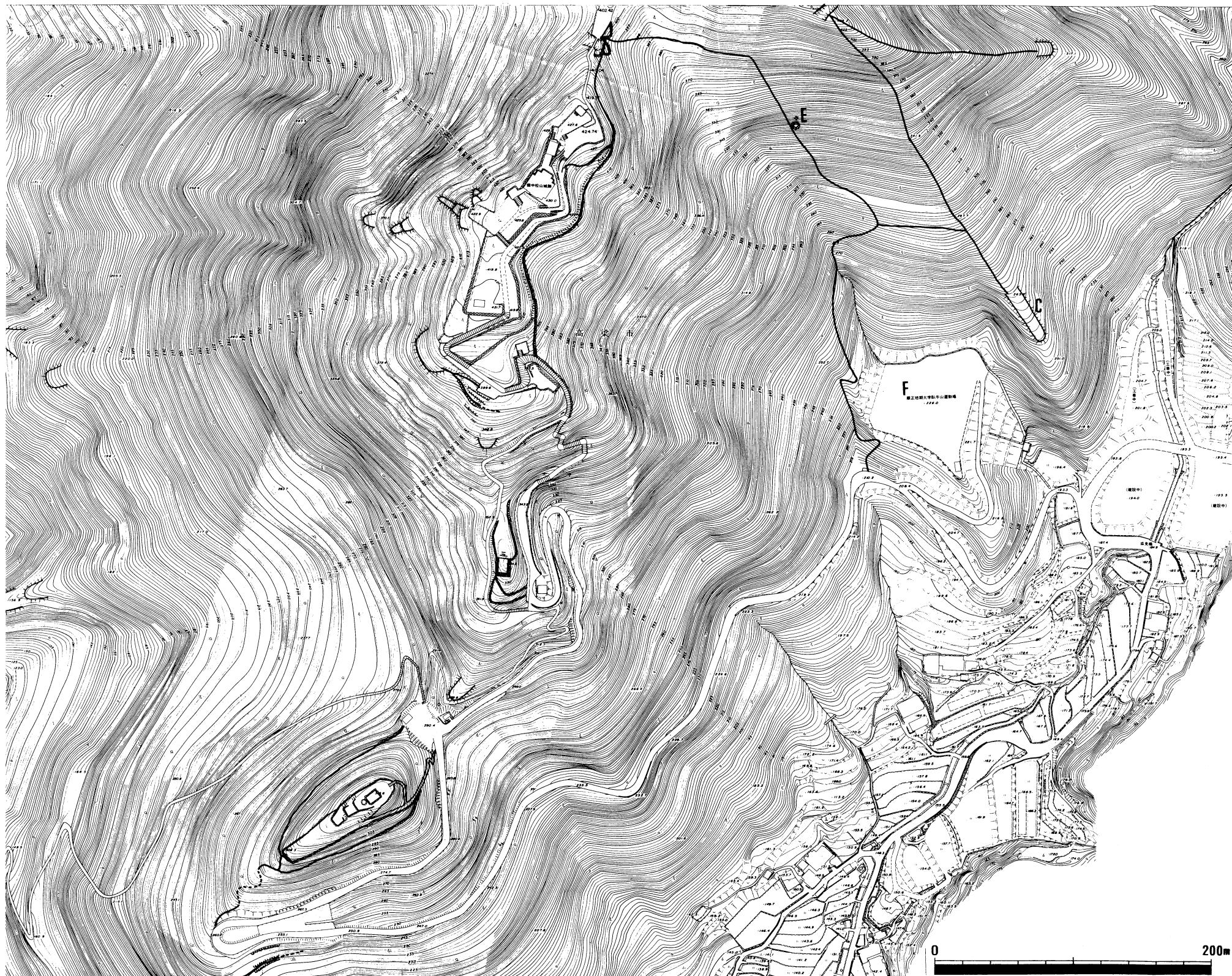
まず史跡指定地の外側の斜面部についてはこれまでほとんど触れられていなかったが、今回の分布調査によって少なくとも備中松山城に関連する遺構がかなり存在することが確認できた。特に絵図のみで知られていた「あせびノ丸」と推測される平坦部が確認されたこと。そしてその下方、上方に石を用いた階段や石垣を築いた道が存在することが確認できたことは極めて大きな成果と言えよう。

さらに、明らかに人工の物と推測されるA～Cの平坦部、そして発掘調査をしてみなければ明確な答えは出し得ないが、30カ所ほどの平坦部、D 地点の石垣をもつ平坦部、E 地点の井戸など、多くの成果を挙げた。

これらの時期については「あせびノ丸」と推測される平坦部が推測通りであるならば慶長年間(1596～1614年)以前のものとなる。しかしこれ以上については遺物が採集されておらずわからない。ただ、大松山関係には石垣がなく、小松山関係には石垣が使用されているようである。そして慶長年間の小松山の城は石垣が使用されている。石垣の使用、未使用、不使用だけでは年代は当然決められないが、一つの参考にはなると思われる。この観点から今回確認した周辺の平坦部などを見ると、石垣を使用しているのはD 地点の平坦部のみである。



第14図 臥牛山遺構分布状況 その1



第15図 臥牛山遺構分布状況 その2

今回の分布調査は初めに述べたようにある面で大雑把なものでしかない。特に、夏から秋にかけての台風によって倒れた多数の樹木によって道が遮られたり、斜面を確認できなかつたりした部分もある。絵図に描かれているにも関わらず確認できなかつた井戸もある。歩いて確認した範囲では遺構の残存状況は極めて良好であると判断されるので、これらの井戸なども将来条件の良いときに時間と人手をかけければ確認できるのではないかと期待している。

又今回の分布調査は臥牛山だけを対象としたが、城の北東部へ連なる山々にも良好な平坦部や砦と言われている地点があるようである。今後は周辺の山々を含めた調査が必要であろう。

最後に、今回の分布調査の成果は史跡指定地以外の斜面部にかなりの関連する遺構が存在することを確認したことである。この一部はすでに昭和58年のF地点の発掘調査によって確認されている。特にF地点は平地に近く、臥牛山全体の低い地域にまで関連遺構が存在することを推測させるのである。今後は今回の調査成果をもととして、正確な測量調査や発掘による確認調査を含めた総合的な調査が必要であろう。

3. 天然記念物「臥牛山のサル生息地」としての臥牛山の現況と課題

昭和29年、古来より臥牛山に生息する野生のニホンザルに餌付けする計画が高梁市により立案され、11月には「臥牛山野猿保存会」（会長：三木岡山県知事当時）がつくられた。

昭和30年2月から餌付けが開始され、12月には「臥牛山自然動物園」として開園、翌31年12月28日に、この自然動物園を含む臥牛山のほぼ3分の2の地域が天然記念物「臥牛山サル生息地」として指定を受けた。

自然動物園の管理は、当初、高梁市が行っていたが、昭和39年6月からは民間会社に委託するようになり、「備北観光株式会社」を皮切りに、昭和40年4月以降は「高梁川観光株式会社」が、さらに昭和57年以降は、「有限会社 吉備エンターブライズ」が管理・運営に当たってきた。

天然記念物の指定地域は、標高478.8mの臥牛山の西斜面（高梁川沿い）を中心とする国有林と一部民有地を含む地域であり、指定地のほぼ中央の小松山山頂から大松山にかけて分布する史跡備中松山城跡も含んでいる。

この指定地域内の国有林については、その全域が禁伐地域に指定され、樹齢130年と推定される巨樹が生育しているが、天然林の割合が74.8%と高く、中国地方では、数少なくなった暖帯自然林（樹齢100年以上）としても有名である。

また、植物に限らず昆虫類も、その豊かな食樹・食草の種類によって、多種

多様なものが混棲している。

この動植物豊かな臥牛山の自然が、遙か昔からニホンザルの生息を可能にしていたと考えられ、現在では約300頭のニホンザルが生息している。

しかしながら、餌付け当初120頭前後であったニホンザルの頭数を考えると3倍近い頭数に増えており、当然のように猿害が問題となっている。

臥牛山のサル生息地は、全国で最も市街地に近いものの一つであり、自然動物園の開園直後から猿害が問題となり、猿害対策は、天然記念物の管理の上で様々な課題と問題点を抱えてきた。

とりわけ備中松山城との関わりの中では、天守閣及び二重櫓の建造物を泊まり場として利用していたために、扇による汚れ、瓦及び壁の損傷、避雷針の破壊等、年々重要な問題となっていた。

この被害防止のため、昭和61・62年度の2年で天守閣と二重櫓に電気柵を設置し、現在では天守閣と二重櫓の被害は、皆無といって良いほど効果が上がっている。

しかしながら、臥牛山周辺の猿害に関しては、一時よりその件数は減ったものの現在も続いている。そのため高梁市では、文化庁の指導・協力のもとに、単に猿害防止のためだけでなく、文化財である天然記念物のサル生息地の保護保存と、そこに生息するニホンザルの適正な保護・管理を目指して、昭和61年度から5年間の国庫補助事業で、臥牛山のニホンザルについての調査・研究に取り組んできた。

初年度の昭和61年度には、財団法人日本野生生物研究センターに調査を委託し、昭和62年度以降は、同年5月21日に設立された「臥牛山のサル生息地調査団」（団長：川口四郎岡山大学名誉教授）に委託し実施したが、最終年度の平成2年度の調査報告書により、天然記念物の管理体制について、基本的な方向性が提案された。

この提案を受けて、高梁市では、天然記念物臥牛山のサル生息地のニホンザルについての保護・管理基本計画と保護・管理実施計画を策定し、天然記念物臥牛山のサル生息地及びサルの適切な保護・管理を目指すこととした。

この計画の実施にあたっては、臥牛山に生息する臥牛山のサルたちが、自然の状態で生存でき、地域住民と共に存できる状態を目指して、専門家の指導を受けながら教育委員会のもとでの一元的な管理を行うことが基本となる。

この計画実施の手始めとして、平成3年12月から観光施設としての自然動物園を閉鎖し、臥牛山の自然環境の中で生息できる適正頭数の目標を100頭前後におき、この頭数に近付けるため、適切な給餌により個体数の自然調節を図ることとした。

しかししながら、課題が多く、さらにより良い管理方法を目指すために、文化庁の指導・協力を仰ぎながら、本年度から3カ年計画で、再び国庫補助を得て新たに調査研究及び保護対策事業を進めているところである。

4. 自然休養林・高梁川上流県立自然公園としての臥牛山の現況と課題

史跡備中松山城跡を含む臥牛山は、前述した国による天然記念物指定のほかに、昭和50年に、岡山県によって高梁川上流県立自然公園・臥牛山特別地域としての指定を受け、昭和63年には、林野庁によってレクリエーションの森・臥牛山風景林としての指定を受けている。また、朝日新聞社と森林文化協会によって「21世紀に残したい日本の自然100選」の一つとして、県内では岡山市の百間川と共にこの臥牛山が選ばれている。

このような種々の指定を受けた理由として、臥牛山が長期にわたり人為的な影響をほとんど受けていないという事と、臥牛山の植物相が非常に豊富であるという事が挙げられる。

臥牛山自体は、明治維新後直ちに国有林に編入されたため、現在までそのほとんどが自然林として残っている。また、臥牛山の立地が岡山県の中部地域にあり、南方系と考えられる植物と北方系と考えられる植物とが混在しており、基本的にはモミが優占するものの尾根沿いのアカマツ林や、谷筋の落葉広葉樹林、山麓の二次林（スギ・ヒノキの植林）等があり、多種多様な植物相を呈している。その樹種の豊富さはこの地域の植物相の特徴として古くから指摘されており、最近行われた調査によるとシダ植物以上の高等植物は、133科927種を数える。

また、前述したように、植物に限らず動物相もその豊かな食樹・食草の種類と地理的な条件によって、多種多様なものが混棲している。

特に、動物相の中で注目されるのは、自然林の中に生息する昆虫類で、ここ臥牛山にしか生息していない種類も少なくない。昭和60年までには蛾類で260種以上が、カミキリムシ科だけで134種が発見されており、岡山県では昆虫相の最も豊かな地域と考えられている。

また、昭和61年度から始めた天然記念物臥牛山のサル生息地保存管理に伴う動物相の調査によって、蛾類はさらに約660種が確認され、現在921種となり昆虫類は、全部で158科1,695種を確認している。

このように、県下でも数少ない原生林を残し、動植物の宝庫である臥牛山の自然を維持することは、現代に生きる我々の責務であると考えられる。

5. 管理施設等の整備状況及び問題点

史跡備中松山城跡の位置する臥牛山は、これまでに述べたように史跡指定の他に様々な指定を受けてきている。これにより、岡山県や高梁市によって、継続的に整備を行ってきた。主なものとして、防災道路整備や遊歩道の整備、それに伴う案内板・ベンチ等の設置等が挙げられる。

特に小松山城内に関しては、管理団体として高梁市が独自に案内板や標柱、説明板を設置し、また史跡内や重要文化財である天守閣・二重櫓・三の平櫓東土堀の保護・管理を図る目的として、管理事務所を設置して管理人を置き、城内の美化清掃、維持管理に努めている。

以下にその問題点を挙げる。

①現在、ふいご峠から上は、原則として緊急自動車及び通行許可書を持つ車以外は通行禁止としている。そのため、見学者は、ふいご峠から歩いて登城するが、途中の道路法面のコンクリート擁壁等に落書きを行い、非常に美観を損ねている。

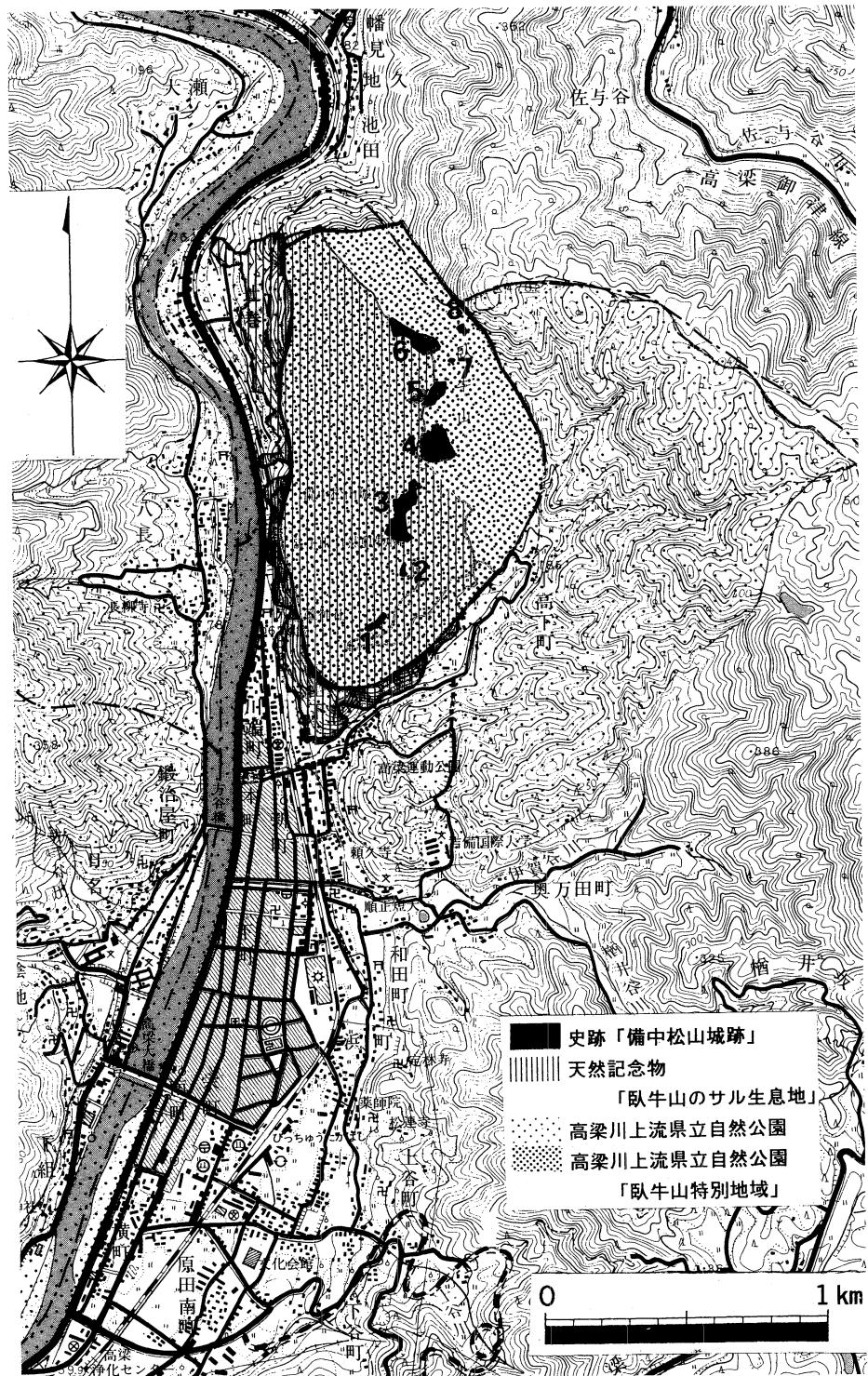
②現在設置している案内板は、市が設置したものと、民間企業によって寄贈されたものの2種類があり、また、ベンチ・説明板に関しても、そのつど必要に応じて設置したため、形態・デザイン等に一貫性がなく、景観への配慮に欠けている。

③城郭内には、管理棟・休憩舎・便所といった管理施設があるが、現在の位置は、遺構（建物跡）上にあり、然るべき位置に移築する必要がある。

④屑籠・ベンチ等の施設が、二の丸より上段に集中しており、系統的な設備配置となっていない。

⑤現在、小松山城跡には、城内外の閉塞施設がなく誰でもが自由に入りできる。昼間は、管理人が詰めて清掃・管理を行っているが、夜間は無人となるので、重要文化財や自然林等の失火・損壊の心配がある。

これらを解消しても、整備としてはまだまだ十分と言えるものではなく、基本計画を策定して、今後、城郭の歴史や本来の姿を、見学者に理解してもらうための整備を行う必要がある。しかし、先に述べたように、様々な指定を受けているという特殊性と、現状を十分考慮すると、常に文化財保護と自然保護の整合性を前提とすることが必要である。



第 16 図 各種指定範囲図 (1 / 25,000)

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 下太鼓の丸跡 | 2. 中太鼓櫓跡 | 3. 小松山城跡 |
| 4. 相畠城戸跡 | 5. 天神の丸跡 | 6. 大松山城跡 |
| 7. 大池 | 8. 切通番所跡 | |

III 史跡備中松山城跡保存管理計画

1. 現状変更の規制

史跡備中松山城跡のうち、近世城郭である小松山城跡は、天守閣・二重櫓・土塀の一部をはじめ、石垣や櫓・番所・門の礎石などがほぼ完全に原形をとどめている。

また、大松山城跡を中心とする中世城郭跡についても、臥牛山の自然の中に溶け込んでしまっているが、繩張り自体はそのまま残っているので、これも後世に伝えていくために保存に努めなければならない。

さらに、臥牛山は県下有数の自然環境を有しており、天然記念物「臥牛山のサル生息地」の指定も受けているので、この自然環境の保存にも配慮しなければならない。

表2のとおり、過去の現状変更許可申請を見ても、史跡の保存管理にともなうものが主で、開発行為のための現状変更は皆無である。したがって、史跡と天然記念物の保存のため、現状変更は、下記事項のもの以外は原則として認めないものとする。

なお、国有林としての利用については、関係機関と別途協議する。

- ①建造物や石垣の保存修理及び復元整備、地下遺構の調査・整備等、史跡の環境整備及び史跡の維持管理上必要と認められるもの。
- ②史跡や天然記念物の管理施設等の改廃・設置等の管理上必要と認められるもの。
- ③各種催し物の開催、映画及びテレビ等の撮影のための仮設物の設置等のため、別に定める管理規則に示すもの。

2. 指定範囲について

現在、史跡に指定されている地域は、飛び地になっており、城地の一体性に欠けているので、連続した史跡として指定の見直しを図る必要がある。

また、今回の史跡保存管理計画策定のために行った遺構分布調査により、数々の曲輪跡や古道らしきものの遺構が発見されているので、それらを文献や絵図及び発掘調査による確認等によって明らかにしたうえで、山麓の御根小屋跡を含め、史跡備中松山城跡の一部として追加指定し保存を図る必要がある。

追加指定を考えていく上では、前2章で述べたとおり、城地が臥牛山全体に及ぶので、臥牛山全体の史跡指定についても検討する必要がある。

3. 民有地の公有化について

相畠城戸跡は、史跡備中松山城跡の指定地の中で、唯一の民有地である。昭和30年代まで人家があり、畠地として利用されていたところで、現状は雑草が生い茂った荒地であるが、この場所は天正3年（1575年）に起こった備中兵乱の際の古戦場で、中世城郭に関連すると考えられる土壘や近世城郭に関連すると考えられる石組遺構、井戸（跡）、堀切などが現存しており、遺存状況はきわめて良好である。

とくに井戸に関しては現在でも湧水するものがある。車井戸と呼ばれるこの井戸は、一般公開を行なっている小松山城跡内にある重要文化財（建造物）の防火用水や管理用の水源として利用されている。

臥牛山中において、水源として利用できるものはこの車井戸と史跡に指定されている大池の2カ所のみで、小松山城跡との距離を考えると、この車井戸を利用せざるをえない。現在は所有者の御理解により年間を通して使用させていただいているが借用している関係上管理面にさまざまな制限がある。

史跡備中松山城跡の保護・保存及び公開活用を図っていくうえで、この相畠城戸跡のもつ史跡としての重要性や特殊性を考慮すると、一刻も早い民有地の公有化を進める必要がある。

IV 史跡備中松山城跡整備計画

この史跡保存管理計画を受けて、次年度からは史跡備中松山城跡の整備計画を樹立し、その計画に添った史跡整備を図ってゆく予定であるので、ここではその基本的な考え方を述べておく。

1. 史跡備中松山城跡の位置付け

史跡備中松山城の歴史や概要、及び現況と問題点等については、前述までの項で述べたとおりであるが、一言で表すならば備中松山城は、市の象徴であり市民の誇りともなっている貴重な文化遺産である。

また、現存する天守閣等の建造物だけでなく、史跡についても、県下有数の自然環境を持つ臥牛山の中で、自然ととけあって重要な役割を果たしている。

こういった状況の中で、文化財の保存活用としての意味だけでなく、高梁市の今後の「まちづくり」も松山城ぬきに考える事はできない。

これらのことと総合して、今後の史跡備中松山城跡を、次のように位置付けることができよう。

①史跡として後世に残していく歴史公園。

史跡を後世に永久に残していくための保存整備が必要であるが、整備を図る上で、単に保存の手段を構じるだけでなく、親しみやすく、松山城の歴史についても視覚的に体験学習ができるような史実に基づいた櫓・土塙等の復元を含めた歴史公園的な整備を図る。

②自然と文化を考える場。

県下有数の臥牛山の自然を守り伝えていくために、臥牛山全体の自然環境を生かした安らぎの場、人間と自然の調和について考える場とする。

2. 整備の基本方針

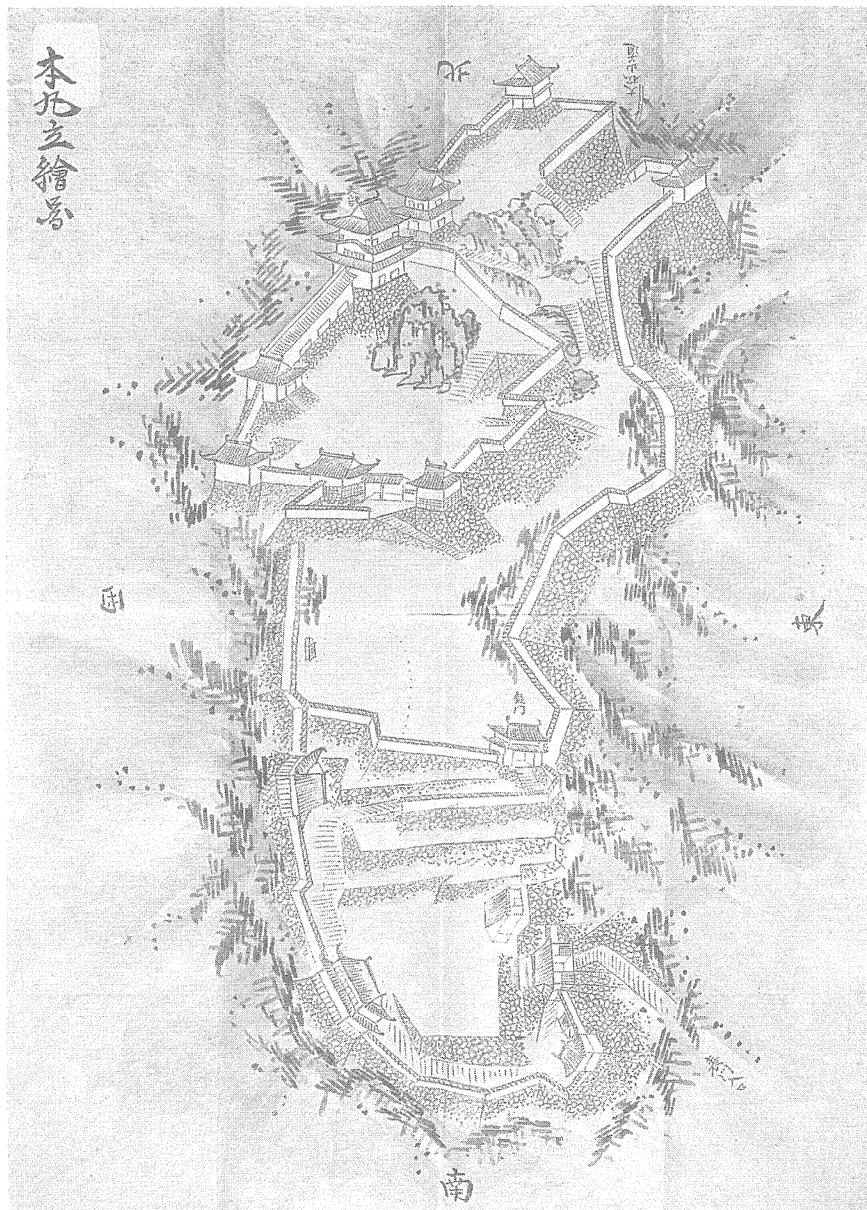
史跡備中松山城跡の整備にあたっては、次の基本方針に基づいて実施するものとする。

①史跡備中松山城跡は、永久に後世に伝えていかなければならない貴重な文化財として十分認識し、その保護・保存を第一に考える。

②適正な活用・公開は、保護・保存のためにも必要なことであるから、遺構の調査を進めながら、城跡の歴史性を認識できるよう史実に基づいた櫓・土塙等の復元も含め環境の整備を行う。

- ③環境の整備にあたっては、城跡の歴史性を認識できるよう文献・遺構の調査を進めながら慎重に行うものとする。
- ④史跡備中松山城跡の整備は、山城であり県下有数の自然林の中にあるという特殊性に鑑み、その整備にあたっては常に文化財保護と自然保護を基本とする必要があり、これらを阻害する整備は避けるべきである。

資料編



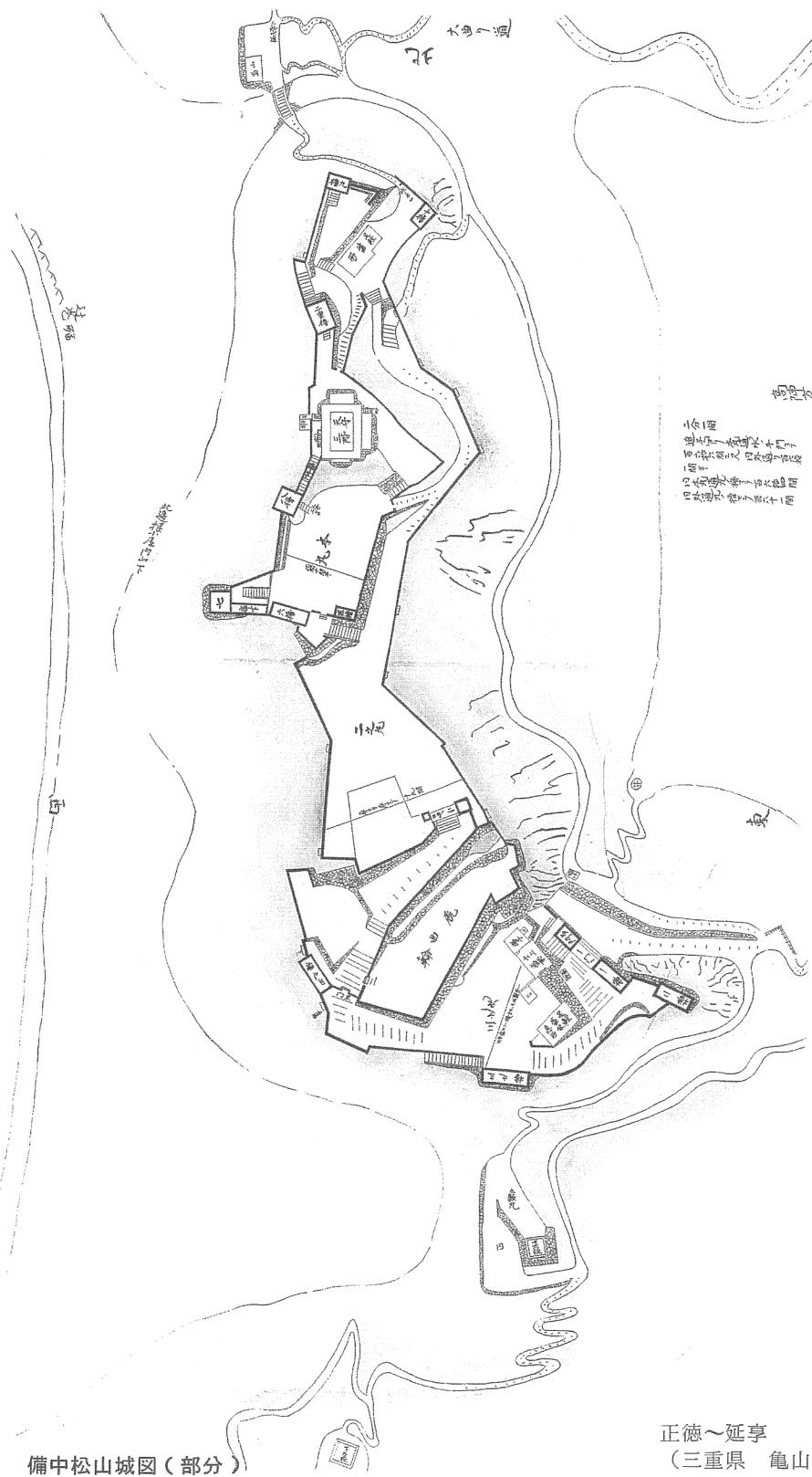
絵図5 松山城本丸立絵図

未詳
(岡山大学池田家文庫蔵)



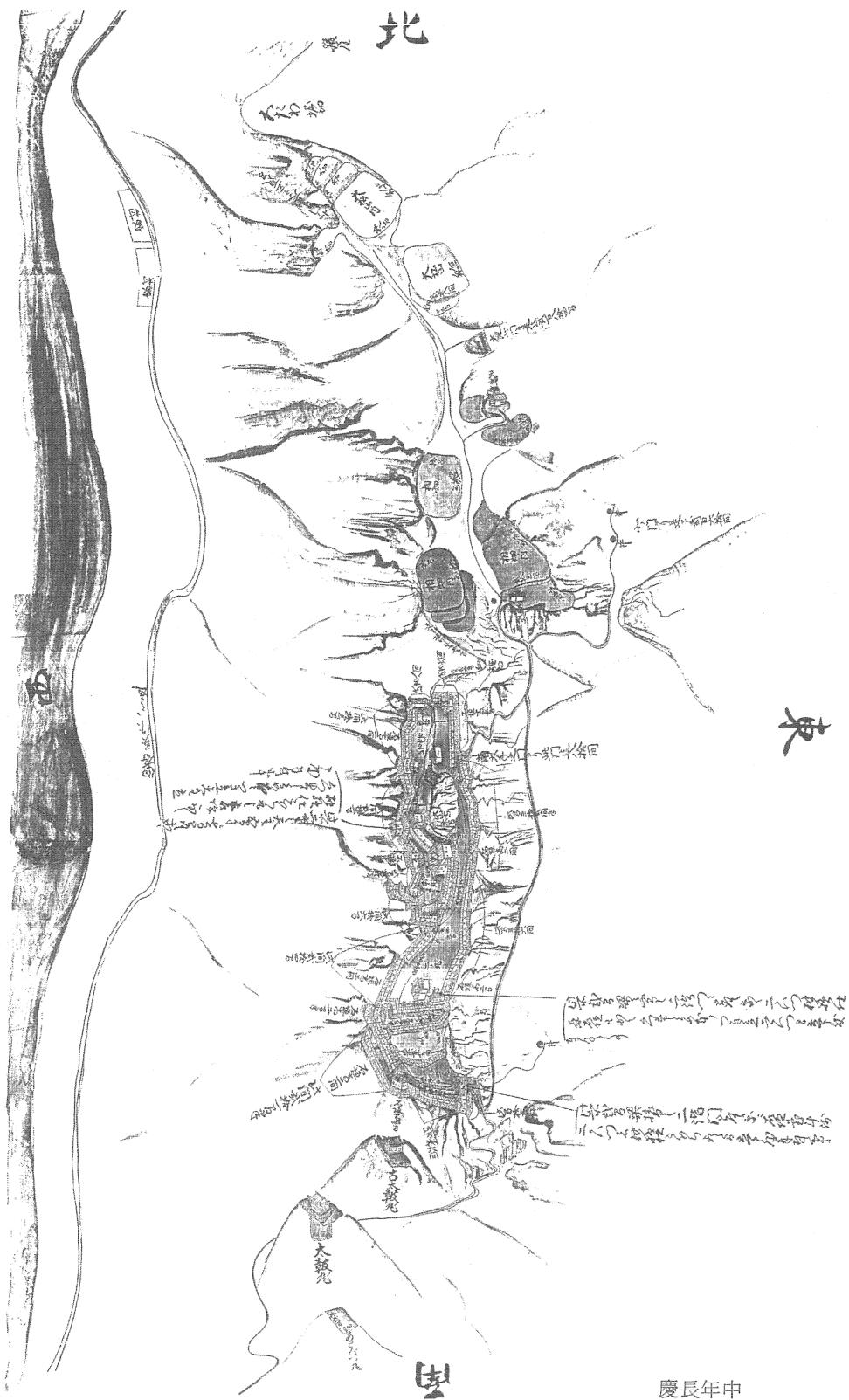
絵図4 備中松山御城図

未詳
(三重県 亀山市蔵)



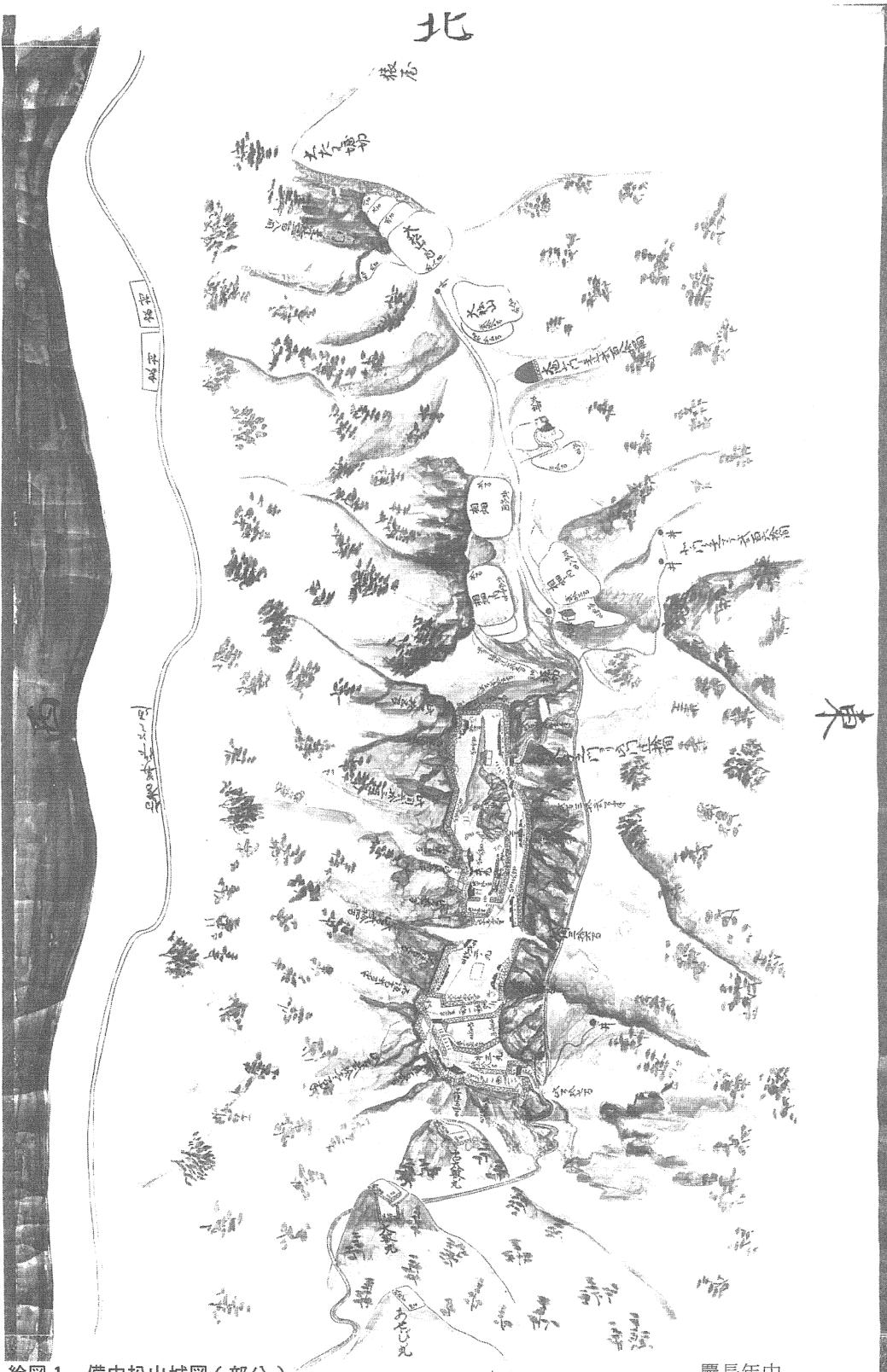
絵図3 備中松山城図(部分)

正徳～延享
(三重県 龜山市蔵)



絵図2 備中松山城図(部分)

慶長年中
(滋賀県 孤篷庵蔵)



絵図1 備中松山城図(部分)

慶長年中
(滋賀県 孤篷庵蔵)

大番並ニ医者

十人

銃卒

五十二人

民政局内用手伸間

二八人

同浮足輕

拾七人

御小人

武拾式人

御先徒

六人

会計局同断

三人

八月(テ)日板倉伊賀家來并城地取締被仰付置候処、今般御处置相済候

ニ付被免候旨、於東京御達ニ付テハ、九月十四日松山城地為引渡当
藩津田道彦・近藤庄之介出張、同十七日彼藩重役金子外記・井上權
兵衛、用人加賀山程藏・三浦泰一郎・神戸一郎等都合五人呼出、登
城之上御達之趣申渡、城地并倉庫等不残引渡、右ニ付彼藩一同本日
ヨリ謹慎相解

九月十八日ヨリ二十日迄之中、松山関係之諸役員并同所警衛之兵隊
等、不残引揚帰岡

(中 略)

○同日(十月七日)

去辰正月已來、備中松山城地并板倉伊賀家來取締被仰付置候処、今
般御处置相済被免候ニ付、去月十七日伊賀家來役々之者立合、城地
其外共如旧夫々引渡相済申候、依之、兼而取締出張為致置候人數等、
不残引取候旨申越候ニ付、此段御届申上候、以上

岡山藩公用人

十月七日

吉田直藏

右同文言ニテ、民部省ハモ指出

御役所

(『岡山県史』近世編纂物)

梶田辰三郎

則武祐蔵

同式台

御先徒

松山藩

桑野龜

井上権兵衛

同次席へ

田那村勘兵衛

進昌一郎

三浦泰一郎

右双方列席、今日城地御引渡致候段演説、城地絵図・備中絵図其外

共相渡、井上権兵衛改而請取之、畢而本城へ登ル、但シ、此席上二

於而有米之内、昨春来糧米取替候分引取候旨、以書付申渡

本城引渡立会人名、上同シキヲ以、略之

松山藩

井上権兵衛

外壱人

岡山藩本城番士

進司

蓑輪完

大口英藏

竹岡龜之介

右者本城神前へ相揃、我藩安田孫七郎開鎖開戸、松山藩井上権兵衛
ニ対シ引渡シ挨拶、同人一應拝礼シ、畢而請取之挨拶アリ、且、我

藩城内江寄宿セシ人々ハ前日城外へ転シ、本日役掛一同出頭之上、
夫々漸次引渡済、其晚刻、再根小屋へ出頭、丸龍之間ニ於テ饗応ア
リタリ、其人名左ノ如シ、酒肴調理二汁五菜、其他種々

岩井九郎右衛門

安田孫七郎

津田道彦

近藤庄之介

小幡七之進

竹内源兵衛

馬場泰右衛門

徳田均平

右各上下着用

饗応掛

金子外記

桑野龜

井上権兵衛

田那村勘兵衛

進昌一郎

加賀山程蔵

三浦泰一郎

三島貞一郎

神戸一郎

横屋譲之介

右之別席ニ而、伊木家臣之内、小岸惣右衛門・小松原源次等出頭饗
応有之、此他、本日左之向々へ酒肴贈来ル

同上 同之通

一於玉島降伏之者共、同所ニ而者警衛行届兼候ニ付、備前表江引取

為相慎置申候、熊田恰死期歎願之次第、万一御許容モ被為在候

ハ、松山表江為引取、同様為相慎置可申哉之事

同上 熊田恰歎願之趣ヲ以御宥免之筋ハ無之候得共、兵卒之者可

被處其罪道理無之候ニ付、謹慎罷在候得者、松山表江為取引、

一同々様為慎置可申候事

但、長官之者備前表江謹慎為致置可申事

右、夫々早急御沙汰之程、奉懇願候、以上

正月 備前少將

○松山領江惣触

一松山城之義、御裁許被仰出候迄、家老伊木若狭初惣人數其儘差置、領分末々迄取締致置可申哉之段、朝廷江伺ニ相成候処、伺之通可心得、尤、無罪之万民困窮不致様、可用深意旨被仰出候事

一故松山家中上下城外ニ立退、謹慎罷在候者共江、先當城之有米ヲ以扶助致置候義、伺ニ相成候処、伺之通不迷路頭様所置之義者勿論、衣食住之義厚手当致候様、被仰出候事

(中 略)

右之通、從朝廷御沙汰有之候間、下夕方ニ而疑惑ヲ生シ、一揆或

者沸騰ケ間敷義等、有之候而者、旧藩謹慎致シ候詮モ無之、向後萬一御糾問等有之候ハ、下夕方迷惑ニモ相成、且、對朝廷奉恐入候事ニ候、尤、難渉歎願筋等ハ、其筋江訴出可申事

右之条々嚴重相守、末々ニ至迄厚可申聞者也

（明治二年）
○九月十六日

明十七日、城地引渡ニ付、重役江左ノ如ク文通セリ

明十七日、城地致御引渡候間、同朝五ツ時御申合、根小屋江御出

頭可被成候、以上

九月十六日

津田道彦

近藤庄之介

井上權兵衛
宛

○九月十七日、根小屋江出頭之人名、左之如シ

岡山藩

岩井九郎左衛門

安田孫七郎

津田道彦

近藤庄之介

竹内源兵衛

同伊木家臣

小岸惣右衛門

小松原源次

岡山藩別席

民政・市政・社寺兼会計方

小幡七之進

馬場泰右衛門

同広間江

松本与次右衛門

村岡貞

慶應四年辰正月

備前役所

第四

大石隼雄印

慶応四年辰正月

桑野龟印

目録及（欠字）ヲ広蓋ニ載セテ持出、之ヲ惣督ニ呈シ歎願書之主意
ヲ述テ退ク、畢テ惣督ハ城内ニ、其佗ハ下陣ニ引取、薄暮全ク引渡
相済候事

備前守様御家老

〔伊木若狭様〕

金子外記印

○正月十七日

本日者城下ヘ進軍之筈之處、抑、當城者東ハ高山波濤之如ク連リ、
西ハ高梁川遠ク流レ來リ、山河之間唯一条之道路アル而已、所謂一
夫之ヲ守レハ、万卒攻ル不能之要害ニテ、大軍之驅引甚自在ヲ不得
之地ナレハ、不得止大手ニハ相當之守兵ヲ置、惣軍搦手野山口ヨリ
進入スヘキ軍配ナリ、然ル處、城主板倉伊賀兵ヲ帥ヒ、浪華ヨリ玉

島港ヘ帰着之由注進アリケレハ、速ニ探索セシムル處、重臣熊田恰
初百余名玉島ヘ帰着、至極謹慎之趣ナレハ、押ヘノ兵ヲ残シ置、惣
督以下順々野山口ヘ進軍ス、右等之都合ニ而意外遲刻ニ及野山ニ至
レハ日既ニ没ス、於爰、無止山々峰々ニ篝ヲ燒、諸軍一同野陣ヲ張

ル

○正月十八日

正月十八日

備前少将

第弐

（慶応四年正月廿五日）
○於京師、伺書並御下知之次第

一松山城之義、御裁許被仰出候迄、家老伊木若狭初總人數其儘差置、
領分末々迄取締為致置可申哉之事

御付紙 伺之通可相心得、尤、無罪之万民困窮不致様可用深意事

一故松山家中上下城外ニ立退、謹慎罷在候者共ヘ、先当地之有米ヲ
以扶助仕居申候事

同上 伺之通不迷路頭ニ様所置之義ハ勿論、衣食住之義厚手当可
有之事

（中 略）

一城付之武器尽ク預り置申候、非常之節臨時彈薬等、取遣候而モ不

苦哉之事

入各書院広間ニ着座、家老・用人罷出、一應挨拶之上大石隼雄城地

（中 略）

日の覚

御番所前にて下座、御三階を初め、諸所の御櫓へはいられる、天神の宮御参詣、大松山の方まで御一覽

●文久三年九月朔日

御山城詰組、補助にて二十人昼夜詰切に相成る、付て取次役一人、歩目付役一人、締り方相詰候よう仰せ出される、よつて是迄御免成され候指南方諸芸世話役も、加勢の出番に相成り、十五日より始まり申候、尤も弁当取りは仲間の事

御番所用請取覚

夜具御借下され候事

弁当取り、仲間の事

朝五ツ時交替、昼夜持切り、翌朝五ツ時交替の事

正月三カ日麻上下、大晦日当番の者上下、弁当取に持たせ候事

武芸世話加勢の向も、御山城当番程は、相勤められ候

(『高梁市史』)

五八 松山征討始末

第壱

(慶応四年正月)

○去ル十一日於京師、如左御達有之

備 前 少 將

備中松山板倉伊賀義、徳川慶喜反逆之妄挙ヲ助条、其罪天地不可容二付、征討之義被仰付候、且、同国倉敷其外國中是迄徳川領之分、惣而沒収可有被仰出候、宜軍威ヲ嚴ニシ、速ニ可奏追討之功之旨、御沙汰候事

正月十一日

追而、備中國中徳川領之義者勿論、徳川吏卒之領地ニ至リ、惣而取調言上可有之、且、人民鎮撫偏ニ可服王化様、可致処置候事

備 前 少 將

○伊木若狭へ左之通御下知

正月

征討被仰付候ニ付、御紋御旗二流下賜候事

此度、備中松山征伐被仰付候付而者、是迄應接之順序ヲ改、早々軍勢ヲ進メ戰書ヲ贈り討懸リ可申、若、致降伏候ハ、領内ノ砲器悉

ク取置、重臣ヲ生捕兵ヲ城中ヘ籠メ、從朝廷御沙汰有之候迄諸事城代之心得ニテ、備中國内猶鎮撫可被致候事

但、服王化候様御沙汰モ有之候間、此旨厚ク相心得、加鎮撫可被

申事

○正月十五日

惣軍進ンテ湛村宿ス、大石・井上兩士再ヒ來リ、哀訴シテ不止、依之、源大夫並若狭家来久岡喜源太ト共ニ松山領美袋村ヘ進ミ、右両士并元締役三島貞一郎・大目付横屋謙之介ヨリ歎願書ヲ受理シ、且、一般恭順謹慎之事情ヲ具ニ承リ届、益謹慎後命ヲ可待旨申聞、一応引取、其願書云

今般、徳川前内府不奉王命、開兵端及輕拳暴動候処、主人伊賀守輔佐之任ヲ失ヒ、其後大坂表ヨリ脱走、行方不相知、今日ニ至リ候テハ、松山領分五万石之地無主ト相成、家来共其儘當城罷在候テハ、対天朝奉恐入候処、依朝命御人数御指向、重々奉恐入候ニ付、城地領内不残御藩江御預申上、御指図之地江引退、謹テ御裁許奉待候間、万端宜奉願候、依テ連印如件

但し三間に二間ヅツ

外渡方藁藏 一力所 是は中間町にあり

の節各拝見仰付けられ候間、明五ツ時御根小屋へ御出でなさるべく
候、尤も雨天に候はゝ、日送り致し登山候間、左様御心得なさるべ
く候、以上

月 日

御目付

何の誰殿

何の誰殿

一辻巻上塩硝藏

七尺

一小高下山塩硝藏

二間四尺

一町口御番所

三間

木戸幅九尺開き

一青木御番所

三間

九尺

一辻巻御番所

四間

一間

一外一ヶ所 渡方藁藏

二間

二力所

一御門数 十二力所 但町口木戸共

一御番所数 十力所

一御土蔵 十七 諸役所土蔵共

一外一ヶ所 渡方藁藏 但中間町にあり

一御根小屋

一御長屋 百九十一間半

一塩硝藏 二力所

一板橋 二力所

一馬場 二力所

以上

(『高梁市史』)

五六 御目付覚

● 年末詳

明何日、五ツ時より、御本丸見回りのため、何の誰、登山候間、其

● 天保十四年五月十六日

殿様（板倉勝職）御参りに付、御発駕遊ばされ候節（中略）御山城天神・
井上東一郎（近習頭）相当り候に付、御目付中へ聞合せ申され候処、
御發駕登山いたし候よう、聞き申され、則ち今日晩六ツ時御供揃にて、
四つ時過、御機嫌よく御発駕遊ばされ候て、登山これ有り候事

● 天保十五年九月十七日

若殿様（新十郎、後の勝静）御登山遊ばされ候節の覚
前日御目付中より、裏付上下着用、罷出で候よう触れ参り候御登山

一 地形

東西十五間
南北七十六間

一 御米藏 三 棟

一 棟 三十七間
二五間

一 棟 三間半
二五間

一 棟 十四間半
九尺半

一 御番所 三間半
八戶前

一 坂口開き御門 幅二間五尺

一 地形 東西十一間半
南北九間半

一 御米藏 向御旗組大組御武具藏

一 開御門 八間

一 御土藏 十一間半
三間半

一 二戸前

一 馬場 輪四間十一間

一 御根小屋裏 開御門 但渡方脇世戸奥にあり

一 御根小屋上 御武具方前 坂口腕木開御門

幅二間半

一 御根小屋上 馬場

輪四間十一間

一 長屋 御武具方前

一 釜屋・物置 四間八間

一 大工屋 二間十間

一 木挽小屋 二七間

一 中間部屋 三七間

一 門長屋 二五間

一 土蔵 二 棟

一 土蔵 二五間

一 土蔵 二 棟

一 土蔵 二 棟

一 棟 二五間

一 棟

二六間

一 南御門 幅一丈一尺

一 同御番所 二尺間

一 御門 菓瓜橋 三間三尺

一 物御門 橫幅二間半

一 同御番所 三間半

一 御門外板橋 長四間五尺五寸

一 不明御門 幅一丈一尺

一 御厩 五十間

一 不明御門 帯三十匹立

一 土蔵 一力所 二十間半

一 馬場 五十間

一 不明御門 幅一丈一尺

一 馬場 五十間

一 御厩 五十間

一 不明御門 幅一丈一尺

一 馬場 五十間

一 土蔵 一力所 二十間半

一 馬場 五十間

一 御厩 五十間

一 不明御門 幅一丈一尺

一 同御番所 二間半

一 渡方土蔵 二力所

一 土蔵 一力所

一 土蔵 一力所

一 土蔵 一力所

内 一ヶ所 奉行方

一 中太鼓平御櫓 三間 南方向

一 下太鼓平御櫓 五間 南方向

御根小屋

地形

南北東西八十一間半

一 御玄関前御門

九尺二間

一 同所腰掛

九尺二間半

一 同所御番所

九尺二間半

一 地形

南北五十六間

横四間半

一 平御櫓

横二間半

十二 (兩太鼓共)

横二間半

一 二重御櫓 一

横二間半

一 御門数

横二間半

十

横二間半

一 番所数 御山城下坂口御門共五

横二間半

一 土壙 百八十七間四尺五寸

横二間半

一 掛屏 二百五十五間一尺

横二間半

一 挟間 三百五十六

横二間半

内一百四十四間半

二十六間四尺五寸

横二間半

一 棚

横二間半

一 控柱

横二間半

一 塵落

横二間半

一 水溜

横二間半

五カ所

御武具方

横二間半

一 地形

横二間半

一 御土蔵

横二間半

一 棟

横二間半

一 棟

横二間半

一 棟

横二間半

一 棟

横二間半

一 御長屋

横二間半

一 戸前

横二間半

一 戸前

横二間半

一 大手御門

横二間半

より下太鼓迄

横二間半

一 大手御門より中太鼓迄

横二間半

一町四十六間

横二間半

一 大手御門より下太鼓迄

横二間半

五町四十五間

横二間半

一 大手御門より坂下御門迄

横二間半

十二町六間

御米藏

一 表御門 幅一丈	右表御門外 坂上	一 土壙 二尺三寸	一 控柱 七十五本
一 土壙八間一尺	幅三尺路地門有 但引戸	一 挿間 百三十五	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 三重御櫓下 腕木御門 開き	一 麻落 十八カ所	一 雪隠 一カ所 五仕切五尺間	一 前掛堀 四間
一 同御門外坂 掛堀九間半	但幅壹丈	一 雪隠 一カ所 五仕切五尺間	一 土壙 二尺三寸
此掛堀石川様の代に崩し取りこれあり、御交代の節、急に掛替 え御渡しなされ候由、其後風雨にて倒れ候に付其節崩し取る	後曲輪	一 土壙 二尺三寸	一 控柱 七十五本
一 東の門 引戸 幅一丈	一 九平御櫓 二三間 東方向	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 百三十五
一 掛堀 七十間二尺	一 土壙 二十四間四尺	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 土壙 七十間二尺	一 挿間 二三間五尺	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 挿間 五十四 内二十九号	一 挿間 二三間五尺	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 控柱 九本	一 挿間 二三間五尺	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 麻落 二カ所	一 挿間 二三間五尺	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 御三階下 雪隠 一カ所	一 挿間 二三間五尺	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 水溜 壱カ所	一 水溜 二カ所	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 二之丸	水手御門脇	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 空地 東西二十三間半 南北十六間	一 土壙 六間二尺 内三間御門外	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 二の御門 五間 南方向	一 挿間 三 内二弓	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 平御櫓 二間	一 御門上柵 七尺五寸	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 捏手御門より二の丸迄掛堀 からめて	一 水手御門 幅八尺五寸	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
百三十五間	但腕木門 引戸	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 御番所 六間	一 御門外土橋 巾長五間	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓
一 水溜 一カ所	一 水手御門 内十の櫓より擣手御門迄	一 挿間 二十一 内八弓	一 挿間 內九十五鉄砲弓

哉、如何承度存候

一、被入御念預示忝奉存候、貴様御在番にて御座候ハヽ、幸之儀日々
隙ニて罷在候間、以參けいこ可仕ものと又之丞と者申暮事御座候、
先者従是以書状申入候、品々申入候、此節御用も候ハヽ、可被仰下候

恐惶謹言

三月廿一日

大石内蔵助

(花押)

延享元年六月 足輕頭

右の通堅相守べき者也

近 源八様江

(津山市 斎藤達太郎氏蔵)

御番所

五三 足輕頭之覚 (抜萃)

定

一、番人御定の通無懈怠相勤べく候、兼て申付置候旨堅相守べき事

一、御番所交代の義、五日つ、詰切番に仕、番代の節諸事申通諸道具
等入念引渡申べく候、御門番所不明様に致^{今シ}膝替り相詰出入の義入念

相改申べき事

一、御本丸御曲輪の内朝夕一度つ、見廻り申べく候、若相替の義有之
候はヽ、御番衆へ申達、摺又右の旨惣御門日行司共迄申越べく候

火の元の義大切に仕るべき事

右の通堅相守べき者也

延享元年子六月 足輕頭

山城大手

御番所

(高梁市立図書館蔵、写本)

五四 足輕頭之覚 (抜萃)

定

一、番人御定の通り無懈怠相勤べく候、番替の節御道具共相改申べし、

兼て申付置候旨堅相守、代の刻限無相違様に仕べく候、火の元入念
大切に仕べき事

一、御山城へ罷通られ候御番の衆等、御目付中より差出され候書付の
外無断通間敷事

右の通堅相守べき者也

山城上り口

(高梁市立図書館蔵、写本)

五五 御山城・御根小屋相改候覚

寛延二年四月相改候覚

御本丸

一空地

東西十間半
南北十七間半
一尺

一三重御櫓

七間半
六間
三間

御装束之間

九尺
三間
一間

坤方向 (南西)

上ノ重

四間

御社檀

三間
一間

乾方向 (北西)

一八平御櫓

三間

坤方向 (北西)

同廊下

九尺
八間

坤方向

一八平御櫓

三間

乾方向

五平御櫓

二間

坤方向

六平御櫓

二五間

坤方向

同廊下

九尺
四間

坤方向

七平御櫓

三間

坤方向

二重御櫓

二四間半

西方向

上ノ重

二三間半

西方向

以上

度候、御城付武具者

番具足 三十

足輕具足 五十

(高梁市立図書館蔵、写本)

鐵砲道具 五十

五二 赤穂藩家老大石内蔵助書状

去る十五日之貴札着拝見、先以殿様益々御機嫌好被成御座、十五日

月並之御礼被為請、御同意奉恐悅候、其元無御別義弥御家内御堅固

御座候旨、珍重奉存候、先頃者御袋様息女様初め留守へ御越候へ共、

何之御馳走不申入御残多存候、乍御恐又々御越候様ニ可被成候、御

息女様御婚礼之日限來月十二日ニ相究り目出度御大慶察存候、右ニ

付月岡治右方迄先日以書状申入候旨被仰候御紙面之趣、誠ニ入御念

候義ニ御座候、將又、池田主水儀御承知之不仕合ニ付、其元思召致

遠慮申候、御婚礼之節御見舞申入有度旨、御聞被成候而被仰下候趣

致承知候、其元少も御構無御座候由ニ御座候ハ、御書中之通可仕

申遣候へとも、御存知之通不仕合者之義ニ候故、何れ遠慮可仕も難

斗と存候、

一、拙者留守御座候義被掛御念被仰聞忝存候、度々御見廻候態々之義

ニテ申越不淺奉存候、度々御礼も不得申候、

一、爰元無別事、在番候衆中未々迄無恙候、拙者義無事相勤、乍慮外

可御心安候、又之丞參會申候而、其元御噂有之申事も御座候、

一、爰元御城付武具相記し、かなて子二丁、塩鶴一羽御座候由御聞及、

鶴之儀御不審思召者御尤と御座候、塩鶴之儀拙者も曾而不存候、御

書中ニテ了簡いたし見申候へ者、鶴之はし之御間違ニテ無御座候哉、

鶴之はしと申候て、石など割普請ニ入用之道具と承り申候、此義多

ク可在御座哉と存候、塩鶴之沙汰不承候、左様御心得可被成候、何

方より御聞被成候哉、様子承度存候、夫々應し候て追而詮索尋見申

此通引渡し請取候ニ覚候、此外帳はし書ニテ鍵五十、はしこ、金棒、たる少々在之候由、此内ニ右之鶴はしも御座候哉、其段分明ニ覚不

申候、材木、竹、繩等、少々藏ニ在之候、是も引渡ニテ出在合候旨、役人申聞候、御城付米など者、前々より無之候而、此度も一粒も無

之候、右武具ハ山下ニヤンキ
藏ニ御座候

一、爰元御城絵図、其元前掛御目候絵図を以而引合申候所、大形者相

違無御座候、乍然城中水之手一ヶ所も無之候、下水之溜桶などニ、

三ヶ所在之候へ共、用水ニ者、成かたく候、図ニ在之候通ニ水之手

門之前掘切橋之先ニ小キ井戸在之候、是も城外口ニテ御座候、大池

者城より五、七町、十町斗も可在之候様ニ存候、坂越候而事外へた

たり申事候、城中自由ニ用水ニ者成間敷躰と相見へ申候、勿論右之

大池ハ長十四、五間、横四、五間ほどニテ深さ壹丈余も在之候様ニ

候、内ニ小船在之候、是者、塵芥取候為と申候、池之上ニ屋根致し

候而丈夫ニ御座候、如何程之日照ニテ候へとも、此水乾申事無之由、

随分澤山成水ニ者御座候へ共、城外ニテ各別通り不申候、勿論城中

より見通りなと、見へ申儀ニも無之、一、二坂程越候而彼方ニ右之

池在之候、此外ニ者近辺ニ水之手井戸なども相見え不申候、定而書

細又之丞より可申入と存候、城内普請者隨分念入丈夫成儀、ことニ

山城ニ而者内曲輪など打開らき出来る様相見へ候へ共、拙者儀不案

内故、善惡之程者見分仕難く候、水之手右之通ニ而も不苦ものと候

一 広間	一 矢倉改役	一 水之手	一 二之丸	弓 不明	小頭 壱人
外村源左衛門	人見伴七	幕	棒二本	三道具	長柄ノ者五人
足軽二人	竹内治郎右衛門	幕	進藤源四郎	足輕三人	棒二本
足軽二人	大木九郎右衛門	幕	足輕五人	小頭一人	牧市左衛門
幕	幕	三道具	足輕五人	小頭一人	幕
横目	横目		足輕五人	小頭一人	
一 下之門			足輕五人	小頭壱人	一 居屋敷引渡
			足軽五挺	長柄之者五人	一 屋敷台所番
			弓五張	鐵砲五本	一步行小姓五人
			三道具	三道具	藤井彦四郎
			幕	幕	木村伊助
			棒四本	棒四本	前野新蔵
			幕	幕	勝田新左衛門
			大木九郎右衛門	大木九郎右衛門	柴山茂左衛門
			足輕五人	足輕五人	高根沢内蔵
			小頭壱人	小頭壱人	松井庄右衛門
					津田又久
					傍島次郎兵衛

一 御在番中御家中之面々居所之儀

右四ヶ条最前小四郎様内匠様より御指図之通先便に申上候に付、此度窺不申候

○正月十日堀部弥兵衛 御当使様へ窺覺

一 内匠頭殿松山へ御着は兩人参着翌日と先は可被相心得、乍然松山城下混乱にも可有候哉、且又二月六日、七日頃此番人ここもと発足に成、二月十九日に松山へ参着候は、翌廿日は御精進日に松山へ内匠頭殿御参着はいかかにて候間、城御受取廿一日早朝に松山へ御着候て可然候、とかく宜様に御相談可申候

一 御墨印御頂戴御誓紙之事、此後御用被仰付候節被仰出候は早々お知せ可申候、かつかゝりノ儀も御墨印之寸法可申聞候

一 御墨印御返上ハ御在所へ御帰江戸へ以使者可被指上先格と覚申候、使者柄等水谷隼人正殿御聞合せ候、弥兵衛申上候、右御墨印御頂戴之御衆様方麻上下御着候哉

御頂戴之御方も此方も上下着候

一 土屋相模守殿御加筆之通に候へは、翌日御逗留早速御帰可然存候、

内匠頭殿御逗留之内、若御家来に出入出来候てハ不宜候、在番之御家來斗にて出入有之候分は、内匠頭殿御為に軽く可有之候

一 内匠頭殿一日御逗留にても水谷殿居宅に可被成御座候、御家来を指置候事御無用候、家老ハ其長屋被指置候事□かるましく候、其外侍明屋敷可然候

一 御請取の方へは承合事も御指図申事もさのみ無之候、渡し方へは

品々有之むつかしく候

此方首尾よき様ニと存てノ事候

一 二月廿四日過に我等共参着候様に引払え左右有之候へハ、公儀御

精進日ニ構無之、其元も此方もよく候へ共、此段難斗候

一 両人御暇早ク被出候付、引払注進遅候てハ如何ニ候、相知候は早々御しらせ給候へと被仰候、已上此方にて御直に成共先達て成共御相談被遊可然候

江戸申上候書付写

一 城御請取の刻、鉄砲ニ玉くすり込、火繩ニ火を付候様可被仰付哉、前かた御窺之事

一 御城御請取之刻、大手一方より御人数御入可被成哉、御伺ひ之事一 御城御請取之節御城内へ何迄御馬上にて御越可被成候哉、御伺ひ之事

一 御城在番に付、御誓紙被遊儀ニ候哉、此段御目付衆へ御対談之節にても前かたにても御尋可被遊哉之事

一 御墨印御頂戴被遊儀に候は、御返上之儀御相談可被遊候事

右之外は、於其元御目付衆へ御相談被遊可然御申談相伺不申候、然処ニ段々右之御指図之趣に候へは、右之外御伺ひに及申ましきと奉存候、御誓紙、御墨印之儀ハ次て御座候て口上にて伺申候処ニ、小四郎様思召し御聞御伺ひの書付ニ申上候

已上

(高梁市立図書館蔵、写本)

五一 浅野内匠頭様御中松山御城御請取之節御役付覚

一 山城

覚

岡林 杞之助

用人

追手

月岡治石衛門

日、或は十四、五日も先へ用人役人など被遣、所々様子聞合、出羽守殿家來示合、尤兵糧馬飼料など用意被仰付可然候

一 城御請取之日、内匠頭殿には御手廻り之人数斗にて城へ御入可被成候、其節兩人も御同道申城内へ入可申候、内匠頭殿御跡へ続城内番所（可被指置候、手くはりの人数斗行列にて城内混雜可仕候

一 城御請取の前日御対面之諸事可被仰談と被仰候

一 御人数一日三日も御先へ御勝手次第段々可被遣候、不及申横柄に無之様可被申付候、水谷殿家來はいさましき躰にて有之由候間、御いたはり之躰に可然候

一 もし籠舍囚人など有之候共御請取候事必御無用候、是は代官衆のさいはいて候

一 御墨印御頂戴御誓紙之事窺申候へは、此兩事は御老中様方へも御伺御無用候、慥に思召、内匠頭殿へ被仰付候上ハ、御誓紙詞に及問數候様存候、氣を付候て其通成候へはいかがに候、今迄當人方へ何の御沙汰も不承候

一 正月三日御上使より弥兵衛、喜六方へ御手紙にて被仰付候写拙者共御暇被下候へ共、前かた具申談通、出羽殿家來共より左右有之、其元へ申談、扱發足相究申候

一 松山にて城地請取之前、内匠頭殿御座所は侍屋敷、又は町屋御見合御一宿、城地御請取分以後は城内出羽守殿居被申候所に御逗留之内御座候而可然儀

一 内匠頭殿御在所へ御帰已後は、在番の御家來中は出羽守殿居被申候所ハ少々御遠慮候而、城内其外長屋等も候はゞ、頭立候衆ハ城外より番被勤可然候

一 城内出羽守殿居被申候所斗にて外長屋等も無之、頭立候衆住居難

成候は城外住居、番ニ相勸候て可有之候、先日右之段々申候へ共紛可申哉、とくに序申入候

一 大形何時分松山市廻可申と申来候は、扱御用承發足、彼地參着、中一日逗留、着之日三日目城地引渡申事候

一 内匠頭殿御着は、拙者共着之翌日朝より昼夜の内御着被成候、諸事御相談仕儀御座候、已上

正月二日 駒井内匠

堀小四郎

○正月九日 喜六 御両所様へ窺申候覚

一 在番之人数残置候節御目付中様夫々御図被成候て可有御座哉之事御目付中構無之候、水谷殿先格之通番人被指置候て可有之候、夫とても見斗ニ可被指置候由

一 城内破損修覆之事

一 在番之御家來被指置候所、少々ノ破損は可被仰付と存候

一 町在ニ仕置ノ儀御代官衆より仰付儀ニ御座候哉之事

町在に仕置之儀ハ御代官中被申付候

一 内匠頭家來之者居餘候侍屋敷は御代官衆より番人被指置儀御座候哉之事

御代官より町人指置候

一 城付之米穀等改請取御代官中へ引渡申儀に可有御座哉之事城米有之候へば御在番へ御請取、重て城主に仰付候節御引取之事

一 殿様松山に御滞留之内御座所之儀

一 城御請取被遊候節日限之儀

一 城付之武具之儀

御代官境より御越

横山孫兵衛殿

今井七郎兵衛殿

御勘定衆

稻野喜右衛門殿

同断京より御越

平岡吉左衛門殿

右之通以御書付正月十三日御渡之御書付有之

外は輕被揃置人數減少可然哉と存候、何方も此趣に候様に相聞へ候、
松山へ御越候て内匠殿御座所大手先の明屋敷に可被成御座候
一 在番中、且又逗留之内家來共御城内明屋敷に指置可申哉之事
御城外侍屋敷或は町屋に成共可被指置候、侍屋敷三百軒も有之候、
今式百軒にも被指置、百軒も明屋敷有之可然存候

一 足輕二十人松山牢人足輕之内吟味仕年頃力量慥成もの請人を取召抱可申候、但し松山侍中引拵之後召抱可申事

右之旨年寄中口上に被仰渡候事

一 松山絵図并御上使へ江戸にて御窺之書付とくと見候て置候、つとに仰渡絵図并窺書數通請取申候事、十二月廿九日土屋相模守様へ御窺

一 備中松山之城請取之番人等指置、私儀翌日逗留仕、則在町へ可罷帰候哉、但二、三日も逗留仕家來之者共に弥諸事申付可罷帰哉之事城請取候翌日に成共又は二、三日逗留被致候て成共其元万事被申付候様様子次第に可被致候

一 松山之城三万五千石之以後役高請取之候様ニと仰付候
城請取候上在番之家來何程之極に措置可申哉之事

在番之家來は役高之人數に不構軽く可被措置候

一 参勤御窺之事

已上

十二月廿六日堀部弥兵衛御兩使様窺候書付

一 三万五千石役高の人数在番之内其併指置申候て可有御座哉之事

此段此方より御指図申儀にて無之候、被相伺度候ハ、豊後守殿へ

可被相伺候、指図にては無之候、番所／＼に相應に人數被揃置、其

可被相伺候、指図にては無之候、番所／＼に相應に人數被揃置、其

一 小四郎様、内匠様御先へ松山御城下へ御越、御參着之翌日御城御順見被成、三日目に御城御引渡被成候間、内匠頭殿には両人参着之翌日朝より昼過迄の内城下へ御着候様に慥に可申遣由

一 水谷出羽守殿家來より注進有之候、以後内匠頭殿御越前十二、三

城附之事

先代より城附

弓弾十挺、征矢八百、鉄炮百挺、玉薬五荷、但玉薬ナシ、銅乱百、
薬入百、長柄五十本、旗竿五十本、能手三本、鎌六本

出羽守様御城附被成候分

弓弾十挺、征矢千、鉄炮五十挺、火繩千、玉薬三千五百、薬十貫目
入五十箱、玉薬箱五荷、銅乱五十、口薬入五十、滑皮袋五十、鑄型
五ツ、鑄鍋五ツ、諸足軽具足二十領、同具足百領

出羽守様御抱之家来人數

一給人百九拾六人 知行高三万八千八百武拾石

一扶持切米百九拾七人 此扶持米二千六百八十八石

一足輕五百人 同 四千七百十五石

一長柄持百五拾人 同 七百武十石

一中間百七十七人 此切米千武百七拾二石

一普請方之者七百九十四人 此切米弐千八百七拾二石

一船手の者百八拾人 同 千六拾四石

メ九百二十八人 メ 壱万三千三百三十二石

松山落去之次第

一 元禄七申戌年二月十五日、何茂御家中御屋敷明、同廿一日御目附・

御代官・御勘定御入被成、同廿六日御在番衆播州姫路城主本多中務
大輔様、同城請取として、同国赤穂城主浅野内匠様、依御病氣御名
代家老大石内藏之介良雄殿御入

候、以上

元禄七年戊五月十一日 備中松山町倉光重郎右衛門

諸々問屋家中

御勘定衆 桜井内匠頭同

堀小四郎様

御手代	喜田権兵衛	武藤十郎兵衛
御手代	中西半太夫	今井七郎兵衛殿
御手代	小林次左衛門	喜田権兵衛
御手代	平岡吉左衛門	同
御手代	増田貞七郎	同
稻塚平兵衛	稻塚平兵衛	同
小織義太夫	安田与惣衛門	同
三宅惣太夫	同	同

大岡喜右衛門様御手代	石崎庸右衛門殿	御朱印	人足二人	桜井七右衛門様
下村瀬右衛門	佐瀬惣右衛門	同	馬五四	武藤重郎兵衛
同	稻葉伝蔵	稻葉喜右衛門	同	同

右為御用御越、備中松山明十四日御発足、京都へ御掛り被成候間、
人足令用意相待可被申候、尤此趣を先々へも相触、無滞様に可被成
候、以上

比企吉助（花押）印

林權左衛門參

（岸本家文書『岡山県史』第二六卷）

備中國松山城主之次第

開基 穏葉三郎重信

二代 同 同 同 同

三代 同 同 同 同

四代 同 同 同 同

五代 同 同 同 同

六代 同 同 同 同

七代 同 同 同 同

八代 同 同 同 同

九代 同 同 同 同

十代 同 同 同 同

十一代 同 同 同 同

十二代 同 同 同 同

十三代 同 同 同 同

十四代 同 同 同 同

十五代 同 同 同 同

十六代 同 同 同 同

十七代 同 同 同 同

十八代 同 同 同 同

十九代 同 同 同 同

二十代 同 同 同 同

二十一代 同 同 同 同

二十二代 同 同 同 同

元禄二年己二月十四日家祿繼、五万石、十九日死去

四七 水谷勝宗書状

一筆申候、弥御無爲之由、珍重大悅申候、此方無異儀吾等大千代女共息災、大千代一段息災ニ而成人申、我々大慶不大形候、然者今度、其許城之修覆之義申上候処、早速首尾好如元立候様ニと奉書被下、幾久万々年目出度大慶申候、就夫建申前ニ七日護摩を可有御執行候、我等存心入之通、能々合点候て護摩御執行尤候、我等存候者、城之守護神之為ニ者我等者守ニ而候間、子孫繁昌ニ何事も仕合好、武運長久ニ偏憑入候与城之守護神を別而頼上候と存候間、此段能々相心得候て護摩幾久万々年目出度御執行尤候、此状之趣、必々御沙汰有間敷候、猶期後慶候、恐々謹言

七月十四日

松連寺

四八 水谷勝宗書状

先月廿一日之御状令被見候、然者先月十五日より廿一日之朝迄ニ而、於城本丸護摩御執行、仁王絆並於御天神も城中安全之旨御祈禱之由ニ而、三人江御礼御守卷数并末広三本、幾久万々年目出度、子孫繁昌頂戴申候、猶期後慶候、恐々謹言

左京

勝宗（花押）

（松連寺藏）

四九 「水 谷 史」

九月二日

松連寺

合壱石者 夔ハ京判也

右慶長拾五年戌九月二日 鈴木平右衛門 (花押) 印

比企吉助

中村十右衛門殿まいる

(岸本家文書『岡山県史』第一六卷)

四一 飯米書付

松山御城御用かわらしニ渡飯米之事

合式石者 夔ハ京判也

右慶長拾五年戌九月卅日 鈴木平右衛門 (花押) 印

比企吉助

中村十右衛門殿まいる

(岸本家文書『岡山県史』第一六卷)

四二 飯米書付

松山御城為御用、勧申大工ニ渡飯米之事

合壱石五斗者 夔ハ京判也

右慶長拾五年戌十月五日 鈴木平右衛門 (花押) 印

比企吉助

中村十右衛門殿まいる

(岸本家文書『岡山県史』第一六卷)

四三 粉請取

請取申下御やしきそき入め之事
合式拾束

は、壱寸八分也

右慶長十五年十一月十九日 比吉介 (花押) 印

鈴左大夫

林孫左衛門殿まいる

四四 飯米請取

御數奇屋為御用、大工遣申飯米之事

合式石ハ 但京外也 大工甚右衛門へ渡分

右慶長十五戌十二月一日 比吉介 (花押) 印

(岸本家文書『岡山県史』第一六卷)

四五 飯米書付

松山御城御用かわらしニ渡飯米之事

合壱石者 夔ハ京判也

右慶長拾五年戌ノ十二月八日 鈴木平右衛門 (花押) 印

比企吉助

中村十右衛門殿まいる

(岸本家文書『岡山県史』第一六卷)

四六 粉請取

御下屋敷やねのいた替之為御用、うけ取申そきの事
上のそき 但御屋敷書院のやねいた替のそき也、ほんの
一拾壱束半 太き也 但は、式寸五分、六分、長さ式尺三
寸、四寸つ、

此小数合五千七百枚也

なミのそき

一六拾束

此小数合参万枚也

以上

右慶長拾五年戌極月九日 鈴木平右衛門 (花押) 印

遠江様御てかた我等所有之

合式拾四石武斗三升六合式勺 右ニ渡申分指引残分也

但御城詰米ニテ可有御渡候

下村市左衛門殿まいる

鈴木平右衛門（花押）
比企吉助（花押）印

慶長拾三年申十二月廿九日 ふか町（花押）印

中重右衛門尉殿

岸本家文書『岡山県史』第一二六巻

三七 役儀人數書付

松山御普請御役儀人

合式百八拾人

着到まへ如件月晦日まで

三四 役儀人數書付

松山御普請御役儀人數之事

但口郡、里山田

慶長十四年八月二日

杉新丞印

合百式拾人ハ 中村之普請共ニ

中村重右衛門尉内

慶長十四年二月晦日 井上久右衛門尉（花押）

岸本家文書『岡山県史』第一二六巻

三八 役儀人數書付

松山御普請御役儀人數之事

合式百六拾八人

着到まへ如件月晦日まで

慶長十四年八月二日

杉新丞印

御普請御役儀人數之事 正月廿一日より二月晦日迄

中島・里山田・中村堤伐、其外ニ松山之御普請共ニ

合六拾壹人ハ、出入引而

慶長十四年二月晦日 中重右衛門尉印

合五拾束代米六斗

（岸本家文書『岡山県史』第一二六巻）

三九 檀皮請取

積四郎右衛門殿まいる

（岸本家文書『岡山県史』第一二六巻）

積四郎右衛門殿まいる

請取 まいはたの事

（岸本家文書『岡山県史』第一二六巻）

三六 大工渡米書付
（岸本家文書『岡山県史』第一二六巻）

大工渡米書付

慶長十五年四月十四日

杉新丞（花押）印

松山御城為御用勧申大工共被成御渡候米之事

合拾六石也

右慶長四年酉七月十二日

四〇 飯米書付

松山御城御用かわらしニ渡飯米之事

拾貳石八斗

作介様御侍衆切米ニ渡之、但慶長拾
貳年分、少右衛門・又六

五拾石

松山御城つめ米、十右衛門てかた有
之

三石五斗四升

河上より出申女房衆ふちかた三人分、
慶長拾貳 十一月より明六月晦日ま
て

貳千百貳拾石八斗四升
式石六斗八升五合

六拾石

駿河ヘノ千石夫拾貳人、かし申銀子
壱貫貳百め代石ニ貳拾めつ、

八百貳拾石六斗七升五合

三尾崎山より札木出申人足ノ飯米、
喜八郎てかた有

七拾貳石

づくの方ニ渡之
在々たね米ニかし

四百五拾石

慶長拾貳年分、ふか町切米被下
銀八貫百め上、但石ニ拾八匁つ、

四百五拾石

以上三千拾六石七升九合
メ貳千三百八拾六石四斗五升

申六月晦日

(岸本家文書 『岡山県史』第二十六巻)

皆済

(前次)

残米貳千三百八拾六石四斗五升

右はらい

五拾壹石五斗

門殿并かちの手形有之
銀子貳貫五百五拾壹匁、石ニ拾六匁
五分つ、

百五拾四石

五拾石

銀子卅壱貫八百め拾貳匁六分、石ニ
拾五匁つ、

三石五斗四升

安藤ふち方三人分、七日より十二日
まで

三石五斗四升

式石八斗九升

松山御城御用役儀、小者千百五拾六
人、昼飯一人ニ貳合五勺つ、奉行
衆手形有之

六拾石

同御用人足三百六拾三人、飯米一人
ニ七合五勺つ、奉行衆手形有之

五拾石

五拾三石貳斗五升
壱石貳斗五升

四百五拾石

ふきいた貳万五千枚之代、中重右衛
門手形有之

四百五拾石

ふか町ふち方三十人分、慶十三ノ正
月より同十二月まで、小ヲ五日引

四百五拾石

合貳千三百八拾六石四斗五升貳合
八石四斗五升七合

四百五拾石

内壱石八斗四升五合
町升六十一石五斗

申六月晦日

石ニ三升つ、

慶長十三申十二月十八日

ふか町

(岸本家文書 『岡山県史』第二六巻)

三三 大工作料書付

國友かちニ渡之御鉄炮代、林孫左衛
門御城御用大工作料之事

(岸本家文書 『岡山県史』第二十六卷所収)

三一 納米払帳断簡

(前欠)

定米三千九百七拾九石壱升貳合

口米共

同 九百八拾六石五斗貳升貳合

口米共 加次屋跡

同 貳百七石三斗七升壱合

口米共 御知行分

貳百貳拾九石六斗貳升五合

かし米本利共

合五千四百貳石五斗三升

三わり加テ

右之払

千五拾石

銀貳拾壹貫め、石ニ付而貳拾めつ、

百貳拾八石

國友かちニ渡之、御鉄炮五拾五丁、

内五十丁ハ一両つわい、貳丁ハ十匁

の筒、三丁ハ六匁の筒、孫左衛門請

取有之

壱石三斗六升七合五勺

同人へ渡之、きり玉五百四十七ノ代

銀貳拾七匁三分五リソノ代、石ニ廿

貳石

するかへまわり申こわ四万枚ノ代、拾匁ニそき壱万枚つゝ、十右衛門て

かた有之

八斗五升

松山御下屋敷御用こわ壱万六千五百枚之代、平右衛門・吉介てかた有之

成羽・まし原二ヶ村、兩所之池普請

人足ノ飯米

十右衛門、休足てかた有之

三〇 そぎ請取

御下屋敷為御用、うけ取申そきの事枚分牛筋手五
替也

一五十五束 小数壹万六千五百枚、から船ニて下

一百拾貳束 小数二万貳千八百枚也

合百六十七束

小数四万九千三百枚也

慶長拾壹年十一月五日 鈴木平右衛門 印比企吉助 印

爪田休足殿まいる

(岸本家文書 『岡山県史』第二十六卷)

一大もりてまへ

一さねやすてまへ

一喜介てまへ

一与介てまへ

急度催促いたし相極させ可申候、由断仕間敷候、鉄の駄数それより

多可在之事候、能々相改、たしかに可申越候

一此方ニ普請可申付事候間、其方ニ在之てつほうのもののはせ可申候

一うり付銀など相滯

(後欠)

(佐治家文書 『岡山県史』第二十六巻)

二七 小堀政一書状断簡

(前欠)

様にと申事ニ候

一倉敷をかへてほしきとの儀候へとも、是へいまた相きわめ不申候、

かへ候ハ、中村・里山田をかへ可申候、其段ハあとより猶可申越候、先唯今之替知の分、急度相きわめ仕置可申付候、右申付候こと

く、笠岡すいふせんを取候而、舟つかひ申時ハうんちんふねに仕、

つかひ候やうに可仕候

一うらやくなとも相定候而よく候ハん哉、よく／＼あらため可申候事

一うらやくのたいの代米、水夫錢、備中殿手代衆右ニ引候て取候分、

唯今又此方へうけ取候間、右のことく算用仕うけ取可申候事

一下くらき介儀、今度於京都甲斐殿へよく申候、一段かつてんにてよ

くうけおい被申候間、相すまされ可申候、其方罷下刻、申付候通仕

候哉、如何

合式束者

請取申候料希之事

御下屋敷なごうしろ番
御用之分也

一さねやす与一儀、如何仕候哉、様子可申越候、替知に成候沙汰き、

慶長十年十月廿三日

中村重右衛門尉（花押）

二八 料紙請取

(佐治家文書 『岡山県史』第二十六巻)

小堀權左衛門殿

(佐治家文書　『岡山県史』第二六卷)

二六 小堀政一書状断簡

急度申越候

我等事、禁中御作事可得御意事候て、江戸へ下候、以上急度申遣候

一松山城の儀、内々如有増、備中殿所替仕度之由、于今内証被申候、

大手之ミヘ申候かたニテ、すミなとやかせ、木をきり候ハ、あきま

ニ成、ミかけあしく可在之候、其心得ニテ、大手よりミかけあしく

不成様ニ可仕候事

一下倉喜介儀、於江戸甲斐殿へいち／＼理可申候、金十も被罷下候間、其通於江戸可申談候

一備中殿・甲斐殿より相渡り候種かしの米、大坂へつけ候共、惣場や

すく候間、塙・金左衛門かたへ申遣候間、小豆島へ相届候て、兩人

へ相渡、於後島はらわせ可申候

一新左衛門てまへ、算用如何仕候哉、無心元候、よくよく情を入、払

相済候様ニ可仕候

一其許銀子共何程請取候哉、銀子あつまり次第伏見へよせ、忠兵衛ニ

わたし可申候

一新左衛門ニ申付候、我等知行分之儀、十右衛門ニ罷下見廻り候て、

耕作以下之儀、無由断不作無之様ニ申付候へと申遣候、弥念を入れ可申候、以上

遠江（花押）

一其許知行分、毛見之帳差上せ候、則ざし希遣候村々百姓中へ可相渡候

一下くら喜介てまへ、残米など過分ニ在之由候、少之代官所ニテ沙汰

候

一小田之さねやす手前、是又人を付置催促可仕候

一大森助兵衛手前之儀、是又人を付置、急度可相極候

一鉄之儀も大坂へ相届させ可申候、先成次第三千駄程も上せ可申候、

今度所々御普請かた用ニ相渡まいらせ候

一つくの儀、先書ニ如申候、急度相届、川崎屋ニわたし可申候

一松山城の番之儀、其許ニ在之者共ニ番之儀可申付候

一大橋金左衛門・長井左兵衛儀、先書ニ急度此方へ可罷上候由申遣候、

于今不上候、如何候哉、其書状不相届候哉、播州へ遣候もの共之儀

申遣候刻申越候、不審候

一備中知行所之内、持明院仕候分、於在々者、其方手代を遣し候而納所可申付候、不及申候へ共、知行方之儀無由断可申付候

一米うり候儀、右ニ如申候、可成程うらせ可申候、十三匁七分程ニもうらせ可申候

一柳井新右衛門尉ニ申候而江戸御本之紙のあつさニ仕、大きを小高之たけは、に仕、しほのよくさる様ニ板ニ付候てほし候て、一束すき

候て越候へと可申候、色の白き様ニと可申候

一代官共手前、未進方残米うり付銀、いつれも急度相きわめ可申候、其儀までニ其方其許ニ付置候

亥三月廿一日

小堀權左衛門殿

中新見から松辺、被仰さまによつて可有分別候哉、最前ら林木工我
折多郡

等ハ此申分ニて候、其段申候へは、言はつめにさせられ候て、ちと芸州之蠶負をも仕候へなど、被仰、安国寺分別仕候へは、成事と思召候間、無申事候てハ及晚、喧嘩かまへにて、何之御座敷よりも毎度罷立候、

度罷立候

作伯不澄内ニ可有御理と思召候者、従兩人使者、可相副候之条、前後不存可然仁一人つゝ、従御三家様、御上せ可然之由、被申候事作伯無残相澄、何之所成共、南ニ一所、北に八橋計ニて候者、蜂彦可罷上候、是も前後不存口才なる分別者、同道可仕之由被申候、

林李・任、兩人間一人可召具由候事。
(貴島郡)
(大庭郡)

高田・岩屋・宮山・高仙江自是申遣候儀、曾以不成候条、從其方

可被仰遣候、遠國ニて候間、繼夜於日不被仰遣候者、秀吉下向之内

すミかね可申候。此上ニても、下々御弓矢ニさせられ候て、可然と

思召候者無申事候以大射之御分別口被見合事專二存候每

事長文進上申候間
例之事と思召候にて
被入御精此状御覽候て

御分別專要有候
其故秀吉下向可為近々候
二月ノ新賀立と陳解

候、其内ニ此方被見廻之由候、むさ／＼とさせられ候て、腹を立させられ候てハ如何ニ存候、御侮候てハ可為大曲事候、能々御遠慮此時、正月御礼儀等、先上風ニめされ候て可然存候、大酒上句の御相談ハ、すミ申ましく候、恐惶謹言、

正月十一日

兒三右

児市御申之

井又右

二三 口羽春良書狀

預御細札具令拝見候、如仰旧冬者、京芸祝言付而、供可仕之由被申
（羽柴秀吉）

候條至大坂へ罷上祝言相調候其儘可罷下覺悟候処筑州可有對面之由候間、於境令越年逗留仕候、筑州所勞氣付而、存外滯留仕、

造佐^(作)之段、乍恐可被成御察候、雖然去月十七日御對面候而、種々家
(早川)

顏馳走之段、中々不及言舌、驚耳目神候、以外機嫌能候て、秀包暫
時烏木息皮旨下矣、其上竟日出入等之義、〔釋正〕云云。口皮申二分判皮士、

時任伊賀守一候 其二場日吉ノ冬ニシケ 去州如初日ノ分別被付
上房郡

秀水 宇喜多二遣度と被申候キ、今度某事、天下之播面目罷下候之事、太

慶存候、尤自是可申入之処二、及御報恐多存候、猶御吉事永日可申

（天正十三年）
一月廿一日
日羽中務大輔
春良判

○ 楊茂治部大輔殿 御返報

萩藩閥閱錄 卷百四ノ二

二四 小堀政一書狀

返々城山ニテすミをやかせ候ニ、城の山の口をきり候ニ付、山もあ
せ、人の見かけも悪候様ニ申候間、おくへ入きらせ候様ニ可仕候、
所替ニ仕候時も見かけ悪候ヘハ、いかニ候間、其心得可在之候、
又新左衛門代官所、十右衛門ニ可申付候間、其心得可仕候、西江原
も同前ニ候、金左衛門も島とまたけ候ハ成間敷候間、十右衛門もんニ
可申付候、我等知行分毛付け之事など、十右衛門其元ヘ下候ハヽ、
其方相談候、荒不申様ニ可申付候、以上

急度申越候、先方より切々申遣候材木・板、早々のほせ可申候、伏
見作事候ニ付入候間、由断在之ましく候、以上

(『毛利家文書』三 大日本古文書)

可召置候条、只今菟角申候段、却而祝着候事、

一 永々逗留、苦勞令察候、上洛候者、茶を可振舞候、寒天時分さそ

と存候、小袖一重宛遣候、尚々其許儀、無由断可被申付候、恐々謹

言、

(天正十二年)

正月二日

筑前守 秀吉 (花押)

蜂須賀彦右衛門尉殿

黒田官兵衛尉殿

(『小早川家文書』一 大日本古文書)

二二 安国寺惠瓊書状

去十四日之御書、致頂戴候、先度遂注進様、外郡諸城之儀、引渡申候、乍勿論、至川西聊無其煩候、請取候所も、少人数入替候条、錯乱之趣、少も無御座候、

一 虎倉・岩屋(久米部)、其外作州衆之儀、引付之段、種々雖申操候、曾以無

分別候、先虎倉之事、急度請取候て、作州江可打越之由候、先書二如申上候、早々作州城々の儀、高田一城被相殘、被成御渡候事、專一二存候、城衆可為油斷之条、片時頓可被仰遣候、此条元俊(福原)・春良・(芝田)渡石・児(児上元貞)右へも重畳雖申候、吉田之御意、しかく不承之由候、此上ニて不被仰届、片崩ニ仕候者、罷退衆も可致述懷候、為御心得候、

一 高田・松山・児嶋、其外奥郡之儀、川東之内、過分之儀候、今一往御侘言とハ被仰候、今度之兩人底意ハ、澄申間敷之由、内々被申候、此儀又重而被申切候者、ケ条之内ニて候へ共、公私事新やうに、俄可被思召候間、御三殿御間之御談合、内々可被成御澄候、

一 筑州(秀吉)來正月廿日ニハ、必下向と被申下候、少も虚言ニて御座有間敷候、自然佞人など我等おとし候て、当座申候など、申候共、不可

有御許容候、境目之儀も、川切之内分別有間敷候、筑州も罷下候で、

可被相澄と被思召、其時之無御仰天事、乍恐肝心ニ存候、

一 就夫、蜂彦・黒官も、御渡候處をハ多分請取申、至中途罷下、御

礼儀相調、御料人様請取候て、可罷上之由候、筑州被下候て、外郡はかり請取申、内郡・作州・児嶋江かけ候て、むさくと仕くさし、御札をも不申、御料人をも請取申候ハて、被下候上ニて、ふたく

と候て、いかゝと申事候、

一 正月も何も入不申候、御三殿様御打合候て、御相談専ニ存候、

自最前、安国・林木・使など不届候間、此兩人を言つめにもさせられ、蜂彦・黒官分別候へは、成事と思召候、一円之御不覺悟ニて候、大なる事ハ、近年信長之下ニても、羽柴(羽柴)と申候て、世上操をも、又弓矢をも手ニ取候て、鎧をもつき、城をも責候て被存候、又少事之儀ハ、小者一ヶニても、又乞食をも仕候て被存候仁か、申成などにてハ成間敷候、日本を手之内ニまわし候、今日までハ名人ニて候、明日之不慮ハ不存候、今程御相手ニ御成候てハ如何と存候て、誠夜も日も不明やうに我等ハ存候、定而座敷之内にて、是程ならば、(芝田)時引切御弓矢ニさせられ候か、さまり、今もさせらるれば成事など、被仰仁も、十人ニ七八人ハ可有御座候、それも尤候、乍去、今之御操ニてハ破可申候、左候時、五日十日之内、大分限小分限ニよらず、

境目に打出、短束をも被申仁ハ、御座有間敷候、秀吉ハ弓矢と被存候ハ、十日之内可被出候、左なく候共、来廿日比ニハ可被下候、早々分別行候様ニ、境目御調簡要ニ存候、其御調之趣者、

一 備中内郡御残候て、作州之事、速ニ御渡之事、

一 右分御渡候ても、露塵ほとも被申懸候所成候するとハ不存候、備

国上下之御分別と、天地相違仕候、

有御覽候と思召、

一秀吉者、於岩崎陣互以誓紙申定候之辻、今以可為同前之由被存候、雖然、秀吉諸所氣遣之砌、一度兄弟契約を仕候間、被副御力、御入申候、秀吉よりハ五ヶ国、備後備中雲伯作と申定候へ共、態不載神文、其時備後・雲州之事者、放手可申之由申出候キ、又其後及三ヶ月候、安國寺被指上候間、備中外郡切取候城下二郡、備前・作州之内無残、伯州三郡充と申定候、其段をも種々被仰、秀吉手前被見懸、今月来月と被作候間、去年正月五日以安國寺申放候處、重而林木工被指上候間、手前隙を明候間、留置申候、はや天下存知候之条、内々のどうたまり一廉申懸度候へ共、重而安國寺被指上、御佗言候之条、備中河切ニ申定候、其時之条數大形

一 備中川切 内郡未相澄候、

一 伯耆三郡充 未済候、

一 御一人御指上之事、
付、児嶋之事、未済候、

一 来嶋之事 未済候、

一 御縁辺之事 未済候、

以上、此辻ニて候、

一 芸州各様御分別ハ、於岩崎陳被仰定候者、信長被出と申ニ付候て

こそ被作たる御神文にて候、国切之事も右之分に候、今又対秀吉候

てハ、御約束もさまで無之事、国切川切之事ハ、自彼方こそ申懸候

へ、こなたにハ終無御請付と上下思召、殊更自 毛利家人質共出し

候て、御懸望共ハ無是非事と思召、可成程之儀をハ被仰理候て、可

魂候者、可為本意候、信長御果候後、更以血判申談候辻、相見え不申候、秀吉よりハ五ヶ国、備後備中雲伯作と申定候へ共、態不載神文、其時備後・雲州之事者、放手可申之由申出候キ、又其後及三ヶ月候、安國寺被指上候間、備中外郡切取候城下二郡、備前・作州之内無残、伯州三郡充と申定候、其段をも種々被仰、秀吉手前被見懸、今月来月と被作候間、去年正月五日以安國寺申放候處、重而林木工被指上候間、手前隙を明候間、留置申候、はや天下存知候之条、内々のどうたまり一廉申懸度候へ共、重而安國寺被指上、御佗言候之条、備中河切ニ申定候、其時之条數大形

一 今度外郡諸城引渡候付而、公私之御分別事之外相違候、去年二郡ニて備中相澄、伊賀(家久)・中村引付候時者、御澄候ハて、只今御行あたりのやうに見え申候、去夏林下之節者、備中・作州・伯州三ヶ国無拔ニ渡給候ハ、和平可仕候、其段無御分別、八月朔日出勢候て、一弓矢可仕之由被申候、其後安國上候て、種々申理、御両所御上之上ニ、備中川きり、伯州三郡・備前・作州無抜にと被申定候、其時ハ各御悦ニて、御両所上を被申候、御あいしらひ共よく候付而、又々其内をもと、御欲出来申候、毛頭上より事新申にて無之候、高田も松山も児嶋も御約束之内ニて候、此段を上さまに能々御納得候て、所々への御触、御心持專ニ存候、可預御披露候、恐惶謹言、
(天正十一年)
十二月十八日 林木工 就長（花押）

佐与(佐世元泰)三左 御申之

一任斎 惠瓊（花押）

（『毛利家文書』三 大日本古文書）

二 羽柴秀吉書状

旧冬廿六日、同廿八日書状兩通、令被見候、

一 虎倉(津高郡)・升形城(吉西郡)請取由、尤候事、

一 伊賀(家久)与三郎城事、入念可請取事、

一 草薙城是又可被入念事、

一 城々何角申候て、自然不相渡所をハ、其許之人數を以取巻、帰鹿垣を結候て、干殺候之様、可被申付候事、

一 高田(箕庭郡)・松山(上房郡)・児嶋・八橋等事、只今又可佗言由、沙汰限事候、重々相究儀候を、右様申候者、成次第二仕候て、安國寺ニ佗言可被作候、

然者、本へ立帰候て、最前從彼方仕出候任誓紙旨、国五共ニ此方へ

一 御次御縁辺之儀、秀吉書状被指下候之間、進上申候、是ハされ言
ながら、此方之を被打置、豊州と被申合候か、不然者、宇喜多兄弟
共之内数多候条、被申合候者、弥世上六ヶ敷可罷成候、殊更御造作
不入之やうに請取、御次へハ筑州したて候て、可渡之由被申候時者、
さのミ御手間も不入御事候か、

一 当時此方 公私之御心中見懸申候に、去年以来數度之出入ハ御忘
却候て、於于今者、無故境目御渡候と思召、上下御朦氣候、雖尤之
儀候、さりとてハ鳥執取詰候時、北口之衆御後卷も不成申候、又去
年南表・冠山・宮路山責落、高松二重三重ニ取巻候後、やう／＼
猿懸・河辺(下邊部)あたりまで御打出候、又当年来年と候ても、上衆八十日

十五日之間ニ可罷出候、芸州之儀ハ、御三殿中途まで御打出候共、
五十日三十日之内ニハ著陣御座有間敷候、又南北一口にも互ニ成申
間敷候、此以後も児鳴・松山・高田辺之儀、無分別之由申候者、書
立之内と乍御存知、又可有御仰天候、御三殿様・貞俊・元俊御内談、
乍恐此時、正月も何も入不申候、大内家崩候時分の御まねをハ、

先々御止候て、日頼様弓矢御取出、尼子与(森久)州之被取出候時之御まね、
乍恐當時之風ニあひ可申候、目出度事ニても無御座候、義隆之儀被

思召出候事、無是非存候、山名・赤松・土紀・細川・朝倉などのや
うなる衆、大名たてにて跡もなく被失候、眼前ニ、河野殿ニ長曾我

部毎事仕勝候、大友殿ニ百姓のやうなる竜造寺仕詰候、又只今の天
下を見こなし候て、甲斐武田殿、當年芝田(芝)・滝川氣持たてにて即時

ニ打負候、芸州之御事も、いまた六七ヶ国御たもち候間、各御丈夫
ニて、可為御長久候、誠鉢ひらきのやうなる此間之正慶小僧か、如
此申候事、口広申事ニて候へ共、けにとは京都五畿内之儀ハ不及申、
日本半国者、見廻申候条、世上不被御覽衆之御目とハ、ちと違可申

候、然共、芸州の御旁ハ底慢心御座候て、世上之者を御見こなし候、
是も飯田殿道かたの御恩ニて候、唯今之世上ハ、男も衣装も言便さ
ハやかかるも不入申候、いかやうなる分限者も、かけ馬一疋ニて、
公用をかなへ申候、出陣之時者、分限辻之人數召具候、不入事をの
け候と相見え候、仮の前之説經ニて候へ共、余 公私當時之御分別
相違と、相見え候之間、くり言ながら申上候、

一 自藤四郎殿様、以ケ条被仰下候儀、桂民太(玄蕃)被申下さま、能々可被
聞召候、此由可有御披露候、恐惶謹言、

(天正十一年) 十二月十五日 安国寺 恵瓊(花押) 林季允 就長(花押)
(元春) (隆景) (貞俊)

吳々此一通之儀、早々新庄様・沼田様・福原殿などへ被逐御談合、
専ニ奉存候、無届と被思召敷(開腹)候、返々、重而上之返答到来之上ニ
て、無御仰天事、正月朔日より可有御相談候、只今世上ハ、人の短
東非大形候、不可有御油断候、人の姿を不申候、人の正念を用候時
代候、為御心得候／＼矣、

佐与三左

福原殿

伊但 御申之

井孫四

(毛利家文書) 三 大日本古文書

尚々、今之分ニ所々澄不申候者、兩人共ニ可罷上之由候、非虚言候、
急速申上候、追々從秀吉、境目請取渡延引、曲事之由、如此被申下
候、先書兩度致進上候、昨日至林木所以一書如申候、秀吉分別と御
候、

一 多治部(英賀郡)へハ田總可被遣之由、是ハ元俊彼方角被罷居候条、定而切々可被申と、令推量候、

二 三沢方上三沢逗留之儀、為清(福原)へ自五竜何となく、先御尋かけ候様に

と、先度之御談合にて、御申上候つる、是茂如何御座候哉、富田(久米郡)へハ口羽方被罷上候哉、干要候、

一 春日御房四五日以前、御舟出候由、從鞆罷下候者申候、先度之辻にて、御上之事候哉、其以後者、とかく御左右不承候、世上にハ何かと申候、内々御当家御あてかひ御述懷之事候間、おそらく存候、

一 諸人質之儀、是非無御油断様、可有御申候、新庄爰元之衆中之事者、如形にても可有之候、世上承合、せめて時々之心付をもいたし候、弥御一味中之表裏、可為眼前候、今一はつれ不慮出来候ハ、

日の中之可為御滅亡候、上下共御あたりも社御座候ハんすれ共、各無御油断御短束之色ハ、一事も無御座候、無力無正躰、世上より被見懸候間、能々可被成御分別候、貴僧様も御草臥にて候、され共御命よりハ、世上先可為滅却之条、今少御短束候て被仕延、芸州御拘

り之内御切斷候者、可為殊勝候、御賢慮之前候、恐々謹言、
(天正十一年)
十一月五日 隆景（花押）

妙寿寺 まるる 申給へ

（『毛利家文書』三 大日本古文書）

一九 安国寺惠瓊・林就長連署書状

態申上候、

一 備中外郡諸城之事、悉引渡申候、無是非存候、雖然、如此させられ、向後堅固之御調、一儀二相極候、

一 作州江一両日中蜂彦右・黒官可罷(峰須賀正勝)越之由候、片時茂被差急、案内可被仰遣事、簡要ニ存候、今まで被仰渡さる事御延引、御無届

にて候、被指急候者、片崩可仕候、(真島郡)高田一城被相残、早々御渡專一ニ存候、

一 虎倉(伊藤郡)之儀、尽善美佗言雖申候、一円無分別候、於虎倉・岩屋之儀者、第一岡山相障候、自然上衆兩人当座分別候ても、八郎母所より直文ニて申上せ候へは、兩人失面目之由候、退城日限相延候やうにと雖申候、是も無分別候、やう／＼來廿二三日ニ、しかと可有退城之由申懸候、一任無面目事、可申様無之候、責而十七八日之比罷越、其身之恙、荷物以下無相違之様、可引退存候、

一 児嶋・松山・高田之事、ちと多過たる御愁訴ニて候、中にも児嶋之儀共ハ、曾分引仕間敷由ニて候、雖然、此一所ニ底意被縮候て、可有御佗言候哉一つ、高田・新見江かけ候て、可被仰理候哉一つ、松山城領所共ニ、可被仰理候哉一つ、此三つニて候、左候處ヲ、大服ニ被仰懸、一度ニ不相澄、返答被申切候時、重而御佗言候共、見苦敷御仕合たるへく候、以書立被申懸たる所者、多分可請取と相聞え候、内々此御議定、御二殿様(福原元豊・隆景)貞俊御間之御相談、乍恐專一二存候、年改候者、御公事も新罷成、上辺之弓矢も、二月ハ四國雜賀両口ヘ、可被仕懸と相聞え候、自然又今之分之ねり公事ニさせられ候て、弓矢之ふり替御あひ候はぬやうにと存候、左候てハ、重而之御操ハ、成申間敷候、

一 来嶋之儀、最前書立ニ載被申入候条、何之道ニても、本渡させ可申之由候、無御分別候時者、来嶋一儀ハ御破ニて候、從土州申分ニ

ハ、阿讚之儀、放手可申之条、与州をハ土佐江可被付之由、佗言半候、先度書立ニハ不載候へ共、言渡しに、芸州様へ付可申之由、被申候之条、土州へ之返答、今までハ被申切候、然共、来嶋無御分別と墨付被下候者、其分可申上之由、黒官申事候、

(天正七年九月十一日)

左衛門佐 隆景御判

(『萩藩閥閱録』卷百廿七)

元明

熊谷玄蕃允殿

坂式部大輔殿 御宿所

(『萩藩閥閱録』卷百廿七)

十六 毛利輝元書状

態此者差上候、

一 当城之儀、〔松山〕元明堅固之覺悟之由候、条肝要候、其段者心安存候、た、

一 兵糧人數有間敷と笑止千万候、涯分令短束候、其元者人數等い
かほど役にたつへきもの可有之候哉、具可被申越候、其方之儀茂此
節之事ニて候条、二人三人成共、人を茂呼候て可然候、聊不可有油
断候、

一 竹庄表之儀者悉敵同意候哉、〔上房郡〕有漢表此比者相靜之由候つる、いか、

一 中とをり一城可取付との儀候、何れ之在所可然との其元校量共に
候哉、可被申越候、

一 行等可被申付之通可申越候、何れ之口江何ほとの可為行候哉、人

数者定而当城被打明候て者、成間敷候之条、左候て者出勢のほとハ、
可為如何程候哉、惣別人数いかほど候ハ、何ほとの行者、可有之
との校量可有之儀候、万其元・元明思惟之所、可被申越候、人敷之
儀者、涯分相催候、何篇其方之心遣肝要候、

一 外郡表之儀者、諸城堅固之儀候間、可心安候、其口之心遣迄にて
候、猶吉事追々可申承候、謹言、

(天正七年九月十一日) 輝元御判

熊玄

一七 毛利輝元書状

御一獻之儀付而、一書を以申越之候、多分用意之由候間、簡用候、
返答別紙ニ申遣候、尚以相尋儀候者、追々可申越候、來廿四日にハ
松山江可罷越候間、程近可談合候、

一 石引綱之事、短束之由可然候、普請相定上を以可申遣候、
一 普請道具之事、兩度申遣候、是を後迄入物候間、能やうに可調置
候、謹言、

(天正八年六月廿一日) てる元御判

内〔内藤元采〕与三右

國〔堀司元信〕雅

三〔三輪元徳〕与三兵

児〔児玉元貴〕市

(『萩藩閥閱録』卷五十七)

一八 小早川隆景書状

(切封)

左衛

妙寿寺まいる 申給へ

隆景

境目傍爾〔勝手〕之儀、猿懸上之衆、種々雖被申理候、曾以無分別、河向之
儀、はや地下中はらりと罷成候、諸城之衆も、多分可罷退候、

一 鬼身之事、於于今者一口ニ罷成候、猿懸勿論候、五竜〔宍戸氏〕へ能被仰談、
人數兵糧玉葉、堅固被相拘候、御調儀專一候、能々可有御申候、先
度已來、未從元之御者仰も不蒙、申も不入候間、自是直ニ申儀者、一
言無之候、某元之御調肝要候、不可有御油断候、

一 松山之儀申戰半候間、先度某元之御談合者爰にて候、山内多賀山
被罷上候哉、其御儀定にて、各御ひらき候、御緩にてハ無勿躰候、

天正三年
六月七日

豊統(花押)

今度於松山表敵數輩、殊城主庄高資被討捕、則時落城之刻、御粉骨無比類御勤候、仍為其賞松山之城可遺置候之間、此上可被抽軍忠、

猶杉原右衛門尉・河合伯耆守可申述候、恐々謹言、

(元龜二年)
二月十八日 「穂井田」元清(花押)

三村修理亮殿

御陣所

(『黃薇古簡集』卷第十五)

天正二年
(二九)

八月五日

信長(花押)

三村修理進殿

(『黃薇古簡集』卷第十五)

一四 毛利輝元書狀

今度備中杠^{〔折多郡〕}城落去之時、歷々被討捕頸注文、慥令一見候、尤本望太慶存候、仍太刀一腰・馬一疋令進之候、猶重置可申入候、委細相含亦、至因州御出張之儀、切々申入候処、至其表御出陣之儀、令安堵

此者候、恐々謹言、

(天正三年)
十一月六日

輝元御判

橋崎三河守殿

御宿所

(『萩藩閥閱錄』卷五十三)

一五 小早川隆景書狀

當城隣鄉多分敵同意之由候、誠御心遣察存候、為始^{〔弘高〕}二吉方、追々人

御本意由、誠珍重候、左様候へ者、南表之御手明候間、此節因州表之御行、可被差急儀純一候、最輝元隆景へ以別書雖可得御意候、猶別之仕合無之候間、不能其儀候、右之趣可然様、御取成所仰候、猶委曲太田垣土佐守拙者相心得可申入通、大智院乘日申含候間、可被

謹言、

一 穂井田(毛利)元清書狀

(『萩藩閥閱錄』卷三十三)

吉川駿河守殿

參御宿所

(『吉川家文書』一大日本古文書)

一三 織田信長起請文

今般足利義昭中國之毛利輝元憑、当家可亡之風聞為明白、貴辺廻謀於忠戰被勵者、本領之上備後一國可宛行者也、若有相違者、大小之神祇弓矢八幡疑有間舖事、依神文如件、

天正二年

八月五日

信長(花押)

三村修理進殿

(『黃薇古簡集』卷第十五)

一 二 垣屋豊統書狀

〔折封ワラ書〕

吉川駿河守殿

垣屋駿河守

豊統

參御宿所

「

」

一 三 御陣所

熊令啓達候、仍先度者、從韶熙氏政以使者、被申入候処、向後互無御別儀、如前々可被仰通由之御神文被差上、於私本望之至候、就其、亦自韶熙以神文一札被申入候、弥無他異可被仰談事、可目出候、將亦、至因州御出張之儀、切々申入候処、至其表御出陣之儀、令安堵候、然者、至當表一勢之儀被申入候処、可被差上之由預御返報、拜閲本懷候、則其趣韶熙申聞候処、滿足之由被申事候、御人數被差上候者、當國之儀、如存分可被申付候、左候者、喜為山私部之儀、頓如御本意、可被仰付事歷然候、次備中^{〔松山郡〕}松山之儀、隆景以御調略被屬

御本意由、誠珍重候、左様候へ者、南表之御手明候間、此節因州表之御行、可被差急儀純一候、最輝元隆景へ以別書雖可得御意候、猶別之仕合無之候間、不能其儀候、右之趣可然様、御取成所仰候、猶肝要候、趣蒙仰度存申入候、具承可得其心候、猶追々可申承候、恐々謹言、

此者可申候、謹言、

六月十五日

元就御判

九 毛利元就・小早川隆景連署書状

(『萩藩閥閱錄』卷四十六)

申遣候

尚く、備後衆へ折紙遣候、可相心得候、かしく、

備後衆出陣之儀付而、一昨日以使者申遣候間、定可參着候、然処
丸尾部
児嶋表江動儀定候て、今日廿八日元資其外渡海之由、如此申來候、
主

此時者先諸勢之儀 彼表江差出可然候 鼻高之儀 則時落去候へ者
尤珍重候、自然少も相支候者、至幸山表備前衆可罷出事眼前候、幸
（蓬萊郡）
山表弱々敷事共候へハ、一大事之儀候間、此方人敷迫々差つゝけ、
児嶋表任存分候ハて不叶儀候、得其心備後衆へ之事、一時片時茂催
促仕立可罷出事、千万〳〵肝要迄候〳〵、

一昨日申所八、児嶋へ共、
多治部へ共上
(英)多治部

一昨日申所八、児嶋へ共、
多治部へ共上
(英)多治部

一昨日申所ハ、児嶋ヘ共、多治部モジブヘ共すめ候ハて、於深山兩方を相伺、可急方へと申事ニ候つれ共、此分申来候間、重々申遣候、其方所より元資・元親江早飛脚エリイチを遣、はや渡海候者何かも不入、備後衆之事うつしかけ、幸山表江可罷出候、如是ハ被申候へ共、もし旨儀相違候而、五三日も延引候て、未無渡海候者、備後衆之事も先深山表在陣候て、彼渡海之節、幸山へ被出候て可然候、可然候、此よせのけ、よくく分別肝心候、為此重々申遣候、謹言、

司呈呈表矣、行之儀頃日、人矣而、量度矣聞、香、正、司詩人矣、方者些子毛頭程茂、表裏有間數候之間、心安可申分事肝要候、既神文之条不及申候、

「粟屋木工允殿」

元就

隆景御判

元就御判

一
若又光景下之

文之条不及申候

從家親、就見鳴天神山之儀、対光景以ヶ条疑心之趣、被申候間、
弥以神文申遣候、此半何と様ニ申妨和讒候而、家親ハ疑候共、於此
方者些子毛頭程茂、表裏有間敷候之間、心安可申分事肝要候、既神

其上にて光景早々爰元被罷下候ハ、東西之行動之趣、覺悟之様
躰、則至菅可申候間、左候而東西動相定候て、備中・美作之諸勢を
被呼出候之様ニ候て可然候、此段孫兵存分尤ニ存候、於此方其分候
之間、香左早々爰元下向待入候、為此彼使二人を副候て遣し候、
一香左爰元下向候者、其方ハ某元ニ候て、家親供候て菅表罷出候
ハん事、肝要にて候、乍辛勞其段憑入候、

一家親出張相定、旧冬至松山^{上房郡}帰宅之由、香^{香川光景}左被申越候之間、誠可然本望候、其方上之上ニて猶以可相定候と祝着候(、孫兵^{三村親成}申之趣、先日申下候ツ、尤無余儀候、初かたら人数等召具出張候て、其上ニて談合など候て、少も日數候へ者勢衆も透候、競も覚候て不可然候之条、先家親者小者一人にて至菅、一日も早々被着候之様、弥可申定候(、

尚く、矢助事者、はや自吉田上着候哉
於然者爰元下向候て
可然候ハん哉、又家親供候て管罷出候て、可然候ハん哉、三人
可為談合候く、

五 毛利隆元書状

家親我々折紙可遣之由申候て、判紙其方所へ遣候キ、認候て相届候哉、其以後無左右候、可申越候、

至小松山罷出之由候、早々見合候て、可罷帰事待入候、度々注進之通、至吉田も申下候、

和智方其外之衆、至成羽(川上郡)可有陣替事候之由、兩人申通於隆元者、

不能分別候、其故ハ其方兩人罷出候事ハ、福原至成羽(音後)陣替させ候へとの儀をこそ申候て、罷出たる事候、然處ニ福原所之儀をハ不申調候て、内郡衆計を出候へてハなど、申候事、曲事候、初カ内郡衆計を可遣との賦ニて候ハ、我々此申事不入候、更於我々ニ者、不能分別候間、無申分候、何も吉田へ申下候間、兩人申通郡山(毛利元就)二分別ニて候ハ、其返事間候て、可申遣候、

一 國衆之儀、志摩利表被罷着事候間、從某元も可申談儀、肝要候、猶重而可申候、謹言、

隆元御判

「左京亮殿

〔赤田就忠〕
三郎右衛門尉殿

隆元

（『萩藩閥閱錄』卷百二十八）

六 小早川隆景感状

去六日備中國(上房郡)松山落居之時、敵一人僕從小三郎討捕之、誠神妙者也、

仍感狀如件、

永禄四年四月廿日

隆景

井上又右衛門尉殿

（『萩藩閥閱錄』卷十一ノ二）

書状到来披見候、三(三村親成)孫兵ニ逢候而、彼内儀之趣条々申越候、得其心候、

一 其境動之事ハ、家親(三村)小者一人にて罷出候て、行趣をしかと談合仕堅、其上ニて備中・美作諸勢呼出、則相動候而可然候、無所詮逗留候而ハ可然候との孫兵存分近比尤至極候、我等も内々其分にこそ存候ヘヽ、無余儀存分に候、

一 然間、先以一日茂早く家親罷出候事肝要迄ニて候、

一 庄(庄元祐力)四事者、家親存分次第ニ則可被罷出候、石川事備前表可為手当由候歟、是非此時伯州表罷出候ハてハ、無曲由堅申候ヘとの事ニて候や、是又内儀之段肝要候ヽ、

一 就其甲山(塩屋郡)へも猿懸(小田郡)へも可罷越之由、辛労之至候、乍去其段堅申候而可然候、

一 天満之儀者、則可事行候歟、長台寺少も可相支候哉、安来表江以警固相動候者、是も久敷儀有間敷之由、孫兵(三村親成)申候歟、尤候、得其心候、

一 なにかも不入候、先家親小者一人にても被罷出候者、其上にて東西動之趣、談合相澄、諸勢をもよひ出され候様に、可申調事肝心候

ヽ、猶自是重々可申遣候、謹言、

正月廿一日

元就御判

「栗屋木工允殿

元就

（『萩藩閥閱錄』卷三十三）

去月十二日、就三村帰陣、河岡之城可明退之趣候之処、未近市郎右衛門尉・境(経後)孫右衛門尉令同道、其方懸入踏静候付而、彼城堅固候キ、其方觉悟無比類候、我等祝着之段、更不及言語候、忠儀之至候、猶

給ふ共、屍の鬱憤は散じ申間敷、爲後戰御立退候へと申す。元親は久式へ被申は、貴所は一先阿波讚岐方へ忍ばせ給へ、四國因幡丹後の身方へ被申合重て遂本意給へ。草の蔭にて可爲感悅。久式申は、元親の御身體に可連覺悟にて當城へ罷籠候。兩家を斷絶せん事如何とあれば、一類是非々々立退き給へと、元親を進て、妻子一門三十餘人庭敷を立ち、兩大將一所に成て麓へ下る。升彌助・兒阿彌は、元親落行き給ふを不知體にて大手に向ひ鐵炮戰仕る。各落延び給はん時跡より追付、主人の手を引き阿部山へ忍び入る。藝州の侍大將は松山城へ入替り、門々に警固を置き、落人あれば注進せよと觸廻す。元親、升彌助に申すは、國の者達拜仕けれども、今は卑怯の先掛を仕る。汝一人是迄の届神妙也と泪を流す。彌助申すは、某他國者に候へども、從家親公被掛御目不淺に付、御臨終迄御供仕らんと存入候。御具足を致拜領度候、某松山城の門へ登り、乍恐元親と名乗て切腹仕候はゞ、敵他國衆なれば私の屍を見知間敷候。左候はゞ、諸口の番士共、窓候へば、中津井口を被掛け御心高田の方へ御急ぎ被爲成候様に申上候へば、昔漢の高祖が城を楚の項羽攻る時、高祖の臣下に紀信と云ふ者僞圖り誅君降城事、汝が諫是に過たりと感じ給ふ。暫時も非可存命、急ぎ松山へ登り、元親切腹仕る間檢使を給はらんと、敵將へ申達候へ、飢死して無詮。老母へ此形見を指上げ供佛施僧の營み頼入る由申候へ、君生害に敵の迎に参る事、非武義と申せば、元親方於背此趣は今迄の届け無詮と申候へば、敬は遵と承候と汨を流し御暇を申し、阿部山を立てて、形見の品々を持ち母上に指上げ、其後君生害の便は難心得と獨言云ひ、松山の城の門へ掛け込み、三村家の近習に升彌助と名乗り掛け、河村新助を切倒し五三人に手を負せし時に、敵大勢掛け討捕らる。敵身方惜みける。元親は檢

使の敵來らんと側なる山に上り見れば、松山程近に見ゆる。此城にて不果事今生の後悔後生の障に成り候。麓へ立出て城内へ遂案内可切腹と思ひ定め、六月朔日松蓮寺の大通へ行見れば、在所の者に行合ひ、元親爰に罷在り切腹仕る間、檢使を被下候様に城内へ申達候へと、在所の者に申含め待居ける。松山城門へ上り右の趣を御注進申上れば、爲檢使兒玉長門守・粟屋與惣右衛門、爲警固桂民部大輔・天野五郎右衛門を被仰付申。元親向檢使爲亡父孝養浮田和泉守を可討取と存る所に、濁世とは乍申天道も無惠候。人盛なる時は天曲で退くと只今存當り候。不入儀に候へ共、隆景卿へ細書一通認置候。

大庭加賀守殿は輝元公へ歌道師範なれば、

残し置く言の葉の陰迄も哀を掛て君を問へき

元 親

細川兵部大夫へ呈一通

一度は都の月と思ひしに我待夏の雲にかくる、

同

竹田法印は親類なれば

言の葉の傳のみ聞て徒に此世の夢にあはて覺ぬる

同

老母へは自筆

思ひ知は行歸へき道もなし本の直を其の儘にして

同

辭 世

人といふ名を借程や末の露消てそ歸る本の事をに

同

前匠作一瞬源樹居士

鑊頭爐炭清涼殿 剣樹刀山遊戯城

と書留め、天正三年六月二十二(マツ)日生害仕り、介錯は石尾助四郎。

元親の首は備後國鞆津へ被遣、將軍義昭公奉備實檢。千兵易得一

將は難求と、皆不惜人は無かり鳴。

今日の生涯三日に可延か、魚梁庭の後へ隆景卿の御旗見ゆるぞ、天神丸の逆心は同意に命を可扶と耳語きければ、身命の扶言に不欣無き者皆尤と同心し、銘々人質を三村孫兵衛方へ連來り、本丸の敵に成り、手切の矢本丸へ射込む。吉良常陸は、足弱共を引連れ本丸にて取籠る。敵身方譽感仕りける。不知仁義背武道者樂々尾・杉・諷訪・南江・升原・佐藤・神崎・山本・布施・林・渡部・山川・神原何れも元親譜代也。淺ましき心中と憎まぬ者はなし。元親・久式は諸方の相圖を待居る所、難頼は當世の郎等、反つて本丸へ手切の矢を射込む。元親申すは、譜代の奴原敵の備へ加り候へば、敵方には競を傳候。當丸の者忘却に見及候。宗徒の者共討たるれば、當城可及急難と申す。馬醉木丸守新山玄蕃助申すは、兼ての調談に如是成行候時は、相畠にて可曝屍と御定候。明日にも成候はゞ敵方彌可增人數候。時節能候。いざ一働きと申す時、田中藤兵衛申すは、左様の談議は無事成る時、今日の軍をば某に御任せ候へと申す。元親損氣色傍若無人の申様哉、乍去文士は隨賤教國主は恥民口、と曲留に仕り一働く申候へば、譜代の侍三百騎相隨ひ元親・久式二手に成り障子瀧迄出張る。三村與七郎・梶屋織部・田井又十郎・上田加介、相畠構へ城戸逆木を引破り家々に掛け、元親の罰は端的ぞ思ひ知れと申し、相畠逆心の者危き命を扶かり天神丸へ逃込む。二十日暮に及び、本城宗徒の者五六十騎取退く。敵は彌近陣に寄來れ共、本丸堅固に相抱ふ。隆景卿被申すは、此城急に挫かば人數多可損。只今迄爲届侍共者、元親に可並枕譜代可成ぞ。以方便人數不損様にと、

中島元行城内へ様々探りければ、千死と究りたる腹心、爪牙の勇士と被頼たる郎等、敵方へ人質を連れ掛る。残り留り忠義を守る人々は、石川久式・三村右京亮・同左馬丸・同兵部・同大蔵・同興七郎・郎徒三十騎に過ぎず。各元親へ申上候は、御切腹候て御名を發日本

井山雄西堂・日名助左衛門・吉良常陸・梶屋織部・上田・木村・吉井・山口・門田・升彌助・同甚六・兒阿彌、侍五十騎小座敷に集り、爲金打申は、今生の事は不及申、死出の山路三途の川御供申さんと何れも申合ければ、元親・久式向顔含笑。元親の取立て給ふ甫城検校は、松山籠城の由及聞京都より下り、籠城仕り御最後の御供可仕と望候へば、是非下城候へと進め、下部を附け城の麓迄下し候へば、衣類財寶剥取らんと検校を討果す。不便成る次第、中村善右衛門と申牢人一列に下る處に、是を見て狼籍の棟梁日名源次郎が細首を討落せば、調者有ぞとて數十人立向ひ切伏す。元親は一類老從へ爲暇乞盃を出し、數刻及酒盛所に、馬醉木出鼻丸へ中島大炊助攻口より火矢を射掛れば、風呂屋に燃付き大矢倉へ火渡り、麓二三里の間如畫。元親は敵不近付先に切腹せんと申けるを、石川久式申すは、一先爰を落給へ。天神高田兩所の身方堅固に候へば、落着く身方程近に候。織田信長卿の御契約、從豊後大友の御約束の誓紙をも御守り候へ、細川眞之・三好左京太夫數萬騎を相隨へ、近日可有渡海と申來り候へば、此度は被侍御身候へと諫めければ、元親嗤ひ、今夜當城を落忍び、明日日本の國殿に成候共、流石清和源氏を穢し先祖の名を下し可申哉。信長の契約大友宗麟・細川眞之・三好家の加勢不可待。神も當家を捨給はゞ、於弓矢之道は神未來歲無賴ぞ。各の御諫め更に難心得とて、彌切腹に被極、妻子從類を鹿の抜道より玉村へ送りける。

松山城没落并三村元親切腹之事

込候故、松山城へ逃入る。松山よりも玉村の渡し四條・原・魚梁場三口へ人數出し相支ふ。藝州方より足輕千人三口へ働き相戦へば、城兵引入る。鵠足山に備居る城兵七百餘、坂の半へ下り數刻相戦ふ内に、六幡山の上に陣取る宍戸が一手、高陣の後を廻り近々と押寄せ、頼久寺の上より廻り城兵へ弓射掛け、鐵炮打掛け突て懸り、數刻相戦ふ。藝州勢數百討れ立足もなく麓へ被追下。鵠足山の出崎より中島大炊助・三村孫兵衛四五百騎相隨へ、横鎧に突掛れば、城兵引上る節、眞先に進む元親の譜代石川久式の郎等二百三十騎討捕れば、隆景譽感不淺。藝州勢も六百三十枕を並べ討死す。宍戸備前守は一萬餘相隨へ大離の砦へ押寄れば、城兵敵の大勢成故か、同日午刻に要害より不殘突出て、數刻相戦ひ多勢討れ散々に成り、殘兵周章候や、要害を自放火して側なる嶮岨に取上り、敵を外目になして相戦ふ。藝州方雖爲猛勢郷里山谷無案内故、城兵以小勢毎度得勝利候は、山の案内鹿道迄能く知り掛引自由成る故、同日申刻に藝州方足を亂しければ、城兵追慕ひ候故引取事難成時、中島大炊助三百餘を召連れ、鹿道より城兵の備の後へ駆登り、閑聲を擧げ城兵の備と城の間を切取り相戦ふ時、宍戸備前守・杉原播磨守・浦兵部少輔・梨羽中務大輔大返し、前後より取包み相戦ふ。双方に手負死人無限。

其戦の間に藝州勢繩引仕ける。城兵山の出崎へ出張鐵炮打掛け、藝州後勢を追散し、旗幕指物を城内へ奪取る。籠城の老若勇めども、元親は氣遣不淺。可開運間身行を定るは、夜に入れ共帶を不可解と軍勢へ觸れ渡る。裡無之時は酒を用ひ間敷、自身用ゐる時は小樽にても役所の頭々へ送る。元親の眞實を感じ小盃の時も數盃に酔ひける。隆景、中島大炊助・三村孫兵衛に被申渡るは、近國爲見懲當城被成御退治候へ共、數年藝州へ忠節の三村なれば、後々は家をも可

被立間、身命無恙立退候様に御内意の趣を、刑部報恩寺清水法印へ申含め籠城させ、隆景御内意を達すれば、千死一生と思極候。元親一類譜代共二心出來、中島元行・三村親成へ頼み藝州へ内通多く出来、本丸へ手切れ矢射懸け、妻子を散々に引退る。

備中松山攻給小事

藝州方へ城内より數度夜討を掛け、日々遂防戰注進、諸方より毎日如引櫛齒首五十七十松山へ不來日はなし。惣門に柵を結び、掛並ぶる首三千百十六也。藝州小勢ならば可爲難儀所に、御本陣へは身方討る、無通路募武威給ふ事、廣大なる御大將と成恐。城内譜代の者共申すは、非可背君勸義より無外ば、兵糧も鹽も來春迄は可堪と云ひ合ひける所に、家親代今以て厚恩を請る竹井宗左衛門・河原六郎右衛門へ、從隆景卿御懇志不淺を元親聞傳へ疑掛る故、石川久式を頼み無別心旨を誓紙を調へ申上げんは本心と心得、井山雄西堂有同道小松山へ上り、元親へ佗言被申所に、六月二十日朝天神丸へ野菜を下部に爲持上る。門番策とは不知。扉を開き入る後を押立つれば、只今歸る、其儘と斷る故、相待つ間に、藝州へ内通の大月源内・小林又三郎、城内へ馳入り、久式の女中息女を人質に取る。續きて土居・工藤・田中・蜂屋・肥田・土師者共數百人、天神丸へ押込み閑聲を擧ぐ。石川久式は天神丸持口と云ひ、妻子の成行無覺束思ひ、物具を着し馳向ひければ、元親被申は、催諸勢只今可挫、同勢を待給へと久式へ被申ける内に、大松山守三村左馬允、佐内丸守三村兵部丞、三本松守日名助左衛門・徳重六郎左衛門・河上孫九郎何も討死可仕事塵芥共不思、有持口違某只粉骨の程不掛御目事殘念と申しければ、元親頼母敷思ひ、古老の者共申は天神丸にて切勝敵討捕共、

さみ、松蓮寺の後口へ忍び行て古小塚の邊に指置き、明れば六月二日の晩に大道の畔に憩ふ。二日巳の刻計に、樵夫一人通り過る。元

親招き寄せて城内の有様を問へば、藝州の人々御座すと答ふ。汝は松山に上りて、元親痛手を負て山路にあり、檢使を給らば出て腹切

るべしと云ひ送れと云へば、彼男恩賞を請んと、大將小早川の陣に斯と告る。去らば檢使を遣せとて、栗屋與三左衛門尉元方を始として、兒玉・栗原・三宅以下各馳せ下る。元親、栗屋を見て舊友の誼

あれば介錯を可頼。今度城中にて腹切らざる事慚愧の至に存する也。檢使の旁々愚意の趣隆景へ御物語候へ。今度謀叛を企る事、亡父家親の爲め宇喜多に鬱憤を存ずる事、曾て以て無紛。吾亡父の爲なれば天道に背くにも非じ。偏に武運の薄き事を恨むる也。扱城内にて不果事は久式が進めによれり。一先久式を落し置き、立歸りて腹切らんとせし所に、再三家人共に被押立、無是非麓に下る也。家僕共の心には路にて見失ひたる様にして、逃去るべしとの事也とは、今こそ思ひ當れりと、始終段々語れば、檢使の武士皆一同に感歎す。

扱重ね疊の上に座し各へ盃を指し、談笑如常にして、暫く座を立ち手水をつかひ、又本の座に還て栗屋を頼み硯を乞て筆を染め、最後の一首を必届けて給はれと念頃に契約して、隆景へ書一通諸事の子細を述させらる。次に細川兵部少輔殿へ一首、

一度は都の月と思ひしに我待つ夏の雲にかかる、

是は年來因深き故、今度籠城以來八雲集一部贈り寄せらる。此歌書は世に稀なるを、公家中へ頼て新に書寫し、下しける心の程こそやさしけれ。又武田法印は、元親一族にて、夷洛往來の傳て毎に至情

ありければ、一首、言の葉のつてのみ聞て徒に此世の夢よあはて覺めぬる

又大庭加賀殿は、輝元へ歌道の指南あり。學業多才にして交情不淺ば口號メダミとて一首、

残し置く言の葉草の影迄もあはれをかけて君ぞ問ふべき老母へは、形見の文に候とて自筆に認む。扱辭世の物語りあり。去る二十一日の暮方に、腹切るべしと思ひつ、位牌を書て、其上に、

思ひすれば行歸るべき路もなし本の眞を其儘にしてと書、八雲集の内に入置しかども、無是非落行きて懶き日數を送りけり。末後の一句なれとて、又一首、

人といふ名をかる程や末の露消てそ歸る本の雲に

前匠作一瞬源樹居士

と書留て、腰の物を抜き栗屋に渡し、帷子の襟を押しげ、案内申時頸打たまへと詞をかけ居なほる。栗屋西へ向ひ給へと云へば、十方佛土中何れを佛土に指べきやと抜身を持ながら合掌して、鑊湯爐炭清涼殿剣樹刀山遊戯城と唱へ終て、脇指を左の脇に突立て、右の脇に引廻し、胸の下程にて柄も拳も擢けよと押入れ、聲をかくると頸を打落す。六月二日の晩景に頸を取て桶に入り、本陣指して送りける。見る人涙を催す計也。千兵は得易く一將は難求、と惜まぬ人は無かりけり。

四 中国兵乱記

(『吉備群書集成』第三卷)

藝州勢成羽へ陣替并松山城兵働の事

天正三年三月七日に藝州の諸大將成羽へ御陣替の節、先勢廣瀬を押行く節要害より突て出て、安國寺備へ切て懸り、摸首座を始め數輩討捕る故、諸將驚き去り往く。此要害を打破れと鐵炮を掛け乘

たりとて何の奇特もあるまじければ、松山へ還て各一身をも立てよ
と、加介に國光の長刀を賜はる。石田が親は敵方にあり、頼寄る
方も有るべしとて暇を給りぬ。扱内田は數多の妻子を打捨て、是迄
の比類なき働也。降人に出て妻や子供を尋ねよと兼光の刀を遣せば、
三人一同に涙に咽び御返事申さゞりしが、何となく還り行く。今は
兒阿彌・彌介兩人残り、元親の手を取て彌深く藪中へ引入れ、膝を
枕にさせまゐらせ、胸より足へ摩でさすれ共、人の心地もなければ
只さめぐと泣居たり。兒阿彌つぐと案するに、氣色正くまし
くて、吾等最後の働くを御覽するにあらざれば、犬死して何かせ
ん。落行かばやと思ひ、二十二日の戌の刻に側なる小山にかけ上り、
四方を見廻す由にて終に捨て、ぞ返りける。舞の彌介は是を見て無
便思へ共、心弱くて叶ふまじ。よしく爰にて自害すべし。比興成
る哉御家人等、死出の山まで付慕はんと、誓ひし事も虚ら言にて、
阿部山迄も不來と獨言して徘徊せしが、又思ふ様、昔越後の忠太光
家が木曾義仲に先達て自害せし事、詮なきやうに語り傳はれば、元
親存命の間は可付慕と思定む。明れば二十三日辰の刻に、元親氣色
少し快くなり、如何に彌介、扱兒阿彌はと御尋あれば、昨日戌の刻
に欠落仕る由申す。元親心細く思ひ、我世に有ん時二世までと慕ひ
し者共も、却て比興の魁しける所に、汝一人残り居たる覺悟の程こ
そ淺からぬ。彌介承り、我二代の御厚恩を蒙る事誠に以て不輕。報
謝しがたしと存する故、更に命を不惜、爰に存じ出せる事の候。某
は松山の岸根に上り、元親と名乗て腹切るべし。其間に中津井口を
目にかけて高田の方へ忍び給へと云へば、元親聞て、昔前漢の高祖
の城を楚の項羽が責し時、紀信が諫に相似たりと感喜更に不斜。我
身の疵多く露命續き難し。斯く云ふ間にも如何なる下輩の手に可懸

も不知。汝は急ぎ松山へ上り檢使を乞へ、腹切るべしとあれば、正
き主君を殺す敵を迎に行く事候まじ。たとへ罷上り候共、身命助ら
ん爲にたばかる様に心得、言の下に可誅と申す。尤也、其印には袂
を切り可遣。又老母の方へは鬢の髪を可遣、若亦不歸來ば供佛施僧
の營を頼むぞと再三進むれども、兎角の返事も不申。明れば二十四
日の早旦に又彌介を召寄せ、只疾く登城せよ、消えかゝる露の身の
置所なきに付ても、益なき日を送るぞとて、理を分けてぞ口説き給
へば、彌介承り、誠に敬は隨へとこそ申候へとて、御印の物御形見
の髪の髪をとりそへ、高橋川を渡りしが、幾度思返しても君を殺害
の使難心得所詮敵の中へ馳入り討死すべしと志し、敵陣數百人の待
懸けたる眞中へ行き向へば、即時に擄取て彼の印と髪の髪の由來を
尋ねたれ共本より思ひ定めたる事なれば、子細に不及唯疾く殺せと
云ひ、二十六日の辰の刻に終に空敷成にけり。松柏は彰於歲寒貞臣
は見於國危と云へば、心の操正き下臥かなと感ぜぬ人は無かりけり。

卷之下

元親最後之事

修理進元親は彌介が討死せしとは不知、檢使を請來らん今や遲し
と待暮す。餘りに無覺束思ひつ、小高き所に上り四方を見廻せば、
松山程近く見ゆる。倩々思へば彼の山にて自害せざる事こそ今生の
後悔、後生の障りとも成るべけれ。松山に尋ね寄り城主へ案内を遂
げ、腹切るべしと思ひ、六月朔日夜半計に頼久寺に入り、亡父の塔
頭にて腹切らんとせしかども、亦思返し、元親最後の程も不知と世
人の云はんも可口惜、又松山に上りなば名もなき者に行合て、無由
死を致さんも詮なしと思案を廻らし、自ら羽織の裾を切り小篋には

元親落阿部山事

五月二十一日の暮方に、馬醉木・勢籠ヶ檀の兵翻るを聞いて、渡邊市郎兵衛尉、其外南江・山川兩家の者共も、懸落する者共を留る由にて、是も同く落失にけり。残り留る人とては、吉良常陸守・同七郎左衛門・輕部・布施・三村・大藏右京亮・石川久式・雄西堂、其外八田・木村・樂々尾・山口・内田・八木・上田・梶屋織部・舞の彌介・同甚六・兒阿彌、總べて勇兵五十騎計なり。中にも二十四人は一間に所に集り、今生の事は申に不及、死出の山迄御供申すべしと誓ひしかば、元親笑を含みて、君臣の道、忠義の誠、日月末落地と喜悦の色を顯せり。扱新席并衣裳迄寄せ、腹切らんと座敷を作り益を廻し、如何に各辭世はなきかと宣へば、芦雪と云ふ盲人計り懷中より矩冊一つ取出す。元親一覽有所に、早馬醉木より鼻の丸へ火を懸け、大手より障子ヶ瀧へ焼上り、折節辰巳より吹きける風即時に吹きかけ、麓一里四方は如晝成りにけり。元親は只疾く敵近づけかし、腹切らんと計云ひける所に、久式押留め、一先遠島へも落行き給へ。天神・高田堅固にあれば落處の頼みも候也。先一身を保ち給ひて、信長の兼約・豊後の誓紙をも御守り候へかしと強て申しければ、元親あざ笑て、遠き味方の頼みも此時節は無之、縦へ明日は天下の主と成るとても、流石清和の始を汚す事、返す／＼も口惜しかるべしと宣へば、久式、仰尤也。乍去名を萬代に残すとも、屍の簪憤を散じたるためしはあらじ。是より船際迄は御供申すべし。自然の時を存じ候て飛渡りの使をも求置候へと云へば、元親聞て左もありぬべし。乍去某においては其儀なし。御邊は一先讃岐の方へ忍び落ちて、阿州の役、因丹を催し、重て本懐を遂げられば草葉の影に

ても憤りを散ぜんと、心強く辭すれども、久式色をかへて、御爲を存る故某居城をも捨退き一所に籠城す。爲誰にか命を惜むべき。八幡も御照覧あれ、一足も引まじく候と高聲に諫むれば、元親の家人ども、主君の腹切らん時見捨てんも口惜かるべし。義思へば忽ち命を失ふ。所詮一先引落し、山下に見失ひたる様にして散々に可成と心底に思入れ、久式と一緒に口を揃えて諫言す。元親僕々思案して、一人の覺悟にて數人の命を失はん事も不便也。一先久式を落し置き、岸より立歸り腹可切と決定して、去らばとて上下一度に座敷を立つ。中にも舞の彌介は、暫くと申を脱て彼所に捨て、跪て申ければ、某年老い候へば遠路の御供成がたし。是迄こそと云ふまゝに、鎧の袖を押しまくり、已に脇指を抜かんとす。元親屹と見て彌介が右の腕をひしと取り、我遠路を凌がんことは期しがたし。先途は此時ぞ、しばし止れと有りければ、無是非仰に随へり。久式屏に手を懸けると、元親取て返し本丸へ上らんとす。久式抜かされじと引返す。家人共は兩將の騒囂を取て押出し、二十餘人取次しどうになつて、五月二十二日闇を返路の幸と數百尋の岩石片時の間につく。元家は細道よりすべり落て、大石に當て肩をつき正氣已に絶んとす。一族付慕ぶ者共も、跡より敵の進み來ると心は急ぐ落路の闇に、元親は早息絶えぬと見捨て、散々にこそは成りにけり。年頃召使ひける同朋兒阿彌・加介・彌介・石田・内田主従六人、高橋川を打渡り阿部山差して入りにけり。二町計を行く所に又太刀の鞘走て右の膝の口深く切りかけたり。又素足にて有りければ、左の踵を一文字に踏切り一歩みも不叶。元親涙を流し、天道吾をすつるか。汝等四五人は從ひ

危き軍は無用たるべしと云へり。時に田中藤兵衛と云ふ者進出て、軍の法は時に隨て變化すべし。今日の軍は我等に御任せ候へと不憚申上ければ、元親良々有て、文士は賤教に隨ひ、國主は民口を恥よ

と云へばとて、曲て其儀に同じける。然る所に、軍兵三百騎惣門に聚りけり。元親も久式も共に障子籠まで馳出で、三村與七郎・梶屋

織部・田井又十郎・上田加介を始めとして、相畠の城戸より逆茂木散々に引破り、家々に火を懸け、此頃心替りして比興を現せし奴原、

主君の恩を忘れたる天罰端的にてはなきか、思ひしれと匂れば、匍々天神丸へ引退く。去れども本丸の兵は、一人當千と頼にかけし大松山勢、案の外に翻れば、大に氣を失ひけり。危に臨ても不變心是大

丈夫と云ふぞと、互に教訓は仕合ひけれ共、己に不移時日藝陣本丸へ押寄すれば、叶はじとや思ひけん、二十日の暮方に小原主計・南江馬右衛門を始として、近習の者共五十餘人引退しかば、元親廣様に躍出て、聲をかくれども不顧、只一文字に相畠指して入りにけり。敵は追々に加り、猿屋・高陣・傾城が尾・松岩・院軸の林に至るまで如雲霞充滿せり。去れども本丸堅固に抱へければ、藝州の兵兒玉三郎左衛門尉・井上又左衛門尉密に評定す。此城三日停滞せば軍兵多可損。其故は元親と双枕討死せんと相窮めたる者計残りたるべし。

窮鼠返て猫を噛むと云へば、今此紛れに攻め落せとて手を盡すと云へども、彌々無別條控へたり。馬酔木は新山家住ふまへ、勢籠ヶ檀は田井長門守・同左近丞・阿部市介・田中藤兵衛・同左京進・井和奎助・野口等を始として、屈強の兵二百騎計にて控へたり。一旦には攻落すべき様もなし。藝陣重て術を替へ、二十一日の早旦には馬酔木・勢籠が檀へ先矢文を射て、其意を見んには不如とて、薄籠の矢に計策の状を付て射込めば、籠城の兵共寄り集まり、是は唯たば

かりて討つなるべし。只々一所に腹可切と決定すれども、色を替へて申送りければ、二十一日酉の刻に弛弦脱甲降人にこそは出にけれ。淺間しかりし事共なり。

甫一 檢校之事

爰に遠都と云ふ座頭あり・元來都の者也しが平家を語る事當時無双の名を得、敷島の道にも不暗。一年京都の騒動故、生年十八歳の時此國へ下向し、偏に元親を頼みよる。元親仁愛厚き人なれば憐みを加へ位を勾當に進め、天正二年の秋の頃検校迄に進めて、甫一検校とぞ號しける。彼甫一も深恩を感じ、松山籠城の由を聞て遠路の波濤を凌ぎ、天正三年中春の頃當國に下向して、國中戰場の事なれば夜となく晝となく山川嶮路を不憚、漸く松山へ忍入る。元親對面ありて、盲人の是迄の志し誠に山海を隔てし日頃風月の馴染なれど、愁眉を開き積情を散ぜし也。斯て急なる時節なれば何れの口へなりとも忍通り、歸洛あれと進むれ共、さすが名殘や惜かりけん、一日二日と相延びて落城迄ぞ留れり。已に二十一日の暮方に、甫一を馬酔木より送り出す。惡黨是を見て、いざやたばかり衣裳を剥ぎ取らんとて、相語らひ送りつれて溪路を下る。麓にて惡黨共の耳語く聲を聞付て、すはや時節到來すと心得て、暫しとて左の手をあげて、辭世かと覺えて「都にも」と五文字を唱へける所を、只一打に頸を刎る。又中村吉右衛門尉家好と云ふ亂舞の藝者元親に隨身す。是も甫一と一列に馬酔木より下りけるが、甫一の有様を見て不適と思ひけん、走り懸り日名源六郎と云ふ者の頸丁と打落す。しれ者こそ有れとて、數十人立向ひ即時に切伏せたり。誠に一藝に名有る者共なれば不惜人はなかりけり。

彼者共より久式守禦の天神丸を可討との略なれば、久式留守を窺ひ天神丸へ法印の有ける所へ送るて、人夫に野菜を持せ遣す。門の警固、武略とは知ず扉を開き入れるに、竹井が被官大槻源内・小林亦三郎透間なく走入り、久式が妻子を捕へたり。居合しける者共二三十人、すはや遁すなど聲をかけ、或は譚本を甘^(竜)げ或は鎗薙刀を提げ一同に懸りけれ共、主君の妻子を人質に取らるれば、番の者共手を失ひ、椽の上に飛上り飛下り進退已に窮れり。敵方には合圖の聲を聞き土井・工藤・田中・蜂屋・肥田・土師・神原以下數百人、天神丸に押入り閥を嘗とぞ上にける。去れ共本丸には少も不騒、元親を初め物具堅めて件の奴原心替りしたるらん、大松山・三本松の者共はよも替る事は非じと云へば、石川久式は天神丸の守禦と云ひ、妻子共の行末と云ひ覺束なく思ひつゝ、鎧の上帶しめながら相畠に馳向ふ。元親屹と見て、暫く御待候へ。大松山の勢を可相催と草摺を取て引留む。久式心はせきあへね共、勢の寄をぞ待居ける。敗軍の有様は目もあてられぬ次第也。

松山落城之事

斯て大松山の守禦三村左馬助親重・大兵衛尉親當、三本松の守禦親氏、佐内丸の守禦三村助左衛門尉親友・法重六郎左衛門・同右馬之介・河上孫九郎・渡邊左京之進一騎當千の兵へ、早使をたて、申遣しけるは、天神丸へ今日可押入條、早く陣具を調へ馳出らるべし。渡邊左京之進は河上因幡が丸に放火し、一門妻子を大松山へ蒼ませよ。相畠へは火矢を射懸くべし。早々天神山へ可寄と、大松山其外渡邊平三・同藤内・平松、西は大強下原邊迄相觸れけり。各一等の返事には、主君の爲死を致す事塵芥とも不存、但責口違はゞ

粉骨の働き御覽に及ぼしがたき也。是御暇乞にて候也と早速御返事申し、物具かためて出立たり。然る所に大松山・三本松の間に小屋五六百間有り。其中の男女俄にふためき騒ぎけり。こは如何にと見る所に、老人立出て云ひけるは、天神丸を賣落す共今日の生涯明日にも不延、早敵數千騎甲の星を並て岸根に押寄す。魚梁庭の前後に旗三流翻るは、定て隆景にて有らん。天神丸も彌々勝にのるべし。運を開かん事難かるべし。只今猛火の中に妻子從類果つべき事眼前也。先天神丸へ相與し、數千人の命を扶くるべしと評議すれば、命を助くる助言には不顧者なかりけり。中にも心剛なる者共は本丸に籠らんと、子出づれば親引留め、親出づれば妻子悲歎す。兎角しける間に三村親成押入り、抜々に人質を取る。喚叫の聲々は、偏に罪人の獄卒の手に渡るも斯やと思ひ知られたり。天神丸よりは相畠に火をかけ、火急に責めかくれば、相畠の者共は妻や子共々行きもつれ、きたなき降參をぞしたりける。其人々には樂々尾豊後守・杉三郎兵衛尉・輒所藤介・南江備前守・升原内藏助・布寄・佐藤右京之進・同右京亮・石田與市左衛門・同氏備前守・神崎豊後守・同兵衛左衛門・山本左馬助、其外士卒數百人、皆本丸へ弓を引く。中にも吉良常陸守・神原與三左衛門尉、妻や子供を引具して、本丸へ入れり。次に芦雪と云ふ盲目の禪門あり。是も本丸へ入る。本丸には大松山の兵を第一頼みに思ふ所に、初の返事背いて皆忽に翻れば、元親大きに驚き、已に軍の評議を替へんとせし所に、馬醉木^{アセビ}の守禦新山玄蕃之助家住進み出て、時日を延しては叶ふまじ。明日にも成り候はゞ敵勢彌々可加。今能き時節と存する也と云へば、元親譖代の者ども尤と同じける所に、元親暫く思案して、天神丸の兵は多は勢ひ得る者也。味方は大半氣を失ふ者共なれば、仕損ぜんは必定也。

をも不解、興あれ共酒をも不飲、軍の工夫の外他事なしとこそ見えにけれ。軍士に酒を給はれば、士卒彌々情を感じず。傳へ聞く、唐の越王勾踐伐吳時、醇酒一器を江の上流に注ぎ士卒をして飲ましむれば、皆其情に醉ふとかや。或時近習へ語り給ふは、正月朔日の夢に、一つ闇にて手をぞ打ちけると、亦三日の曉の夢には、みかさのまして鳥のかよはずと、如何様不思議の句也と皆一同に云あへり。扱も數度の合戦に、敵味方粉骨碎身の働き、樊噲張良も消肝有様也。委く記すに不違。輕部治部・進藤掃部・布施左衛門太夫・同内藏助・渡部・神原・矢内以下、其外宗徒の兵討死の士卒不知數。寄手の兵には、家近十郎・神津・原・梶屋・難波・大槻數多討死す。是は近里の者なれば往々に記せり。其外備藝防長の兵、此役にて果てし事不可勝計、松山通路の所は石蟹・唐松・穴田・手の庄・稻田・中野・野山・多氣の庄・古瀬・河面に至る迄、日々夜々に相戦ひ討取る所の首數十、十五不記日ひ無かりけり。藝陣小勢ならば保つべきにあらね共、本陣には通路夜討の噂もなく、彌々武威盛に募るは、大軍とは云ひながら、名大將の徳也と皆舌をぞ震ひる。

藝陣薙麥事、附松山勢心替の事

四月七日には、松山の乾に當て河西の寺山と云ふ古城、北山へ惣陣を移し、古瀬東西の麥を薙ぎけり。松山城内よりは、爰彼に馳出て混ら合戦を懸くると云へ共、寄手曾て取合はず。口羽・兒玉・井上三人一様に云けるは、城中の形勢を考へ見るに、兵糧若自由ならば態とも崩折れたる様に仕成すべき所に、混ら合戦を好む體は如何様落城近かる可く、所詮引退けと下知すれば、城内の者共は此謀は不知、彌々緊く噪ぎ立てる。敵陣は白地と云ふ所へ陣を移し、阿部

西野の麥殘りなく薙けり。暫く在陣有て四月二十四日、藝陣不殘成羽へ打入る。松山には息をつき安堵する所に、拽地築地上げ馬場を作り、長陣の仕度しければ、松山籠城の兵案の外に思ひ、打寄り二心なき様を相語る。抑、此城は要害能く、水卓散也と太平記にも記せば、不容易山也。明春迄は持堪べしと勵義盡忠、死を一舉に可決と頼母敷見えたる所に、元親譜代の郎等に竹井宗左衛門尉直定、河原六郎左衛門尉直久と云者あり。強て比興をたくむべきにはあらざれ共、初め元親思立て、一時も今戰國の最中にて國の力も弱く、四方に敵満ちて候へば、能々御思案肝要に奉存と意見申上げけれ共、其後元親父子大きに機嫌を背きければ、親成に内縁有し者共なれば、何とやらん少しは隔心にもや見ゆらん。今度籠城にも出丸の一つも必預けらるべき身なれ共、左なれば、心中には恨める心地にて居たる折節、小早川隆景は西國無双の大將にて、勇氣智謀相兼たり。親成を使りとして、若此時忠節を盡さゞれば未來に至る迄毛頭疎略無之と、熊野の牛王に誓紙をして兩人へ密に被申入りければ、彼二人元來心淺き者なれば、終に志を變じけるこそ無是非けれ。是とても時至らぬ儀を思立れ、終に敵の足を踏入れぬ國なるに、俄に大軍に被押入て、方々の城々も忠節の甲斐もなく、籠の鳥をしむる心地して、諸人心得がたく、衆議一味せざる故也。去ば天の時不如地之利、地の利は不如人之和と、古人の言葉、今割符の如く也。元親も兩人の色略々察し給ふにより此者共石川久式を頼み無別心由本丸へ達し給へと歎けば、久式眞と心得井山の雄西堂を伴ひ小松山へぞ上りける。久式は平生無油斷軍將にて、本丸へ僕二三人召連れ上りける。頃は五月二十日巳の刻計の事なるに、手勢三十人討残し置き用心繁くすと云へ共、誠に國家の興亡は自ら有時とこそ覺えけれ。

同 周防守勝 静

奏者役、松平越中守男、御入家有

(高梁市立図書館蔵)

二 太平記

諸國宮方蜂起事、付越中軍事

山陽道ニハ同年六月三日ニ、山名伊豆守時氏五千餘騎ニテ、伯耆

ヨリ美作ノ院庄へ打越テ國々へ勢ヲ差分ツ。先一方ヘハ、時氏子息

左衛門佐師義ヲ大將ニテ、二千餘騎、備前・備中兩國へ發向ス。一

勢ハ備前仁萬堀ニ陣ヲ取テ敵ヲ待ニ、其國ノ守護勢、松田・河村・

福林寺・浦上七郎兵衛行景等、皆無勢ナレバ、出合テハ叶ハジトヤ

思ケン。又讚岐ヨリ細河右馬頭頼之、近日児嶋へ押渡ルト聞ユルヲ

ヤ相待ケン。皆城ニ楯籠テ未曾戦。一勢ハ多治日備中守、檜崎ヲ侍

大將ニテ、千餘騎備中ノ新見へ打出タルニ、秋庭三郎多年拵スマシ

テ、水モ兵糧モ卓散ナル松山ノ城へ、多治目・檜崎ヲ引入シカバ、

當國ノ守護越後守師秀可戰様無シテ、備前ノ徳倉ノ城へ引退ク刻、

郎從赤木父子二人落止テ、思程戦テ遂ニ討死シテケリ。依之敵勝ニ

乗テ國中へ亂入テ、勢ヲ差向々々責出スニ、一儀ラモ可云様無レバ、

國人一人モ順ヒ不付云者ナシ。只陶山備前守許ヲ、南海ノ端ニ添テ

僅ナル城ヲ拵テ、將軍方トテハ殘リケル。

(『太平記』卷二十八)

三月朔日には、隆景を初め諸軍勢成羽へ陣を移し、諸方をさげす
みける所に、松山の勢廣瀬の陣屋へ馳せ出て、藝州安國寺の僧模首
座其外數輩討果しければ、藝州の大將大に驚き、さては此時雌雄を
不決ば、所々の蜂起眼前たるべし。去れば彼の陣屋打破らんと、三
月十六日卯の刻に、阿部川に打望み、玉の渡・四篠原・魚梁庭三口
へ轡を並べ、一度に颶と渡し、鷄足山に陣取り、士卒七八十計馳
下り所々に放火しければ、廣瀬の陣屋可保に非ず。軍士松山を目が
けて引退り。松山よりは屈強の兵共を坂の麓に八百騎ばかり馳下し、
初の程は遠矢に少々射けるが、双方次第に練り寄り鎧届にて相戦ふ。
其間に八幡の上に陣取りたる藝州の兵を見かけ、松山よりは高陣の
後を忍出て近々と差寄れ共、藝陣は夢にも不知、頼久寺の上へ寄向
ふ所に、後より鐵炮二百挺計不意に放ち懸くれば、敵陣肝をけし混
乱して四角八方に颶と引く。松山よりは勝に乗て追散し追まくり、
鷄足山の麓近責寄せて鋒より火を発してぞ戦ひける。三村親成が勢
初め、諸卒の手負討死する者數不知。松山勢には、神原六郎左衛門
尉其外士卒數多討死す。漸く薄暮に及びて双方相引に引退きけり。
扱四月四日には、松山より多氣の庄大離の陣屋へ馳出づ。此陣屋每
度得利、此時多勢を見がけ自ら放火、四日辰の刻に灰燼と成す。藝
陣は多勢也と云へ共曾て案内を不知、味方勢は小勢なれ共、嶮易の通
路能く知れば、四日申の刻には敵陣粉々絃々として足を亂しける所
に、備後の國の住人檜崎^彦左衛門豊景・同禪正忠元兼・木梨元恒・
三村親成等取て返し防ぎ戦ふ。其間に諸卒無恙渾々として引退す。
暮方後陣より後れて通る人夫共、或は追散され、或は討果され、陣
具多くは城内へ奪取りしかば、籠城の癖にて、少の事をも大に悦び、
老若男女さゝやきけれども、元親は唯默然として、闇に入りても帶

三 備中兵乱記

卷之中

松山軍之事

弓三拾張 矢千 鉄砲五拾 玉三千五百

薬五拾箱 但十貫目入 火繩千 口薬入五拾

滑皮袋五拾 錄形五つ 長柄五拾本 借具足式拾領

足軽具足百

一 浅野内匠頭様

御宿 荒木六郎左衛門

元禄七戌年二月廿二日御着、廿三日午刻御引渡相済、内匠頭様御家

中五百式拾五人分、従御公儀御扶持方出る、内匠頭様御家来内山下・

川端町両丁にて川端丁者口無御座、内山下之内より出入有之候

一 元禄八亥年 赤穂より御引渡一件

御目付 井上多左衛門 御宿仕合 与惣五郎

菅沼藤重郎 大坂屋 久兵衛

御代官 平岡吉左衛門 仕合 与治兵衛

大岡喜右衛門 草間屋 九兵衛

御手代衆ハ太田杢之助屋敷

一 元禄八年亥八月六日上野国高崎より御所替

安藤對馬守重高

宝永元申年八月九日卒去、知行六万五千石

同 右京之進重行

後長門守、正徳元年卯五月十五日濃州加納へ交代、御父子拾七年

御上使 宮崎七郎右衛門

御宿大坂屋 与七郎

安西弥十郎

大坂屋 七郎次郎

御手代 海野甚内

御宿富士屋

五郎右衛門

牧野近右衛門

石川石之助總慶

五月五日より十五日迄

後宗十郎又主殿頭と改、正徳元年卯五月五日に山城国淀より御所替、寛保四子年六月四日勢州亀山御交代、三拾四年城主、御知行六万石

御上使 川勝左京

御宿 大坂屋

牧野鞍負 " 大坂屋 久兵衛

御代官 川田玄蕃

御宿 大坂屋

孫七郎

板倉周防守重澄

延亨元年子六月四日勢州亀山より御所替、御隠居式拾七、明和六年

丑五月三日卒去、行年五拾一、円乗院と号

同 美濃守勝武

奏者役、明和六年丑五月晦日卒去、行年三拾五才、大光院と号

(中 略)

同 隠岐守勝従

実八勝武弟、後日向守、安永七年戊二月十四日卒、行年式拾九才、

康長院と号ス

同 周防守勝政

勝従弟、始左近將監、隠居主膳正と称ス、寺社御奉行役、後國隠居、

文政四年己三月二日卒去、義正院と号、行年六拾三才

同 周防守勝暎

奏者、文化元年子七月十二日卒、大洞院と号、御年廿一

同 周防守勝職

始充之進、後改阿波守、奏者役、嘉永二酉八月廿二日卒去、御年四

拾七才、寛徳院と号ス

(中 略)

(中略)

水谷左京亮勝宗

但給人松山領有之度ハ心次第二可被指置

事、附り立退輩者先々ニて無異乱可宿借
旨証文可遣事

扱只今之城ハ天和元年酉正月より御取付、同三年亥迄成就ス、烟角

兵衛、作事奉行永島万九郎、小糸^{ナカシ}万助、大工頭玉木喜左衛門、御寝

小屋迄出来、

(中略)

左京亮寛文三年卯御家督、元禄二巳二月十九日卒去、

同出羽守勝賢

同年御家督、同六年十月六日卒去、寛永十九年より元禄六年まで五

拾弐年城主、同年十二月廿六日落去之由、同七年正月元日申来ル、

依て出羽守様御養子信濃守様同年御疱瘡ニテ逝去、水谷主水様江戸

へ被遊御召、同国之内ニテ布賀村三千五百石被下置候、為城請取駒

井内匠頭様、御代官平岡吉左衛門様、播州赤穂城主浅野内匠頭長矩

同年二月廿二日松山へ至着、廿三日御城請取御帰國、御名代家老大

石内藏助被相詰候

元禄七年戊二月赤穂へ御引渡し一件

堀 小 四 郎 様

御宿仕合

与惣五郎

御目付

駒 井 内 匠 頭 様

大坂屋

与七郎

稻野喜右衛門様

大坂屋

久兵衛

御勘定

桜井七右衛門様

御宿富士屋

善右衛門

御代官

今井七郎兵衛様

仕合

与治右衛門

平岡吉左衛門様

どうらん百 口薬入百 長柄五拾本

條々

旗竿五拾 熊手三本 鎌六本

今度城被召上付而、家中之輩引拵之儀、今日より三十日を可限

一喧嘩口論停止之訖、若違乱之輩あらは、双方可為誅罰、万一千荷
担者、其科可重於本人事

一猥ニ竹木切採之義并押壳狼藉之事

一種借之儀、藏より出し借付之儀於無疑者、当暮可収納事、附り年

貢未進寄指之事

一家中之輩、武具諸道具其身之外心ニ任せ可申事

一未進方ニ取遣男女之儀、主從相對次第ニ可致、式拾ヶ年過者可為
普代事

附り 普代ニ出置男女無其紛者普代勿論之事

一借物者可為証文次第事
右之条々被仰出之旨堅相守、此旨若違輩之族有之者、可被處嚴科も
の也、仍而如件

元禄七年戊二月

駒 井 内 匠

堀 小 四 郎

右者、高札立申内御番人内匠様御家來御組付少し之内御立置、内匠

様御内萩原重郎右衛門様

前代より城附

弓弐拾張 征矢八百 鉄砲百挺 玉薬箱五荷

但玉薬無御座

落シテ今子孫有漢ニ有之

鍾湯爐炭清涼殿

一 永正年中三河国小谷より来ル上野律師義弁末葉松山居城

鍔樹刀山遊戯城

上野刑部少輔氏定

家臣桑名、横手ト云者有

人といふ名を借ほとや末の露
消てそかへる本の零に

同 備前守頼久

頼久寺開基

同 伊豆守

大松山城主

舍弟右衛門尉

小松山城主

天文二年猿掛城主庄為資攻來り、伊豆守兄弟共ニ討死、終ニ備中守
と名乗リ式拾九年父子三代亡

庄備中守為資

同備中守高資

同兵部少輔勝資

成羽之城主三村家親毛利之加勢を請、松山を攻、高資敗軍して討死、

勝資ハ雲州へ退く、後備中へ立帰り児島常山合戦之時、毛利家ニ寄

手之中ニ討死、天文二年より永録二年迄廿七年城主子孫今ニ有

三村備中守家親

庄高資を討て城主と成、然共備前浮田直家と連年国を争ひ、家親、

宇喜多が領地作州へ攻入、直家、遠藤兄弟を密ニ遣し、忍討ニす、

家親の息修理進元親、舍弟少輔五郎元祐、石川左衛門等、備前へ攻
入、妙善寺合戦ニ三村方大ニ敗軍、元祐討死

同 修理進元親

織田信長ニ勧められ、毛利家を叛く、輝元大軍を以備中を攻め、所々

の戦ひ破れ、松山落城、元親城を出、村里ニ吟ひ、松連寺ニて自害、

天正三年六月二日也、父子拾七年程城主、奥灘池之辺ニ宮居を建、

元親大明神と称す、毎年祭礼有之

辞世

毛利家より居ル、其後又改る、陣代
当分桂民部大輔

天野五郎左衛門元重

同 中務大輔元信

慶長五年石田治部少輔三成謀叛、輝元合体、関ヶ原三成方大敗軍、
輝元関東へ降参、備中闕国と成、西国目付備中仕置職兼為御代官下
向、天正三年より慶長五年迄式拾六年、元信退去

小堀新助政次

同 作助政一 後遠江守

大松山之城、年々破損して、其上城地広大ゆく、唯今之城小松山を
遠江守繩張して御取立

(中略)

慶長五年より元和四年迄父子拾九年

池田備中守長幸 知行六万五千石 因州鳥取より交替

同 出雲守長常

一 御崎大明神、元和之初長幸建立、元和四年より寛永十八年迄式拾
四年城主落居也

威徳寺ハ池田家之菩提所也

水谷伊勢守勝隆

常州下館より交替、知行五万石、寛永十九年成羽より入部、寛文三
卯年五月三日卒ス

一 松山老牛山伏草城主暦代記

松山城

(別名、松山御城主暦代記)

同三郎義継
同平六重連
同三郎重知

柳當城ハ人皇六拾壹代朱雀院天慶弐年三月藤原純友謀叛之時、橘經氏軍功有、帝其功を賞して備中河内両国を給ふ、経氏ハ元弘之乱ニ武威を顯せし河内判官正成には拾六代之祖也、経氏の嫡家ハ河内を領し、庶流ハ備中を知行して此城を築き、仮名を高橋と称しける

今以松山を指て高橋と唱へけるハ、仮名より事起り、又ハ所之名ともなれり、寿永二年木曾ノ義仲追討之大將軍として平家公達六人、侍大将五人之内高橋判官長常其壱人たり、元弘之合戦ニ鎌倉方たりし高橋九郎左衛門尉、舍弟大五郎兩人六波羅の下知ニ隨ひ軍功を顯す、力量人ニ勝れ、早業之勇士近国に隠れなし、大松山ニ高橋九郎左衛門尉、小松山ニ弟大五郎とて当國之守護たり、其後平家滅亡して鎌倉將軍家頼経公時代執権北條陸奥守義時が威勢を憎、先帝後鳥羽院、當今順徳院と蝶し合て皇子土御門院ハ隨ひ給わす、曾て御諫あり、依之先帝の近臣、或ハ近国の武士を集められしかば、終に閑東へ聞え政子御前ニおいて軍議評定し、東海・東仙・北陸三手ニ分れ拾九万騎之勢を以、攻登り、先帝ハ隱岐国へ流し奉、順徳院ハ佐渡の国へ、土御門院ハ構ひ不申と云共、孝貞の道を重しられ、無余儀土佐国へ流奉る、其外之皇子達、或ハ備前・北国等へ流罪、是を承久之合戦と云、相州三浦之一族秋庭の三郎重信、此時之軍功ニ依て備中有漢の郷を給わり松山ニ城郭を築く、然共に漢より掛持、殊ニ城地広大故、少身なれハ悉く成就せずと也、貞應之頃にて有べし

秋庭三郎重信

同又四郎信村　宝治合戦之節於鎌倉討死ス

高橋又四郎　実名不知、所名高橋と云ふ、是より松山と改、元弘之乱ニ京都六波羅之催促に順ひ、越後守仲時戦ひ破れ、関東へ落行、江州番場ニて野武士に被取籠、辻堂ニおいて主従共皆自害ス

秋庭七郎重継

觀応弐年高橋中務承英光、播州杉坂合戦の先陣として軍功、太平記に載る処なり、高橋氏ハ窪屋郡の城に移る、其後高越後守師秀城主たり、松山の城ハ要害堅固之城なれハ逆、細川頼之之下知として兵糧を沢山用意し籠られたり、然る故太平記に水も兵糧も卓山之松山之城へ多治辺・樅崎を引請しかハ、当國之守護越後守師秀戦ふへき様もなく備前徳良之城へ引返砌、良従赤木父子武人落止て思ふ程戦ひ終ニ討死したり、只須山備前守斗南海之端に添ふて城を拵へ、將軍方逆ハ残りけるとそ記したり

同三郎重明

康安二年秋庭三郎重明、高師秀の執事たり、然共師秀諫言を用ひたりしかば、不和と成て貞治年中山名氏ニ属して板屋・川村と心を合せ、國中を従へ再興しければ、師秀、須山備前守か城にそ退けり、重明ハ三河國の産にして秋庭妙鶴丸と号して尊氏將軍の寵臣、今ニ三河國の秋葉山ニ事跡あり

同八郎頼重

元祖重信より十一代弐百八拾四年にして元重ハ永正二年に卒ス、没

資 料 編

史跡備中松山城跡保存管理計画書

1992年3月

編集 高梁市教育委員会
発行

〒716 高梁市松原通2117-1

TEL(0866)22-2180(代)

